

平成28年度

山梨県包括外部監査報告書

業務委託に関する事務の執行について

平成29年3月

山梨県包括外部監査人

税理士 三神治彦

《目 次》

第 1 章 包括外部監査の概要

1	包括外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件（テーマ）を選定した理由	1
4	監査の対象部署	1
5	包括外部監査の対象期間	2
6	包括外部監査の方法	2
7	包括外部監査の実施期間	3
8	包括外監査従事者の資格等	3
9	利害関係	3

第 2 章 包括外部監査対象の概要

1	一般会計・特別会計の概況	4
2	業務委託について	6
3	監査対象の概要	10

第 3 章 実施した監査手続の概要

1	実施した監査手続	20
---	----------	----

第 4 章 監査の指摘及び意見

1	監査結果の概要	21
2	全般的事項に係る監査結果(意見)	21
3	個別事項に係る監査結果(指摘及び意見)	25
(1)	山梨県富士山保全協力金の現地収納事務委託	25
(2)	富士山七合目救護所開設業務委託	26
(3)	県庁電話交換業務委託	28
(4)	防災新館整備等事業（P F I 事業）に関する業務委託	30
(5)	県庁駐車整理業務委託	32
(6)	県庁秘密文書溶解処理業務委託	35
(7)	県庁資源物回収業務委託	38
(8)	県庁北別館及び県民会館清掃業務委託	40
(9)	県庁ごみ収集運搬業務委託	42
(10)	県庁舎及び構内維持補修業務委託	44
(11)	県庁本館等及び構内清掃業務委託	46

(12)	県庁舎電気設備保守点検業務委託	48
(13)	北別館等移転作業等業務委託	50
(14)	本館他消防用設備等保守点検業務委託	52
(15)	県議会議事堂空調設備保守点検業務委託	54
(16)	総合的行政文書管理システム運用保守等業務委託	56
(17)	例規サポートシステムのデータ更新業務委託	58
(18)	情報ハイウェイ光ファイバ芯線の割当管理に係る業務委託	60
(19)	常駐S E (情報システムの構築支援等) 業務委託	62
(20)	常駐S E (ネットワーク端末のセキュリティ管理等) 派遣	65
(21)	I C T人材養成事業 (緊急雇用追加) 委託	67
(22)	I C T人材養成事業 (緊急雇用追加) 委託	68
(23)	情報ハイウェイ保守管理業務委託	70
(24)	財務会計システム維持管理業務委託	74
(25)	常駐S E (財務会計システム) 業務委託	76
(26)	グループウェアシステム InternetExplorer11 対応改修業務委託	78
(27)	財務会計システム InternetExplorer11 対応改修業務委託	81
(28)	富士の国やまなし誘客促進事業 (ふるさと旅行券に係るホームページ作成) 業務委託	85
(29)	富士の国やまなし誘客促進事業 (ふるさと旅行券) 業務委託	86
(30)	富士の国やまなし館及びレストラン管理運営業務委託	88
(31)	ハローキティ特設ホームページ作成に係る業務委託	90
(32)	富士の国やまなし観光P R強化事業 (グリーンティング)	92
(33)	富士の国やまなし観光P R強化事業業務委託	93
(34)	やまなしサポーターズ倶楽部交流会の開催業務委託	95
(35)	八ヶ岳地域観光施設維持補修業務委託	97
(36)	東海自然歩道管理委託	99
(37)	秩父多摩甲斐地域観光施設維持補修業務委託	101
(38)	山梨百名山標柱作成業務委託	104
(39)	富士山五合目スバルロッジ地質調査等業務委託	106
(40)	電子入札コアシステム保守業務委託	109
(41)	社会資本整備重点計画策定業務委託	111
(42)	電子入札・公共事業総合管理システム保守運用業務委託	112
(43)	建設業情報管理システム電算業務委託	114
(44)	建設業若年技能労働者定着促進事業委託	118
(45)	やまなし建設業応援プロジェクト事業委託	120
(46)	C A Dソフト保守業務委託	122

(47)	積算基準書改訂業務委託	123
(48)	早川・芦安連絡道路詳細設計業務委託	125
(49)	道路整備効果算定業務委託	127
(50)	土木設計マニュアル道路編編集業務委託	130
(51)	山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）策定業務委託	132
(52)	道路交通調査（交通量調査・旅行速度調査）業務委託	133
(53)	中央自動車道都留インターチェンジの管理業務委託	135
(54)	一般・産業混合廃棄物の運搬処分業務委託	136
(55)	国道 137 号外県下全域道路清掃業務委託	138
(56)	国道 137 号外県下全域ロータリ除雪車運転業務委託	139
(57)	一般県道小荒間長坂停車場線米山橋耐震補強・補修業務委託	141
(58)	山梨県総合河川情報システム改修業務委託	143
(59)	河川管理施設維持操作業務委託	145
(60)	やまなしの砂防パンフレット作成業務委託	146
(61)	都市計画基礎調査業務委託	148
(62)	流域下水道維持管理等業務委託	150
(63)	新山梨県営住宅管理システム開発業務委託	153
(64)	山梨県営住宅管理システム個人番号制度対応改修業務委託	155
(65)	富士山世界遺産センター（仮称）建設工事監理業務委託	157
(66)	県営住宅富士見団地改築工事地質調査業務委託等	161
(67)	富士吉田警察署建設工事設計業務委託	164
(68)	小瀬スポーツ公園アイスアリーナ中央監視設備改修他工事設計業務委託	166
(69)	県営住宅牧原団地 2 号館風呂釜・浴槽取替工事他工事監理業務委託等	168
(70)	農林・都留・北杜高校屋内運動場他天井耐震化工事設計業務委託	172
(71)	わかば支援学校二期外構設計積算業務委託	173
(72)	富士北麓公園屋内練習走路他建設工事設計業務委託	175
(73)	峡東流域下水道峡東浄化センター環境対策施設管理業務委託	177
(74)	桂川流域下水道桂川 2 - 1 号幹線管きょ測量設計業務委託	178
(75)	富士北麓・峡東・釜無川流域下水道総合地震対策計画策定業務委託	179
(76)	釜無川流域下水道釜無川浄化センター水処理施設建設残土運搬業務委託	181
(77)	釜無川流域下水道釜無川浄化センター汚泥処理基本計画業務委託	184
(78)	桂川流域下水道桂川 2 号幹線管きょ詳細設計業務委託	186
(79)	幼児教育テレビ番組放映業務委託	188
(80)	労働者派遣事業に当たる疑いがある委託業務	189

【参考資料】	193
--------	-----

- (注1) 金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入により表記している。このため、本報告書中の数値は、県の公表数値と端数処理により差が生じている場合がある。また、本報告書中の金額表示は、原則として、消費税等につき税抜金額とする。消費税等につき税込金額で表示する場合には、その旨を記載する。
- (注2) 本報告書中の一般会計・特別会計の金額には、公営企業特別会計の歳出金額は含まれていない。

第1章 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

業務委託に関する事務の執行について

3 事件（テーマ）を選定した理由

少子高齢化による人口減少時代を迎え、厳しい財政状況の下で、地方公共団体には、住民ニーズの高度化、多様化など社会経済情勢の変化に的確に対応する分権型社会システムへの転換が求められている。このような中、民間委託の推進はこのための重要な手法の一つである。

また、民間委託の推進は、民間特有の資源・能力を活用することで、効率的な業務運営や職員の意識改革の契機となり、行財政改革の推進が期待される。

山梨県では、平成15年、17年に行財政改革プログラムを、その後平成19年12月に「山梨県行政改革大綱」、平成27年12月に「ダイナミックやまなし総合計画」を策定し、県と民間との役割分担を明確にし、様々な事務事業を対象として業務委託を実施してきた。

平成27年度決算における一般会計及び特別会計では、委託料は約273億円となっており、歳出総額7,505億円に占める割合も比較的大きい。

また、業務委託の内容は広範囲にわたり、所管する部署も多岐にわたっており、事務の執行について合规性、正確性の観点のみならず、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）、いわゆる「3E」の視点から適正な事務の執行がもためられている。

民間委託の推進は、地方公共団体の今後のあるべき行政のために必要かつ有益であるが、その推進や実施にあたっては、行政目的の達成や行政サービスの公益性の観点から諸種の考慮すべき事項があることに留意すべきであり、検証が必要と判断し監査テーマとした。

4 監査の対象部署

- (1) 県民生活部世界遺産富士山課
- (2) 総務部財産管理課
- (3) 総務部行政経営管理課

- (4) 総務部情報政策課
- (5) 観光部観光企画課
- (6) 観光部観光プロモーション課
- (7) 観光部観光資源課
- (8) 県土整備部県土整備総務課
- (9) 県土整備部県土整備総務課建設業対策室
- (10) 県土整備部技術管理課
- (11) 県土整備部道路整備課
- (12) 県土整備部道路管理課
- (13) 県土整備部治水課
- (14) 県土整備部砂防課
- (15) 県土整備部都市計画課
- (16) 県土整備部都市計画課下水道室
- (17) 県土整備部建築住宅課
- (18) 県土整備部建築住宅課住宅対策室
- (19) 県土整備部営繕課
- (20) 県土整備部流域下水道事務所
- (21) 教育庁社会教育課
- (22) 教育庁スポーツ健康課

5 包括外部監査の対象期間

平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じ平成 28 年度及び過年度の実績等も参考とした。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の重点及び着眼点

- ア 契約事務が法令、条例、規則等に基づいて適正に実施されているか
- イ 委託先の選定方法において透明性、客観性、経済性が確保されているか
- ウ 契約金額の積算は十分な根拠資料に基づき適切に算定されているか
- エ 履行管理が適切に実施されているか
- オ 委託の効果が適切に把握・検証されているか

(2) 主な監査の手続

- ア 関係者からの説明聴取及び関係者に対する質問
- イ 関係法令等への準拠性の検証

- ウ 関係書類の閲覧・突合
- エ 現地視察
- オ その他必要と認められた手続

7 包括外部監査の実施期間

平成 28 年 8 月 5 日から平成 29 年 2 月 28 日まで

8 包括外部監査従事者の資格等

包括外部監査人	税理士	三神 治彦
包括外部監査人補助者	税理士	朝倉 文彦
	弁護士	池田 理恵
	税理士	江口 進
	税理士・公認会計士	大田和 俊彦
	税理士	尾方 智紀
	税理士	柏原 岳人
	税理士	末木 徳夫
	税理士・公認会計士	鈴木 尚道
	税理士	鈴木 博之
	税理士	野口 茂
	税理士	前田 安正
	税理士	福永 裕子
	税理士	松野 俊一
	税理士	守屋 和徳

9 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査人補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査対象の概要

1 一般会計・特別会計の概況

(1) 一般会計 歳出の推移

平成27年度の支出済額は、4,680億2,610万円余であり、前年度に比べ、70億7,796万円余（1.5%）の減少となっている。

主な減少額は、総務費32億7,127万円余（9.7%）、衛生費32億9,020万円余（16.3%）、農林水産業費39億4,858万円余（10.9%）、商工費11億4,020万円余（3.9%）、土木費140億4,031万円余（17.2%）、教育費30億9,927万円余（3.4%）である。一方、主な増加額は、民生費24億3,310万円余（4.9%）、労働費8,833万円余（3.3%）、警察費6億7,704億円（3.2%）、災害復旧費1億3,808万円余（17.3%）、公債費9億1,847万円余（1.1%）、諸支出金174億3,746万円余（84.0%）である。

過去5年間の推移は、次のとおりである。

【一般会計 歳出額推移（過去5年）】

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
議 会 費	1,022	968	933	958	977
総 務 費	29,180	29,137	33,962	33,653	30,382
民 生 費	49,792	51,071	48,141	49,629	52,062
衛 生 費	23,912	22,223	23,432	20,206	16,916
労 働 費	9,046	6,936	4,354	2,705	2,793
農 林 水 産 業 費	31,732	32,508	36,932	36,082	32,134
商 工 費	34,560	33,644	32,141	29,592	28,452
土 木 費	73,492	71,861	77,625	81,561	67,520
警 察 費	21,938	21,251	21,632	21,380	22,057
教 育 費	92,082	91,040	87,539	92,283	89,184
災 害 復 旧 費	2,568	3,955	718	798	936
公 債 費	82,966	83,438	84,231	85,487	86,405
諸 支 出 金	27,492	19,122	36,542	20,764	38,202
予 備 費	0	0	0	0	0
合 計	479,788	467,158	488,189	475,104	468,026

(2) 特別会計 歳出の推移

平成 27 年度の支出済額は、2,824 億 8,516 万円余であり、前年度に比べ、131 億 290 万円余（4.4%）の減少となっている。

主な減少額は、恩賜県有財産特別会計 3 億 9,008 万円余（5.3%）、中小企業近代化資金特別会計 8 億 728 万円余（27.4%）、市町村振興資金特別会計 3 億 5,620 万円余（19.0%）、商工業振興資金特別会計 52 億 9,735 万円余（11.0%）、流域下水道事業特別会計 4 億 4,309 万円余（7.1%）、公債管理特別会計 62 億 1,758 万円余（5.0%）である。一方、主な増加額は、県税証紙特別会計 3 億 6,615 万円余（35.5%）である。

過去 5 年間の推移は次のとおりである。

【特別会計 歳出額推移（過去 5 年）】

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
恩賜県有財産特別会計	6,271	6,647	6,588	7,303	6,913
災害救助基金特別会計	1	1	27	6	4
母子父子寡婦福祉資金 特別会計（注）	151	79	66	82	90
中小企業近代化資金 特別会計	2,085	1,526	1,216	2,944	2,136
農業改良資金特別会計	192	64	59	27	36
市町村振興資金特別会計	5,467	1,586	1,298	1,873	1,517
県税証紙特別会計	1,594	1,922	1,745	1,030	1,396
集中管理特別会計	106,697	105,487	101,225	103,966	103,980
商工業振興資金特別会計	59,047	56,796	53,773	48,111	42,814
林業・木材産業改善資金 特別会計	63	36	35	28	44
流域下水道事業特別会計	6,678	6,850	5,892	6,282	5,839
公債管理特別会計	106,643	99,271	104,965	123,929	117,712
合 計	294,893	280,270	276,894	295,588	282,485

（注）平成 25 年度以前は、母子寡婦福祉資金特別会計

2 業務委託について

(1) 業務委託の定義

業務委託とは、委託者がその業務の処理を受託者に委ねるもので、受託者の責任において業務の処理を行わせ、その成果に対して受託者から報酬が支払われるものであり、委託者と受託者との信頼関係が重要な要素となる。

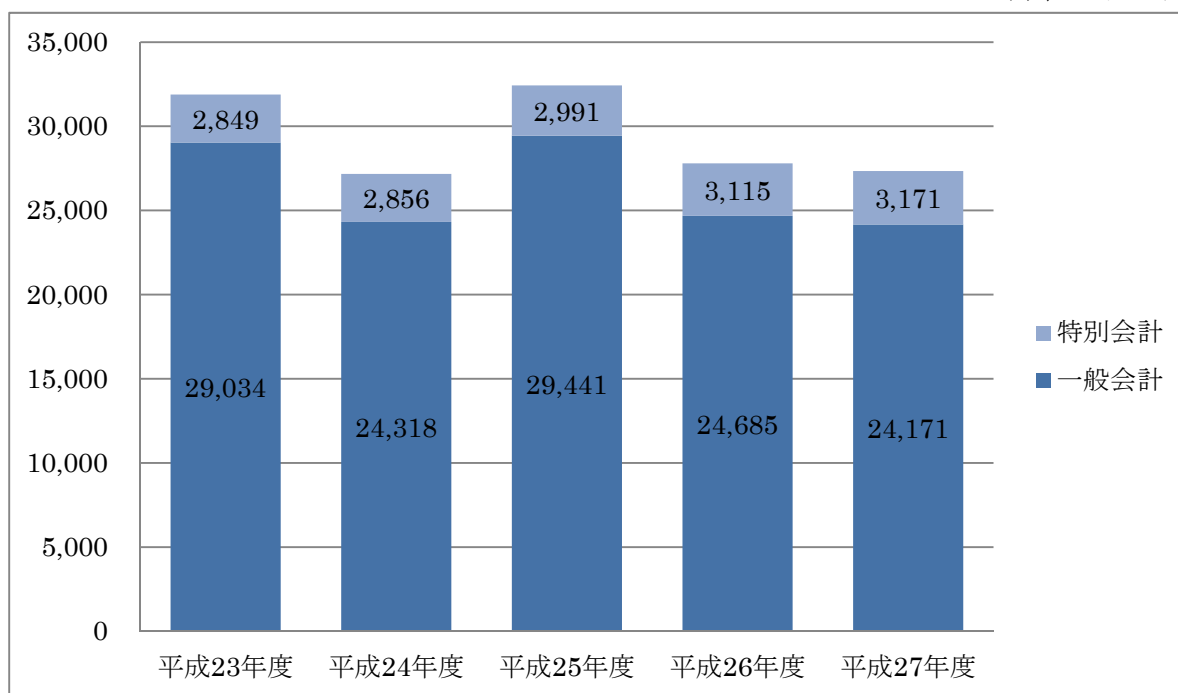
業務委託は、一般的に、民法上の請負契約、委託契約及び準委任契約のいずれかの形式によるものである。

(2) 委託料の推移について

委託料（一般会計及び特別会計）の過去5年間の推移は次のとおりである。

【委託料の推移】

(単位：百万円)



(3) 契約の方式について

地方自治法第234条第1項によると、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされており、第2項において「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」とされていることから、一般競争入札による契約が原則と位置付けられている。

『山梨県会計事務ガイドブック』を参考にすると、主な方法は次のとおりである。

ア 一般競争入札

一般競争入札は、契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいい、地方公共団体の契約方法の原則である。

平成 19 年 3 月に策定された山梨県公共調達改革プログラムでは、1,000 万円以上の工事及び物品調達について、原則として一般競争入札によることとした。

イ 指名競争入札

指名競争入札は、資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。指名競争入札を採用する際には、次の要件に該当するか十分確認の上、業者の指名方法については対外的に十分な説明ができるよう細心の注意を払う必要がある。

指名競争入札によることができる場合は、次のとおり（地方自治法施行令第 167 条）。

- ・その性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。
- ・競争者が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- ・一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

ウ 随意契約

随意契約は、競争入札の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式をいう。よって、随意契約を採用する際には、法令等を十分確認の上、業者の選定方法については対外的に十分な説明ができるよう細心の注意を払う必要がある。随意契約による場合は、根拠規定等を、支出負担行為伺い、物品要求書又は物品修繕要求書に記載すること（山梨県財務規則第 137 条関係通知昭和 57 年 10 月 1 日）。

随意契約によることができる場合は次のとおり（地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 1 号～ 9 号）

- ・財務規則で定める額（山梨県財務規則第 137 条）以内のとき。

工事又は製造の請負	250 万円
財産の買入れ	160 万円
物件の借入れ	80 万円
財産の売払い	50 万円
物件の貸付け	30 万円
上記以外のもの（役務提供契約（役務の提供を主体とした修理、加工、保守管理等）	100 万円

- ・不動産の買入れ又は借入れ契約、物品製造等のための物品売払い契約、その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないとき。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- ・ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物

品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

- ・緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ・競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ・時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき。
- ・競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ・落札者が契約を締結しないとき。

エ 総合評価方式

競争入札に位置付けられ、予定価格の範囲内で、価格その他の条件が地方公共団体にとって、最も有利な者を落札者とできる方式である。あらかじめ落札者決定基準を定め、学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

民間事業者等の持つ優れた技術力や創意工夫等を活かしながら、低価格高品質の調達を実現するための手法として採用されている。

オ 企画提案方式（企画コンペ方式）

随意契約に位置付けられ、複数業者から契約内容についての提案を募り、事業内容として優秀で、県にとってもっとも有利な提案をした業者を契約の相手方に決定する方式である。審査委員会等の第三者的機関を設け公正に審査し、審査結果を公開できる状態にすることが適切と考えられている。

カ プロポーザル方式

随意契約に位置付けられ、複数業者から技術力や経験、プロジェクトにのぞむ体制などを含めた提案書を提出してもらい、県にとってもっとも有利な業者を契約の相手方に決定する方式である。審査委員会等の第三者的機関を設け公正に審査し、審査結果を公開できる状態にすることが適切と考えられる。

コンペ方式は提案された「案」を選ぶのに対し、プロポーザル方式は契約を履行する「人」を選ぶ点で異なる。

総合評価方式、企画提案方式（企画コンペ方式）及びプロポーザル方式は、価格のみによらない契約形態であり、主に公共工事で導入が進められているが、役務の提供等の契約についても有効な手段とされている。

3 監査対象の概要

(1) 監査対象の選定

監査対象の選定に当たり、県より平成 27 年度委託契約一覧の提供を受け、契約金額が 100 万円以上 (3,350 件) について、契約方法、契約を所掌する課ごとに集計を行った。監査対象の部署については、契約方法 (一般競争入札、指定競争入札、随意契約等)、金額等を考慮して選定したところ、次表のとおりとなった。

【監査対象の部署一覧】

No.	部 署	件数 (件)	金額 (千円)
1)	県民生活部世界遺産富士山課	6	57,037
2)	総務部財産管理課	22	692,827
3)	総務部行政経営管理課	4	82,077
4)	総務部情報政策課	32	456,500
5)	観光部観光企画課	6	637,241
6)	観光部観光プロモーション課	7	74,744
7)	観光部観光資源課	10	38,995
8)	県土整備部県土整備総務課	5	88,905
9)	県土整備部県土整備総務課建設業対策室	4	37,951
10)	県土整備部技術管理課	11	75,649
11)	県土整備部道路整備課	12	494,471
12)	県土整備部道路管理課	27	823,803
13)	県土整備部治水課	7	832,753
14)	県土整備部砂防課	4	30,817
15)	県土整備部都市計画課	5	43,814
16)	県土整備部都市計画課下水道室	1	3,050,936
17)	県土整備部建築住宅課	4	8,149
18)	県土整備部建築住宅課住宅対策室	9	74,190
19)	県土整備部営繕課	40	258,061
20)	県土整備部流域下水道事務所	20	125,896
21)	教育庁社会教育課	5	35,155
22)	教育庁スポーツ健康課	12	192,373
合 計		253	8,212,355

なお、監査の対象部署の選定は、平成 28 年 3 月現在の部署名で行ったが、平成 28 年 4 月において大幅な組織の見直しが行われたため、件数等にばらつきがみられる。また、指定管理者制度に係るものは、今回の監査の対象としていない。

監査対象とした業務委託契約を契約形態別に分類すると、次表のとおりとなる。

【監査対象の契約形態別分類】

契約形態	件数（件）	金額（千円）
一般競争入札	8	427,709
指名競争入札	121	966,753
随意契約	104	4,543,190
プロポーザル方式	5	678,974
P F I	1	530,250
その他	14	1,065,476
合計	253	8,212,355

（２）監査対象の部署の概要

監査対象となっている部署の概況は、次のとおりである。

1) 県民生活部世界遺産富士山課

富士山の普遍的な価値を保全し、後世に確実に継承していくため、構成資産及び緩衝地帯の適切な保安全管理をはじめ、世界遺産富士山の価値の伝達、世界遺産登録後に増加した外国人を含む登山者の安全対策の推進に取り組んでいる。

主な事業は次のとおりである。

- ・ 富士山世界文化遺産保存活用推進事業
- ・ 富士山世界遺産センターの事業
- ・ 富士山登山者安全対策
- ・ 富士山環境保全対策
- ・ 富士山安全対策
- ・ 富士ビジターセンターの運営

2) 総務部財産管理課

本庁舎の管理業務をはじめ、県有財産についての取得、管理、処分を行うとともに、各部局との総合調整を行うとともに、県有財産を適正に管理するための各種事業を行っ

ている。

主な事業は次のとおりである。

- ・ 県庁舎の管理
- ・ 県有財産の管理
- ・ 県庁舎の整備
- ・ 県職員宿舎の管理
- ・ 電話及び電話設備の管理

3) 総務部行政経営管理課

県庁における事務事業を効率的かつ効果的に推進していくため、これまで行政改革推進課、企画課及び私学文書課の3課にまたがっていた組織、出資法人、法制などの行政経営関連業務を一本化して担当する組織として平成28年4月に新設された課である。

主な事業は次のとおりである。

- ・ 組織改善、事務改善
- ・ 指定管理者制度
- ・ 出資法人の改革
- ・ 文書管理事務
- ・ 情報公開及び個人情報保護事務
- ・ 山梨県公報の発行事務
- ・ 法令審査及び訴訟追行事務

4) 総務部情報政策課

業務の更なるIT化を進めることにより、行政サービスの向上を推進している。

主な事業は次のとおりである。

- ・ 地域情報化の推進
- ・ 庁内のネットワーク基盤やネットワーク端末の運用管理
- ・ 財務会計システム等の運用管理
- ・ 行政手続の電子化など電子自治体の推進
- ・ 情報システム最適化の推進

5) 観光部観光企画課

地域への誇りと愛着に基づくおもてなしを県民総参加により推進し、魅力ある地域づくりを進めること等により県の観光の振興を図るため、「おもてなしのやまなし観光振興条例」の周知を様々な機会を活用して行うとともに、おもてなしの推進に繋がる事務を

行っている。

主な事業は次のとおりである。

- ・観光客動態調査
- ・観光推進会議開催事業
- ・おもてなし推進週間に関する事業
- ・やまなし観光産業活性化計画策定事業
- ・富士の国やまなし誘客促進事業
- ・おもてなし推進事業
- ・おもてなし人材活用事業

6) 観光部観光プロモーション課

山梨県への観光客の誘客を推進するため、やまなしブランドの発信や観光に関する宣伝などに取り組んでいる。

主な事業は次のとおりである。

- ・ツアー造成促進事業
- ・やまなし観光推進機構事業
- ・富士の国やまなしまなびツーリズム推進事業
- ・富士の国やまなし MICE 誘致戦略事業
- ・富士山を核とした周遊観光促進事業
- ・外国人旅行者誘客促進事業費
- ・やまなしバスコンシェルジュシステム多言語化整備事業
- ・観光パンフレット多言語化整備事業
- ・カルチャーツーリズム推進事業
- ・富士の国やまなし観光ネット情報発信事業
- ・「やまなしサポーターズ倶楽部」の開催
- ・富士の国やまなし観光 PR 強化事業
- ・やまなし観光物産情報発信事業
- ・やまなしのワインと食魅力発信事業
- ・観光及び地場産業振興支援事業
- ・映画産業招致推進事業

7) 観光部観光資源課

山梨県の自然、観光と調和した持続可能な観光振興を図り、また、多様な地域資源を活用した魅力あるツーリズムを促進することを目的として事業を行っている。

主な事業は次のとおりである。

- ・南アルプス環境保全対策事業
- ・安全対策指導
- ・自然公園美化推進事業
- ・富士の国やまなし観光振興施設整備事業

8) 県土整備部県土整備総務課

県土整備部の幹事課として、本庁（15 課室）、出先機関（4 建設事務所 2 支所、7 特設事務所）について、次の業務を行っている。

- ・部内の予算経理事務
- ・部内の庶務的な事務（給与・旅費事務、物品購入・修繕事務など）
- ・部内の公共工事・測量委託等の契約・入札関係事務
- ・部内の公共事業評価、新規施策の立案等の策定などに係る企画調整に関する事務

9) 県土整備部県土整備総務課建設業対策室

県土整備総務課の課内室として、建設業許可、経営事項審査、建設工事紛争審査会、建設産業活性化支援対策などを行っている。

主な事業は次のとおりである。

- ・建設業許可の更新申請や各種変更届の審査及び新規許可申請の審査
- ・経営事項審査及び山梨県建設工事紛争審査会の事務
- ・建設産業活性化支援対策事業

10) 県土整備部技術管理課

公共事業の品質確保の促進に関する法律（以下品確法という。）、入札契約制度に係る技術評価事務、公共工事の設計・積算に係る技術基準事務、県土整備部業務の情報化及び建設 C A L S の検討と推進を行っている。

主な事業は次のとおりである。

- ・総合評価落札方式における各種基準の策定・運用
- ・品確法に対しての市町村への支援
- ・建設工事における指名停止措置等の事務
- ・積算基準、設計単価、土木工事共通仕様書等の策定及び改訂事務
- ・県土整備部内のシステム等の開発
- ・公共工事費積算及び工事・業務委託成績評価システム運用、維持管理

- ・「山梨県CALS／EC整備基本計画」に基づく公共事業に関する情報化の推進

11) 県土整備部道路整備課

「社会資本整備重点計画」に基づき、自然や環境、景観などにも十分に配慮するなかで、道路網の効率的、体系的な整備を進めている。

主な事業は次のとおりである。

- ・道路計画の企画調査及び調整
- ・県の管理に属する道路の建設工事（国道整備事業、県道整備事業）
- ・有料道路に関する事務

12) 県土整備部道路管理課

県が管理する道路は、179路線1,829.3kmとなっており、日常生活や社会経済活動を支える最も基本的な社会基盤として、有機的に連絡する道路網は県民生活にとって重要な役割を果たしている。これらの道路の安全で快適な利用を図るため、道路を保全・修繕・維持管理を行っている。

主な事業は次のとおりである。

- ・道路災害防除事業（落石・土砂崩落、路肩決壊防止等の対策）
- ・電線類地中化、ユニバーサルデザインの推進及び交通安全対策事業
- ・橋梁補修事業
- ・道路法に基づく許認可事務手続などの管理業務

13) 県土整備部治水課

災害を未然に防止し流域住民の生命財産を守るとともに、恵まれた水資源の有効利用を図りつつ、県民の生活、環境、生産基盤を整備保全して民生の安定を期するための事業を行っている。

主な事業は次のとおりである。

- ・河川の管理（河川美化事業、河川巡視など）
- ・河川改修事業（鎌田川、八糸川など）
- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・水防事業
- ・ダム管理事業
- ・堰堤改良事業

14) 県土整備部砂防課

県の砂防事業は、日本最古の歴史を有し、明治14年全国に先駆けて県単独費をもって砂防工事が行われている。県土の約86%が山地で、その大部分が急峻な地形で占められており、特に急流河川が多く地質も脆弱であるため、台風や集中豪雨などでは土砂災害が発生しやすい。

このため、災害に強い、安心して暮らせる強靱な県土づくりに向けて、土砂災害を防止するため砂防事業を行っている。

主な事業は次のとおりである。

- ・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の管理
- ・通常砂防事業
- ・火山砂防事業
- ・地すべり対策事業
- ・急傾斜地崩壊対策事業
- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施
- ・土砂災害警戒区域等の指定及び管理
- ・土砂災害情報相互通報システム整備事業
- ・砂防施設長寿命化計画の策定

15) 県土整備部都市計画課

都市計画法に基づき、中核となる都市及び周辺の市町村並びに自然的、社会的条件を勘案し、12区20市町村86,421ha(19.4%) [全県27市町村:446,537ha]を都市計画区域に定め、都市施設等の整備を推進している。

主な事業は次のとおりである。

- ・甲府駅南口周辺地域の再整備
- ・甲府城周辺地域の整備
- ・まちづくりの啓発、支援
- ・都市計画区域マスタープラン実現のための取り組み及び計画調査
- ・都市公園事業
- ・街路事業
- ・土地区画整理事業
- ・市街地再開発事業

16) 県土整備部都市計画課下水道室

急速な産業の発展、人口の集中化、さらに生活様式の多様化・高度化に伴い、河川や湖沼の公共用水域の水質汚濁が進み、下水道の必要性が強く認識されるようになってきている。このため、生活環境の改善と公共用水域の水質保全及び浸水防除を目的として、流域下水道事業、公共下水道事業を実施するとともに、供用開始された流域下水道の維持管理事業を行っている。

主な事業は次のとおりである。

- ・流域下水道の維持管理に関する事業
- ・富士北麓流域下水道事業
- ・峡東流域下水道事業
- ・釜無川流域下水道事業
- ・桂川流域下水道事業

17) 県土整備部建築住宅課

建築及び住宅関係法令の適正な執行により、県民生活の基本である安全で安心して暮らせる住環境を提供するとともに、更なる住生活の質の向上を目指して住宅施策を行っている。

主な事業は次のとおりである。

- ・宅地建物取引業法に関する事務
- ・山梨県住宅供給公社の指導
- ・建築士法に基づく建築士免許及び建築士事務所登録
- ・一般建築物の地震防災対策の推進
- ・建築基準法に基づく建築確認等

18) 県土整備部建築住宅課住宅対策室

建築及び住宅関係法令の適正な執行により、県民生活の基本である安全で安心して暮らせる住環境を提供するとともに、更なる住生活の質の向上を目指して住宅施策を展開している。

主な事業は次のとおりである。

- ・県営住宅の建設、管理
- ・市町村公営住宅の建設、管理の指導監督
- ・公営住宅、民間住宅への支援及び体制等の整備、計画

19) 県土整備部営繕課

県有建築物の営繕に関すること、それに付随する入札に関することを実施している。
主な事業は次のとおりである。

- ・ 営繕事業の企画調整
- ・ 新営工事設計委託
- ・ 新営工事及び維持補修工事の調査、計画、設計、監督
- ・ 機械設備及び電気設備の新設、維持補修工事の調査、計画、設計、監督

20) 県土整備部流域下水道事務所

公共水域の水質汚濁防止と豊かな自然に囲まれた快適な生活環境の確保を目的として、
富士北麓流域、峡東流域、釜無川流域及び桂川流域の下水道事業を行っている。
主な事業は次のとおりである。

- ・ 流域下水道の建設及び管理
- ・ 下水道事業に係る用地補償及び工事契約
- ・ 関連市町村の下水道事業に係る指導及び監督

21) 教育庁社会教育課

高度化・多様化する県民の学習ニーズに合致した学習機会の充実に努めるとともに、社
会教育施設を効果的に活用し、青少年及び家庭・地域教育等の今日的な諸問題に対応し
た事業に取り組んでいる。

主な事業は次のとおりである。

- ・ 青少年総合対策事業
- ・ 社会教育振興事業
- ・ 県立図書館の運営事業
- ・ 県立科学館、県立青少年教育施設の運営事業

22) 教育庁スポーツ健康課

「やまなしスポーツ推進プログラム」に「ライフステージに応じた健康の保持増進・
スポーツの推進」「競技スポーツの推進」「スポーツ界の好循環の創出」の3つの基本方
策を定め、「やまなしスポーツ」を推進している。

主な事業は次のとおりである。

- ・地域スポーツ推進計画の実施
- ・学校体育・スポーツの充実
- ・学校保健・学校給食の推進
- ・生涯スポーツの振興
- ・県有施設の整備及び管理
- ・競技力向上対策

第3章 実施した監査手続の概要

1 実施した監査手続

(1) 監査対象の選定

「第2章 包括外部監査対象の概要」の「3 監査対象の概要」の「(1) 監査対象の選定」を参照。

(2) 支出関連資料の検討

業務委託契約について、監査対象となる所属より下記の書類を入手、閲覧し、関連法令等への準拠性を確認した。

- ・ 定例監査調書（平成27年度）
- ・ 予定価格調書
- ・ 委託業務仕様書
- ・ 契約書
- ・ 支出負担行為伺い
- ・ 入札結果表又は随意契約結果表
- ・ 業務完了報告書
- ・ 検査調書
- ・ 支出命令書
- ・ その他必要と認められる資料

(3) 担当所属へのヒアリング

(2)の検討の結果、生じた疑問点、不明点等について、追加資料の提供を受け、また、各担当所属へのヒアリングを実施した。

第4章 監査の指摘及び意見

1 監査結果の概要

本章では、監査手続を実施した結果、本報告書で取り上げることとした指摘及び意見の詳細について述べる。

なお、本報告書においては、監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」、監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）を「意見」として記載している。

本監査における指摘及び意見については、指摘20件、意見83件である。指摘及び意見を内容（概要）で分類すると下記のとおりとなる。

内容（概要）	指摘	意見	合計
手続上問題点のあるもの	8件	23件	31件
競争性の確保を要するもの	0件	17件	17件
委託効果の検証、履行確認について	2件	14件	16件
委託金額について	5件	10件	15件
随意契約について	0件	8件	8件
再委託について	4件	0件	4件
公募型プロポーザルについて	0件	3件	3件
労働者派遣事業に該当する疑いがあるもの	0件	2件	2件
その他	1件	6件	7件
合計	20件	83件	103件

2 全般的事項に係る監査結果（意見）

（1）契約形態について

地方自治法上の契約の原則形態が地方自治法第234条第1項、第2項の定めるところにより「一般競争入札」とされているにもかかわらず、政令で定めるところにより例外的に許容される「随意契約」さらに例外の「一者随意契約」が多くみられる。これは、前回（平成16年度）の包括外部監査においても指摘されたところである。

随意契約のメリットを否定するものではないが、契約金額の妥当性の検証が困難な案件など競争性を確保することによってのみ契約金額の妥当性が担保されるような案件についての随意契約方式による発注は、公共性が求められている分野の事業執行方法としては疑問を呈さざるを得ない。

(2) 新たな契約形態

価格のみによらない新たな契約形態として企画提案方式（複数業者から契約内容について提案を募り、県にとってもっとも有利な業者を契約の相手方に決定する方式）やプロポーザル方式（複数業者から技術力や経験、プロジェクトにのぞむ体制などを含めた提案書を提出してもらい、県にとってもっとも有利な業者を契約の相手方に決定する方式）が導入されていることは評価できる。

しかしながら、これらの提案を審査する委員会等の第三者的機関の委員の構成については、現状では県職員（庁内における執行所属以外の所属）のみとなっている。

業者からの提案を適切かつ公正に判断するためには、外部の民間人の登用が望まれる。

(3) 請負（委託）と労働者派遣について

今回の包括外部監査で見たとところによると、委託業者の社員が県の職場に常駐する場合、契約上は委託とされているものの、実質的に労働者派遣法の「労働者派遣事業」に該当する疑いがあると思われる。これは労働基準法、労働者派遣法等の理解が十分でないことが考えられる。

内閣府の「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」によると、民間事業者が取り扱う業務に関して、地方公共団体は、民間事業者の個々の労働者に指示をすることはできない（民間事業者を通じて、間接的に労働者に指示することもできない）。業務内容について必要に応じて民間事業者の業務責任者と協議、調整を行うことは可能であるが、請負（委託）事業は、あくまで受託した民間事業者が独立して行うものである。

請負（委託）契約に当たっては、地方公共団体及び民間事業者が取り扱う業務の範囲を明確にすることが重要であると考えられる。

ア 労働者派遣法及び37号告示による規制

・労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号。以下「37号告示」という。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第2条第3号の「労働者派遣事業」に該当するか否かの判断を的確に行う必要があることに鑑み、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定め、この基準を満たさない事業を労働者派遣事業とみなすとともに、いわゆる偽装請負について規制し、もって派遣労働者の保護を図っている。

平成27年法改正により労働契約申込みみなし制度が定められ、県の機関が偽装請負を行った場合には、地方公務員法に基づき当該労働者を採用するなどの措置

を講じなければならないとされた（法第 40 条の 6、第 40 条の 7）ほか、厚生労働大臣による指導、勧告又は公表等の行政処分の対象ともなる（法第 40 条の 8）。

・派遣とみなされないための要件（37 号告示第 2 条）

1 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。
イ 次のいずれにも該当することにより業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。 （1）労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。 （2）労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。
ロ 次のいずれにも該当することにより労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。 （1）労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理（これらの単なる把握を除く。）を自ら行うこと。 （2）労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理（これらの場合における労働時間等の単なる把握を除く。）を自ら行うこと。
ハ 次のいずれにも該当することにより企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。 （1）労働者のサービス上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。 （2）労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。
2 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること。
イ 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。
ロ 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。
ハ 次のいずれかに該当するものであつて、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。 （1）自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材（業務上必要な簡易な工具を除く。）又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。 （2）自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

・偽装請負の規制（37 号告示第 3 条）

前条各号のいずれにも該当する事業主であっても、それが法の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであつて、その事業の真の目的が法第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣を業として行うことにあるときは、労働者派遣事業を行う事業主であることを免れることができない。

・労働契約申込みみなし制度（法第40条の6第5号、第40条の7）

第40条の6 労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（中略）及び地方公共団体（中略）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つた場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行つた行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。（中略）

5 この法律又は次節の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第26条第1項各号に掲げる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けること。

第40条の7 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第1項各号のいずれかに該当する行為を行つた場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法（中略）又は地方公務員法その他関係法令の規定に基づく採用その他の適切な措置を講じなければならない。

・行政処分（法第40条の8）

第40条の8 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者又は派遣労働者からの求めに応じて、労働者派遣の役務の提供を受ける者の行為が、第40条の6第1項各号のいずれかに該当するかどうかについて必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、第40条の6第1項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者が当該申込みを承諾した場合において、同項の規定により当該労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が当該派遣労働者を就労させない場合には、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該派遣労働者の就労に関し必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により、当該派遣労働者を就労させるべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた第40条の6第1項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 個別事項に係る監査結果（指摘及び意見）

次のとおり、個別事項の監査結果を報告する。

（1）山梨県富士山保全協力金の現地収納事務委託（世界遺産富士山課）

1 委託契約の概要

（1）委託の内容

ア 富士山吉田ルート登山道の富士山五合目から山頂を目指す登山者を対象として、富士山保全協力金を領収係員により対面領収する、または、県が用意する自動領収証発券機により収納する事務。

イ 対面領収、インターネット、コンビニエンスストア及び自動領収証発券機での収納に係る領収証の交付及び記念品の引渡し。

（2）委託する理由

富士山保全協力金を県が指定する場所・期間において24時間受付・収納することは、県職員だけで対応するには極めて困難であるとともに、民間企業の多様なノウハウを活用するため。

（3）契約方法等

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
契 約 方 法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札 (協議随意契約)
委 託 先	(株)富士急ビジネスサポート	昭和総合警備保障(株)	昭和総合警備保障(株)
契 約 金 額	18,193,700 円	21,830,000 円	17,600,000 円
入札参加者数	2 者	1 者	1 者

2 検討

平成 26 年度から本格実施した事業で、初年度は 2 者による入札で落札率 55.28%であり一般競争入札の効果が認められた。しかし、平成 27 年度及び平成 28 年度においては、入札参加業者は 1 者であり、平成 28 年度においては 2 度の入札を行ったが、いずれも予定価格を超過したため、その後協議随意契約となった。

なお、県では、平成 26 年度において落札した業者が平成 27 年度に入札に参加しなかった

理由等の聴取は、一般競争入札であることから行っていない。

3 指摘及び意見

(意見)

1 者による一般競争入札の競争性を確保する努力を望む。

平成 19 年 3 月に策定された山梨県公共調達改革プログラムでは、1,000 万円以上の工事及び物品調達について、原則として一般競争入札によることとした。しかし、平成 27 年度及び平成 28 年度においては、入札参加業者が 1 者であり、本来の一般競争入札の競争性が確保されていない。また、この状況を改善する対策を具体的に講じていない。

自治体によっては、発注する予定価格によるが一般競争入札を実施した際に入札参加者が 1 者となった場合の対応を定めて、競争性・公共性・透明性の確保を図っているところもある。一般競争入札において参加者が 1 者の場合は、他の参加可能と思われる業者に確認を行う等することでその原因を把握し、今後を含めて競争性、ひいては公共性・透明性が確保されることを望む。

(2) 富士山七合目救護所開設業務委託（世界遺産富士山課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

平成 27 年 7 月 11 日から同 7 月 12 日及び平成 27 年 7 月 18 日から同 8 月 22 日までの 38 日間の、富士山七合目救護所において富士山登山者の健康管理と応急救護とする業務である。

(2) 委託する理由

当業務は、専門性（医師免許）かつ標高約 2,800m という高所での救護の経験が必要であり、県職員では実施できないため。

富士山七合目救護所医師団は母体が千葉大学医学部であり、同大学は富士山のふもとの山中湖村に施設を持っており、ここを救護所運営の拠点とすることができる。なお、同医師団は、昭和 31 年以来応急救護業務を行っている。

(3) 契約方法等 (税込)

年 度	平成 27 年度
契約方法	随意契約
委 託 先	富士山七合目救護所医師団
契約金額	4,300,000 円

2 検討

(1) 富士山の各救護所の比較

名 称	富士山五合目救護所	富士山七合目救護所	富士山八合目救護所
設置時期	平成 26 年度	昭和 27 年度	平成 14 年度
設置主体	山梨県	山梨県	富士吉田市
設置場所	富士スバルライン五合目	吉田口七合目	吉田口八合目
運 営	看護協会紹介看護師、日本赤十字社看護師同方会山梨県支部 (委託)	千葉大学医学部 (委託)	富士吉田市 (ボランティア)
平成 27 年度 予 算 額	6,319 千円	4,615 千円 (委託料のみ)	富士吉田市と八合目 山小屋の負担

(2) 見積合わせの省略

安全かつ適切に救護所運営を行うことができ、また必要な医師を確保できる受託者を他に求めることは困難であるため、山梨県財務規則 137 条第 3 項の規定により見積合わせを省略している。

(3) 救護所の医師・看護師・医学生の手当単価の根拠

平成 28 年度地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤嘱託等就業規則に基づいて積算した金額との比較した結果、妥当であった。

3 指摘及び意見

(意見)

引き続きボランティアを含めた救護所運営につき検討願いたい。

ボランティアを含めた無報酬による七合目救護所の運営について検討は行っているが、責任の所在、欠勤の場合の人員の補充、安定した救護所運営の確保等に疑問が残るため、課内検討の域を脱していないとの事である。

現在の委託先との信頼関係等難しい問題ではあるが、救護所を設けている山岳は富士山だけではなく南北アルプスをはじめとしていくつも存在している。八合目救護所の実態、山梨大学医学部の状況、他山の救護所の実態等を調査し、あるいは日本登山医学会の研究成果を調べるなどして今後の七合目救護所の運営に生かしていただきたい。

(3) 県庁電話交換業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

県庁の代表電話番号に着信する電話を各担当部署に交換する業務であり、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの契約である。

(2) 委託する理由

外部から県庁代表番号に着信した多種多様な電話を、民間事業者のノウハウにより親切丁寧に取り次ぐため。

(3) 契約方法等

契約方法	指名競争入札
委託先	太平ビルサービス（株）甲府支店
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
契約金額	8,000,000 円
入札参加者数	8 者
完了年月日	毎月実施 最終 平成 28 年 3 月 31 日
検査年月日	毎月実施 最終 平成 28 年 3 月 31 日

(注) 平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度の 3 事業年度分契約金額は 24,000,000 円である。

2 検討

(1) 指名競争入札とした理由

本業務は来庁者に対する県職員と同程度の接遇能力や委託契約後速やかに県の組織を把握し適切かつ迅速な交換業務ができる教育の行き届いた業務従事者と、委託期間内に発生する苦情処理など業務上の課題に即応できる会社の能力が求められる。

これらの高水準の業務委託の履行が確保できるよう、会社及び社員に一定の質が備わると考えられる業者を選定し指名競争入札を行った。

(2) 委託業務時間

委託契約において、委託業務時間は午前8時から午後6時まで(10時間)である。これに対して、県庁の業務時間は午前8時30分から午後5時15分まで(8時間45分)である。県によると、職員が実際に登庁している時間帯、すなわち開庁前と閉庁後の一部を含めた時間の範囲内で、「サービスの一環」として当委託業務時間を設定しているとの説明であった。しかし、来庁者への対応と、電話による利用者への対応の公平性を考えると、サービスの一環と称するには無理がある。

また、開庁前30分間、閉庁後45分間の合計75分間が委託業務時間として不可欠である旨の具体的かつ合理的な説明は、県から得られなかった。

(3) 配置人員

常時2名以上であり、実際の運用は2名×2組(全4名)での2交代制としている。

(4) 業務の報告

一日の業務実施後、所定の様式による業務報告書を翌日午前8時までに県庁守衛を通して提出する。この報告書は1か月分を一括して検査しているとのことだが、その記録から業務の分析や改善点の検討等を行っていない。

(5) 代表番号とダイヤルインとの着信件数(割合)

通常、着信件数は把握していないとのことであるが、その後各課で測定したところ、県庁全体でダイヤルイン着信件数は1日約300件程度であり、代表電話着信件数は不明であった。

3 指摘及び意見

(意見)

委託している電話交換業務時間と県の業務時間との整合性がなく、県民サービスの公平性に欠けるとともに、経済性に疑問があるため、委託業務時間の見直しを望む。

来庁者には開庁、閉庁時間でサービスが限定され、電話による利用者にはそのサービス時間が延長されていることは、少なくとも時間的問題で公平性に欠ける。そして委託業務時間が県の業務時間に合わせて短縮されれば委託料は減少し、また、県の業務時間外に県の職員が電話対応をしなくて済めば、職員の就業時間短縮にも寄与することが考えられる。

なお、県の広報誌や公式サイトを活用し、県庁代表電話番号には電話受付時間が県庁業務時間である旨を併記すれば、利用者の理解も容易に得られるであろう。

業務報告書の分析や、その他の調査も行うことで、合理的に委託業務時間が見直されることを望む。

(4) 防災新館整備等事業（PFI事業）に関する業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県防災新館整備事業（PFI事業）に関する施設整備、維持管理、運営その他を委託する。県と山梨県防災新館PFI株式会社は、山梨県防災新館整備等事業に関する施設の整備及び維持管理・運営等に関する契約について、各々の対等な立場における合意に基づいて仮契約を締結し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条に基づく県議会の議決を得られたとき、本契約として認められるものである。

(2) 委託する理由

山梨県防災新館の整備及び運営を行うため締結された契約に基づく委託業務

(3) 契約方法等

契約方法	その他の契約
委託先	山梨県防災新館PFI（株）
契約金額	530,250,914円

2 検討

(1) モニタリングチェックリストの評価例

モニタリングは、契約書第 92 条に基づき、チェックリストを活用し事業者と事業者からのヒアリングにより担当課が行っている。

評価は○△×を記入することとなっているが、それぞれに明確な基準がなく、この記入の後にコメントが付される。

例を挙げると次のとおりである。

ア 「まるごとやまなし館実施方針」のうち「県産地域良品・特産品の選定」の項
評価○として「～評価する。今後は～の検討を期待する。」

イ 「まるごとやまなし館実施方針」のうち「作り手の思い出等の発信」の項
評価△として「～評価する。今後は～の検討も期待する。」

ウ 「まるごとやまなし館実施方針」のうち「来館者への訪問新聞を作成し発信」の項
評価○として「については評価する。～を期待する。」

エ 「まるごとやまなし館実施方針」のうち「ホームページ、パンフレット等作成」の
評価△として「については評価する。今後～の検討を期待する。」

以上のように、評価○と評価△の違いが、コメントとともに比較しても理解しにくい。

(2) モニタリングチェックリストの改定

当モニタリングチェックリストは、防災新館オープン時に作成されたものであり、県によれば新館運営の上で当初の想定に合致しない状況に至っている部分や、空白とせざるを得ない部分もあるとのことであった。

3 指摘及び意見

(意見 1)

モニタリングチェックリストの客観的な評価基準の策定を望む。

P F I 事業は平成 40 年 3 月 31 日まで長期の事業期間を定めており、毎事業年度の点検作業は重要であり、モニタリングはその作業の一端を担っている。

検討した例にあるように、チェックリスト上の評価において評価○と評価△の違いが明確ではなく、主観的にならざるを得ない状況である。

防災新館オープンから 3 年しか経過しておらず、評価結果の蓄積期間とも考えられるが、その観点からも評価基準は改善すべきであり、また今後の担当者異動等も考慮すれば、客観的な評価基準を検討し、チェックリストに反映することを望む。

(意見2)

状況に応じたモニタリングチェックリストの改定を望む。

チェックリストは、すべてのチェック作業が完了して初めて網羅的に確認されたことが担保されるものである。ここに、そもそも不要な部分が残されることは、作業の確認上、問題となることもある。

既に当初の想定に合致しない部分が出てきていることに気づいているのであれば、早期に改定し、今後も状況に応じ随時改定することが望まれる。

(5) 県庁駐車整理業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県庁の駐車場における出入口での車両の出退管理及び案内、巡視、通行者の安全確保などの駐車場有人管理業務。

(2) 委託する理由

構内における円滑な駐車及び通行並びに車両及び歩行者の安全確保に必要なため。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
委 託 先	太平ビルサービス（株）	太平ビルサービス（株）	関東トータルサービス（有）
契 約 期 間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
契 約 金 額	16,059,960 円	19,504,800 円	17,172,000 円
入札参加者	5 者	4 者	4 者
検 査 年 月 日	毎月実施、 最終 3月31日	毎月実施、 最終 3月31日	毎月実施、 最終 3月31日
最 終 支 払 日	平成 26 年 4 月 30 日	平成 27 年 4 月 15 日	平成 28 年 4 月 12 日

(4) 一般競争入札について

入札業者は5者が応札して入札を行った。うち、A社については、委任状の委任期間の記載に不備があったため入札参加できなかった。

委任状には次の内容が印刷されている。

【委任状】

	・	一般競争入札に関する一切の行為
1	件名	山梨県庁駐車整理業務委託
2	履行場所	山梨県庁 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
3	委任期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(5) 請求書の提出日について

【山梨県庁駐車整理業務委託契約書（抜粋）】

(委託料)

第3条

委託料は金17,172,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額1,272,000円）とする。

- 2 委託者は、委託料として契約金額の12分の1を毎月経過後月ごとに受託者に支払うものとする。ただし、これに円未満の端数がある場合には最終月に調整するものとする。
- 3 委託者は毎月の委託料を、受託者の請求があった日から30日以内に支払うものとする。

業者から平成27年11月1日付けで請求書が郵送され、県が平成27年11月2日に受領して処理している。その郵送された封筒を確認すると、郵便局の消印は平成27年10月31日の午前中となっている。

(6) 労災保険について

県庁の駐車場における出入口での車両の出退管理及び案内、巡視、通行者の安全確保などの駐車場有人管理業務であり、業者の整理員が駐車場における管理業務で車両等の接触等の事故が起きることも考えられる。

駐車場有人管理における業務上の災害について、業者の労災保険加入状況を確認していることについて県に確認したところ、労災保険加入については確認していないとのことであった。

2 検討

(1) 委任状について

委任状は「一般競争入札に関する一切の行為、件名、履行場所及び日付がない委任期間」が印刷されている。入札に関する委任期間の開始日は、入札日からで入札不調以外は入札

日で終わるものと考えられる。委任期間については印刷して配布することも可能と考える。

(2) 請求書の提出日について

駐車整理業務の請求は毎月、請求、支払が行われている。駐車整理業務は月分で請求していることから月末の業務完了する前に請求することなく、業務完了後に請求することが望まれる。

(3) 労災保険加入確認について

県庁の駐車場における出入口での車両の出退管理及び案内、巡視、通行者の安全確保などの駐車場有人管理業務であり、業者の整理員が駐車場における管理業務で車両等の接触等の事故が起きることも考えられる。したがって労災保険加入について確認することが望まれる。

3 指摘及び意見

(意見1)

委任状の記載する委任期間という単純な不備で積算等の時間を費やし応札した業者の入札の機会を失わせることのないよう、県は、委任状に委任期間については印刷して希望業者に配布することを望む。

委任状は「一般競争入札に関する一切の行為、件名、履行場所及び日付がない委任期間」が印刷されている。入札に関する委任期間の開始日は、入札日からで入札不調以外は入札日で終わるものと考えられ、県は委任状に委任期間については印刷して入札希望業者に配布することを望む。なお、翌年度実施分から改善済みであることを確認した。

(意見2)

請求者は月ごとに業務委託が完了した日以後に請求書を提出するよう、県は、業者に指導することを望む。

請求書の提出について契約書の履行確認後と規定はなく契約上の問題はない。支払について前払金の規定はないことから月ごとの支払とはいえ、月ごとに業務委託が完了した日以後に請求することが望ましく、月ごとの業務委託が完了した日以後請求することを業者に指導することを望む。

(意見3)

当該業務は駐車場有人管理であることから業務上の災害が起こることも考えられる。県は、入札時に業者が労災保険に加入していることを確認することを望む。

(6) 県庁秘密文書溶解処理業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

県庁構内各課室等から排出される秘密文書の回収及び溶解処理に関する業務。

(2) 委託する理由

重量があるものであり、処理作業を外部にもれないよう、安全かつ効率的に行う必要があるため、専門業者に委託する。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	(株) 田丸	(株) 田丸	(株) 田丸
契 約 期 間	4 月 1 日～3 月 31 日	4 月 1 日～3 月 31 日	4 月 1 日～3 月 31 日
契 約 金 額	1, 296, 985 円	1, 452, 276 円	369, 745 円
入札参加者数	7 者	6 者	4 者
完了年月日	最終 3 月 31 日	最終 3 月 31 日	最終 3 月 25 日
支 払 日	平成 26 年 5 月 7 日	平成 27 年 4 月 16 日	平成 28 年 4 月 20 日

平成 27 年度から従前の請負契約から単価契約で契約している。

(4) 契約書

契約書の抜粋は次のとおりである。

【山梨県庁秘密文書溶解処理業務委託契約書（抜粋）】

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社田丸（以下「乙」という。）とは、甲が委託する秘密文書の溶解処理について、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第 1 条 （省略）

（委託方法）

第 2 条 乙は第 1 条第 5 号の契約期間中、甲の依頼あるごとに、その都度甲が指定する日までに秘密文書の溶解処理を行うものとする。

2 乙は、毎月月初に前月中に処理した分をとりまとめ、「秘密文書溶解処理報告書」及び「計量証明書」並びに溶解処理工場が発行する「溶解処理証明書」を提出するものとする。

（秘密の保持）

第3条 乙は、処理業務を行う上で秘密文書の取り扱いに細心の注意を払うとともに知り得た秘密を漏らしてはならない。

(代金支払)

第4条 乙は、毎月月初に前月中に処理した分をとりまとめ、「秘密文書溶解処理報告書」及び「計量証明書」並びに溶解処理工場が発行する「溶解処理証明書」を添付して、代金の支払いを甲に請求するものとする。甲は、乙からの適法な支払請求書を受領してから30日以内に代金を支払うものとする。

以下、省略

(5) 秘密文書溶解処理報告書の報告状況について

秘密文書溶解処理報告書の報告状況は次のとおりである。

報告書提出年月	処理日	処理量	計量証明書・溶解処理証明書
提出なし	27年4月28日	16,120 kg	提出あり
提出なし	27年6月12日	10,340 kg	提出あり
27年8月5日	27年7月9日	7,600 kg	提出あり
	27年7月10日	2,920 kg	提出あり
	27年7月22日	8,170 kg	提出あり
27年10月5日	27年9月11日	8,400 kg	提出あり
提出なし	27年10月21日	7,040 kg	提出あり
提出なし	27年12月16日	12,140 kg	提出あり
提出なし	28年2月5日	11,590 kg	提出あり
28年4月4日	28年3月1日	7,350 kg	提出あり
	28年3月25日	22,450 kg	提出あり

平成27年4月28日、6月12日、10月21日、12月16日、平成28年2月5日処理の秘密文書溶解処理報告書が提出されていない。

(6) 請求書の添付書類状況について

請求書の添付書類状況は次のとおりである。

請求書提出年月日	添付資料		
	秘密文書溶解処理報告書	計量証明書	溶解処理証明書
27年4月20日	添付なし ×	添付あり ○	添付あり ○
27年6月30日	添付なし ×	添付あり ○	添付あり ○
27年7月31日	添付あり ○	添付あり ○	添付あり ○
27年9月30日	添付あり ○	添付あり ○	添付あり ○

27年10月31日	添付なし ×	添付あり ○	添付あり ○
27年12月31日	添付なし ×	添付あり ○	添付あり ○
28年2月29日	添付なし ×	添付あり ○	添付あり ○
28年3月31日	添付あり ○	添付あり ○	添付あり ○

平成27年4月20日、6月30日、10月31日、12月31日及び平成28年2月29日の請求書には、秘密文書溶解処理報告書が添付されていない。

2 検討

契約書第2条第2には、「乙は、毎月月初に前月中に処理した分をとりまとめ、「秘密文書溶解処理報告書」及び「計量証明書」並びに溶解処理工場が発行する「溶解処理証明書」を提出するものとする。」と定めている。

上記の8回の秘密文書溶解処理について、計量証明書・溶解処理証明書は8回とも提出されているが、5回について「秘密文書溶解処理報告書」が提出されていない。

また、上記の8回の請求書の添付書類状況について、計量証明書・溶解処理証明書は8回とも提出されているが、5回について「秘密文書溶解処理報告書」が添付されていない。

3 指摘及び意見

(指摘)

当該業務は秘密文書を取扱うことから、県は、契約書どおり「秘密文書溶解処理報告書」の提出を業者に指導し、及び請求書に提出のあった「秘密文書溶解処理報告書」を添付して処理する必要がある。

契約書第2条第2には、「乙は、毎月月初に前月中に処理した分をとりまとめ、「秘密文書溶解処理報告書」及び「計量証明書」並びに溶解処理工場が発行する「溶解処理証明書」を提出するものとする。」と定めている。

上記の8回の秘密文書溶解処理について、計量証明書・溶解処理証明書は8回とも提出されているが、5回について「秘密文書溶解処理報告書」が提出されていない。

また、上記の8回の請求書の添付書類状況について、計量証明書・溶解処理証明書は8回とも提出されているが、5回について「秘密文書溶解処理報告書」が添付されていない。

契約書第3条に規定する「処理業務を行う上で秘密文書の取り扱いに細心の注意を払うとともに知り得た秘密を漏らしてはならない。」という特殊な委託内容であることを考慮すると、県は、契約書どおり「秘密文書溶解処理報告書」の提出を業者に指導し、及び請求書に提出のあった「秘密文書溶解処理報告書」を添付して処理する必要がある。

(7) 県庁資源物回収業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県庁（本館、別館、議事堂、北別館、県民会館）及びこれらに係る資源物置場（2か所）や再生可能紙回収箱（本館、議事堂、北別館各階廊下）等から、資源物（古新聞、廃棄文書、古雑誌、段ボール、フラットファイル、コピー用紙、包装紙等）を回収する業務を委託している。

「山梨県庁資源物回収業務委託契約書」及び「同基準仕様書」に記載される回収資源物量の過年度実績は次のとおりである。

平成 23 年度	85,420kg
平成 24 年度	94,970kg
平成 25 年度	148,750kg

(2) 委託する理由

「契約する業者の選定要件及び決定方法等の検討」では、委託業務の性格上、下記の要件を満たす必要があり、指名競争入札が適当であるとされている。

ア 県庁構内各課室等から排出される資源物（紙類）を回収し製紙工場等へ持込み、古紙原料等としてリサイクルするものであり、処理の過程で不法投棄などの事故がないよう、できる限り信頼のある業者に委託する必要がある。

イ 県の物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿の「不用品買入—古紙買入」に登載されている業者。

ウ 回収が週に3回あり、必要に応じ臨時的な収集を必要としていることから、県内（甲府市近郊）に事業所を置く業者とする。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	(株) 田丸	(株) 田丸	(株) 田丸
契約期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	当初金額: 1,300,000円 増額変更: 100,000円	当初金額: 880,000円 増額変更: 80,000円	480,000円
入札参加者	7者	6者	5者

2 検討

(1) 入札条件の明示状況

「山梨県庁資源物回収業務委託契約書」及び「同基準仕様書」には、当業務委託の実施に当たり必要となる経費は全て業者側で負担する旨は明示されているが、回収後に資源の所有権が回収業者に移転する旨が明示されていない。

したがって、資源として回収した後の有価物（再資源回収した物そのものを売却して純収入が得られる物、または、再資源化を行うことによって生じる経費を全部賄うだけの経済利得を得られる物。）から発生する経済的利得が業者側に帰属することが、入札参加業者で考慮されない可能性が出てくる。有価物からの収入を加味した場合と加味しない場合では、当然応札額に差が出る。

平成 27 年の入札結果では大きな差が生じており、実際に落札した（株）田丸が提出した業務計画書では、資源物（古新聞、廃棄文書、古雑誌、段ボール、フラットファイル、コピー用紙、包装紙等）として経済的利得を抽出しやすい銘柄品以外の物品も可能な限りミックスペーパーとして処理することに努める計画であった。

【平成 27 年度入札価格】

1 位	(株) 田丸	480,000 円
2 位	A	1,990,000 円
3 位	B	2,000,000 円
4 位	C	2,400,000 円
5 位	D	5,500,000 円

(注) 1 者辞退、1 者欠席、予定価格（平成 26 年度実績に基づく積算）は 1,974,916 円。

3 指摘及び意見

(意見)

入札条件を示す書面で「資源回収後に資源の所有権が回収業者に移転する旨」を明文化することを望む。

入札条件に関する書面に明示されていないことは、入札前に口頭で説明したとしても、書面に明示されていないことに起因するトラブルも懸念される。入札の公平性を確保するには、入札条件に必要な情報を漏らさず各書面に明文化することが重要である。

(8) 県庁北別館及び県民会館清掃業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

「山梨県庁北別館及び県民会館清掃業務委託契約書」及び同仕様書に記載されている概要は以下のとおりである。

ア 清掃業務の対象箇所

山梨県庁北別館 延べ床面積 8,578 m² 地下1階・地上6階

山梨県民会館 延べ床面積 6,175 m² 地下1階・地上8階

イ 清掃業務の概要

上記アの範囲で県職員が執務するスペースに立ち入ることを前提として、同仕様書に定められた日常巡回清掃及び定期清掃を基本とし、臨時的な清掃が必要になった場合は、県庁側と委託業者が協議の上で実施することと定められている。

(注) 記載事項に該当しない場合には、「建築保全業務共通仕様書平成20年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を参照している。

(2) 委託する理由

県が示す「入札方法及び指名資料」による委託先の条件は、以下のとおりである。

ア 現在も、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について山梨県知事の登録を受けており、優良な業務を行うと考えられること。

イ 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間において、1年間継続しての清掃業務を1回として、2回以上清掃面積3,000 m²以上の清掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行したことが確実であり、実績が秀でていていること。

ウ 現在も、山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種（建物管理）の「清掃」に登録されており、また、昨年度入札に応募したことから県発注の業務委託に関心があり、入札参加に意欲があると考えられること。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	指名競争入札
委託先	(有) アーク	(有) アーク	(有) アーク
契約期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	県庁北別館 3,298,667 円 県民会館 4,933,334 円	県庁北別館 3,298,666 円 県民会館 4,933,332 円	県庁北別館と県民会館 を合わせて入札及び契 約を実施 3,780,000 円
入札参加者	県庁北別館 9 者 県民会館 11 者	県庁北別館 9 者 県民会館 11 者	8 者

2 検討

(1) 清掃場所による情報セキュリティ

当業務委託においては、県の職員が執務するスペースに立ち入ることを前提としている。県庁内では、職員が執務するスペースで机の上などに機密性の高い情報を含む書類等を放置しないよう周知徹底しているとのことであるが、それでも執務時間中であれば、清掃従事者が書類等を目にせざるを得ない。

しかし、「山梨県庁北別館及び県民会館清掃業務委託契約書」及び同仕様書には、情報セキュリティ対策の具体的な運用に対するセキュリティ対策の遵守状況の確認などの明示はない。明文化されているのは、同仕様書の 1 1 注意事項 (2) に「施設内において、書類の閲覧など業務以外の行為をしてはならない。特に、机の引き出し、書類保管庫等を開閉してはならない。」との規定と、業務責任者・業務担当者名簿を徴取している部分だけである。

なお山梨県では、情報システム及びネットワークの開発、運用等に関しては、「山梨県情報セキュリティ基本方針 (平成 19 年 6 月 1 日一部改正)」が制定され、具体的な対策基準を定めた「山梨県情報セキュリティ対策基準 (平成 22 年 4 月 1 日一部改正)」及び「外部委託に係る情報セキュリティ対策基準 (平成 20 年 4 月 1 日一部改正)」がある。同対策基準においては、「情報セキュリティに関する特記事項」及び「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」が用意されている。

3 指摘及び意見

(意見)

情報システム等に関する業務以外の業務委託についても、機密情報管理を確実にを行う方法

で契約することを望む。

情報資産に該当する情報を直接的に取り扱わない場合でも、それを委託業者が知ることで県が多大な損失を被る可能性がある。よって、情報資産に係わりを持たざるを得ない委託業務を取り扱う場合には、情報システム等に関する業務以外であっても、情報セキュリティ基本方針をはじめとする諸規定による運用に準じた方法で契約することが重要である。清掃業務委託契約においては、県職員執務場所での清掃業務中の機密書類・保管庫等への接触制限等について、詳細に仕様書等に記載することを望む。

(9) 県庁ごみ収集運搬業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

県庁構内各課室等から排出される可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみを収集し、収集したごみを他の事業所等のごみと混入させず速やかに甲府市環境センターへ運搬にする業務の委託

(2) 委託する理由

県庁内から排出される大量のごみを、安全かつ迅速に処分施設へ運搬する必要があるため、専門業者に委託する。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	(株) グリーン環境センター	(株) グリーン環境センター	(株) グリーン環境センター
契 約 期 間	4 月 1 日～3 月 31 日 (3 年長期継続契約)	4 月 1 日～3 月 31 日 (3 年長期継続契約)	4 月 1 日～3 月 31 日 (3 年長期継続契約)
契 約 金 額	2,054,747 円	2,083,420 円	3,098,736 円
入札参加者	15 者	15 者	8 者
完了年月日	最終 3 月 31 日	最終 3 月 31 日	最終 3 月 25 日
支 払 日	平成 26 年 5 月 2 日	平成 27 年 4 月 21 日	平成 28 年 4 月 20 日

(4) 指名競争入札状況

指名競争入札状況は次のとおりである。

入札参加者	第1回入札（金額：円）	判定
(株) グリーン環境センター	2,869,200	落札
A	20,000,000	
B	3,820,000	
C	辞退	
D	6,020,000	
E	辞退	
F	辞退	
G	30,810,000	
H	6,600,000	
I	辞退	
J	2,910,000	
K	10,647,000	
L	辞退	
M	辞退	

(5) 契約する業者の決定方法について

決定方法は指名競争入札とする。指名競争入札にする理由は次のとおりである。

本業務においては、県から排出されるごみが法令に従った方法により適正に処理されなければならない、一般廃棄物収集運搬の甲府市の許可などの資格要件等を確認し、できる限り信頼のある業者を入札参加者に選定する必要がある。

また、本業務は人的業務が主であり、機械化などによる効率化の余地はなく、広く競争性を確保する必要はないものと考えられる。

一般廃棄物収集運搬の許可に当たっては2週間から最長で1月程度の期間が必要（甲府市から聞き取り）であり、新たに許可を受ける者を考慮し長期間にわたり参加者を募集し一般競争入札を行うことは事務手続上現実的でなく、かつ過剰な配慮であることから、現状で入札参加者の選定要件に従い業者を選定し、それらの者を全て指名し入札を実施することで一般競争入札を実施するのと同様の成果を得ることができるものとする。

・ 指名業者

14業者別紙「山梨県庁ごみ収集運搬業務指名資料」のとおり（省略）

2 検討

指名競争入札にする理由に、「それらの者を全て指名し入札を実施することで一般競争入札を実施するのと同様の成果を得ることができるものとする。」とあり、一般競争入札の

実施を考えていることが見て取れる。したがって指名競争入札にすることなく一般競争入札が望まれる。

3 指摘及び意見

(意見)

3年間長期継続契約における入札方法として一般競争入札ではなく指名競争入札を選択することは、競争性及び新規参入の機会を阻害するものであり、県は、今後一般競争入札で業者を選定することを望む。

指名競争入札する理由として、①「人的業務が主であり、機械化などによる効率化の余地はなく、広く競争性を確保する必要はない。」とのことであるが、効率化の余地により一般競争入札の適さないとは考えられない。人的業務であっても効率的な作業等は十分できると考える。②一般廃棄物収集運搬の許可に当たっては2週間から最長で1月程度の期間が必要(甲府市から聞き取り)であり、新たに許可を受ける者を考慮し長期間にわたり参加者を募集し一般競争入札を行うことは事務手続上現実的でなく」とあるが、新規に許可を得て一般競争入札に参加できるように1か月前から参加者を募集することは可能である。特にこの委託契約は3年間の長期継続契約であることを考慮すれば1か月の募集期間は長期とは考えられず、新規参入の機会を阻害している。③「全て指名し入札を実施することで一般競争入札を実施するのと同様の成果を得ることができる。」とのことであるが、結果として一般競争入札を実施するのと同様の成果を得たとしても一般競争入札を選択しない理由にはならないと考えられる。

(10) 県庁舎及び構内維持補修業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

電気工作物保安規程に基づく設備巡視及び県庁舎及び県庁構内における維持補修業務。

(2) 委託する理由

施設の日常的な定期巡視及び迅速に対応する必要がある軽微な修繕等については、県の職員だけでは対応できないため、知識・経験を有する者が対応する必要があるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	甲府ビルサービス (株)	甲府ビルサービス (株)	甲府ビルサービス (株)
契 約 期 間	4 月 1 日～3 月 31 日	4 月 1 日～3 月 31 日	4 月 1 日～3 月 31 日
契 約 金 額	6,168,000 円	6,168,000 円	6,168,000 円
入札参加者数	5 者	5 者	5 者

2 検討

(1) 労働者派遣の可能性

山梨県庁舎及び構内維持補修業務委託仕様書によると、従事者を2名とし山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に準じ（委託仕様書3）、県庁北別館地下のボイラー室を控室（委託仕様書6）として常時勤務するとしている。従事者の業務内容（委託仕様書5）も決められていて、県が指示する調査及び測定業務のほか県が指示する業務も含まれている。補修に必要とされる材料及び道具類についても県が支給することとしている。また、委託先には要員名簿を提出させ、従事員には当日行った巡視点検内容、補修作業等を業務日誌に記録し、その日のうちに県に報告を求めている（委託仕様書8）。

内閣府の「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」において、請負（委託）契約と偽装請負（労働者派遣法に抵触する違法行為）について整理されている。その手引からも、業務委託契約としているが「委託契約」ではなく「労働者派遣契約」とみなされると考えられる。

3 指摘及び意見

(意見)

労働者派遣法に抵触する契約である可能性があり、必要に応じてあるべき契約方法に変更することを望む。

委託業務の内容から、労働者派遣法に抵触する契約に当たる可能性がある。

労働者派遣事業とみなされた場合、労働者派遣法に抵触する行為であると判断されるので、早急な対応が望まれる。

(11) 県庁本館等及び構内清掃業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

県庁本館等及び構内の清掃業務として、日常清掃、日常巡回清掃及び定期清掃、必要な場合臨時清掃を行う。

(2) 委託する理由

県庁庁舎内及び外構における清掃を、民間のノウハウを活かし効率的に行う必要があるため。

(3) 契約方法等

契約方法	一般競争入札 (長期継続契約平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日)
委託先	(株) 富士美建
委託金額 (税込)	14,938,992 円

2 検討

(1) 清掃業務の分割委託

県庁本館及び構内清掃業務と、県庁北別館及び県民会館清掃業務が分割委託されている。

これは、県庁が平成 24 年度から改修工事を行っているからとのことである。

本館については、一般競争入札により平成 25 年度は (株) アーク、平成 26 年度は (株) アーク、平成 27 年度は (株) 富士美建が落札している。北別館については、平成 25 年度は一般競争入札により (株) アーク、平成 26 年度以降は指名競争入札により、平成 26 年度は (株) 富士美建、平成 27 年度は (株) アークが落札している。

なお改修工事が終了する平成 28 年度においては、一本化が図られる。

(2) 予定価格と入札価格の積算の比較

項目	予定価格	入札価格	落札率 (%)
1 直接人件費	72,294 千円	33,860 千円	46.8
① 業務責任者の人件費		3,459 千円	
② 業務担当者の人件費		30,401 千円	
2 直接物品費	2,804 千円	980 千円	34.9
① 資材	1,402 千円		
② 薬品	1,402 千円	980 千円	69.9
3 業務管理費	4,375 千円	2,100 千円	48.0
4 一般管理費	15,461 千円	4,556 千円	29.5
5 合計	94,935 千円	41,497 千円	43.7

(3) 低入札価格審査委員会の審議

積算額の妥当性について、「定期清掃に従事する従業者は日給と記載されているが、1日当たりの労働時間等が未記載なため、妥当性が判断できない。」としている。しかし、他の項目は妥当性があり、総合審査は聞き取り調査により整合性が確認できたので可とし、契約内容に適合した履行が確保されると認められるとしている。

3 指摘及び意見

(意見)

予定価格の積算の問題点を分析し、見直すことを望む。

当該委託業務については一般競争入札によって実施されており、その点に問題はない。しかし、低入札価格審査委員会の結果は、契約内容が履行される入札価格であると結論付けられた。

予定価格と入札価格の乖離の主たる原因は直接人件費の算定にあり、早急に原因分析と見直しを行い、次回以降の入札において時間と費用を要す低入札価格審査委員会を開催する可能性を低くすることを望む。

(12) 県庁舎電気設備保守点検業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

県庁舎（本館、別館、北別館、議事堂、委員会室棟）における電気設備の各種点検、試験、測定等を行う業務委託。

(2) 委託する理由

山梨県自家用電気工作物保安規程に基づき実施する点検で、設備の機能維持・保全を図るため、専門業者に委託する。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	(財) 関東電気保安協会	(財) 関東電気保安協会	(財) 関東電気保安協会
契 約 期 間	4 月 1 日～3 月 31 日	4 月 1 日～3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日
契 約 金 額	1,088,850 円	1,188,000 円	4,714,200 円 (3 年) 1,571,400 円 (1 年)
入札参加者数	8 者	6 者	5 者
完了年月日	最終 3 月 31 日	最終 3 月 31 日	最終 3 月 31 日

平成 27 年度から履行期間を従前の単年度契約から 3 年間の長期継続契約で契約している。

(4) 指名入札について

指名参加資料は次のとおりとなっている。（平成 27 年資料抜粋）

【指名参加資料】（抜粋）

- 業 務 名 県庁舎電気設備保守点検業務委託
- 予 算 額 5,757,480 円（3 年/円）
- 内 容 県庁舎（本館、別館、北別館、議事堂、委員会室棟）における電気設備の各種点検、試験、測定等を行う
- 指名基準 以下の基準全てに該当する業者
 - 1～3 省略
 - 4 3 に該当する業者のうち、物品購入等契約に係る指名停止の対象でない業者
 - 5 4 に該当する業者のうち、従業員数が 10 名以上の業者かつ、過去 3 年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績がある業者
 - 6 （以下省略）

(5) 試験成績表について（平成 27 年資料抜粋）

低圧関係絶縁抵抗試験成績表（抜粋）は次のとおりである。

【低圧関係絶縁抵抗試験成績表】（抜粋）

[本館 14]

試験実施日平成 27 年 10 月 17 日（土曜日）天候晴 温度 22° C 湿度 48%

回路・機器名	定格 (A)	使用電圧 (V)	大地間 (MΩ)	線間 (MΩ)	判定	備考	
[2 階特別会議室]						ELB 動作 良 ELB 動作 良	
(34) (動力盤)							
動力主幹	ELB 3P 75	200	50		良		
(34-1) 電灯盤	EL6 3P 40	100	20		良		
(省略)							
(37) (ATM)							施錠中
電灯主幹	MGGB 3P44	100/200	20		良		
動力主幹	MCCB 3P20	200	50		良		
(省略)							

2 検討

(1) 指名入札について

指名入札資料の 5 に「4 に該当する業者のうち、従業員数が 10 名以上の業者かつ、過去 3 年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績がある業者」と規定している。

点検業務の実績がないと安心して点検業務の委託ができないことは考えられても、「過去 3 年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績」がないという、「業務実績」ではない「指名実績」という形式的な基準を設ける指名業者を限定することは過度に競争性を阻害するものとする。

(2) 試験成績表について

低圧関係絶縁抵抗試験成績表（試験実施日平成 27 年 10 月 17 日（土曜日）実施分）には、各項目の点検が行われ、良・否の判定が行われている。

ただし、ATM については、備考欄に施錠中であり、現場確認をして良・否の判定ができない状況にも関わらず、良の判定が記載されている。

3 指摘及び意見

(意見 1)

3年間の長期継続契約であり今後3年間は入札が行われることはない。形式基準である「過去3年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績がある業者」とする「指名実績」の基準を、県は、指名入札資料から削除することを望む。

指名入札資料の5に「4に該当する業者のうち、従業員数が10名以上の業者かつ、過去3年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績がある業者」と規定している。

点検業務の実績がないと安心して点検業務の委託ができないことは考えられても、「過去3年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績」がないという、「業務実績」ではない「指名実績」という形式的な基準を設ける指名業者を限定することは過度に競争性を阻害するものとする。

(意見 2)

低圧関係絶縁抵抗試験成績表をチェックして記載内容に誤記がある場合には、県は、業者に指導して記載内容を訂正させ、訂正後の資料で点検が確実に実施されていることを確認することを望む。

なお、ATMについては、低圧設備点検時には点検ができなく高圧設備点検時に確実に点検を実施しているとの回答を得ている。したがって、県は、ATMに設備点検は高圧設備点検時の様式に記入するよう業者に指導し、点検が確実に実施されていることを確認することを望む。

(13) 北別館等移転作業等業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

取り壊す県民会館の各課室等から、机、椅子、ロッカー、書類等を北別館等へ移転する作業である。

(2) 委託する理由

重量があるものであり、移転作業を安全かつ効率的に行うため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度	備考
契 約 方 法	指名競争入札（5月18日入札）	
委 託 先	(株) 中部	
契 約 期 間	平成 27 年 5 月 20 日 ～平成 27 年 6 月 15 日	
契 約 金 額	2,080,000 円	増額変更 795,000 円
入札参加者数	1 回目 4 者（超過） 2 回目 2 者	1 者辞退 2 者辞退
支出負担行為伺い起案日	5 月 12 日	5 月 22 日 変更
完了年月日	6 月 7 日	
検査年月日	6 月 8 日	

2 検討

(1) 予算を超える業務発生による変更契約

県民会館地下にある可動式書庫を移転する予算を、当初申請していなかった。予算を超える入札は行うことができないことから、所有する課にて移転するように指示し、可動式書庫の移転費用を含めず予定どおり入札を行い落札者が決定した。

入札時には、入札参加業者に当該追加となる業務内容の説明は行われていない。落札した業者は、入札前に可動式書庫を含めた業務委託の見積書を徴した業者である。入札後、その落札業者と変更契約を行い 795,000 円の増額となった。時間的余裕のない移転作業であったこと、可動式書庫の移転費用と新規購入費用を比較して移転した方が安価であったことから行ったものである。

当初の入札価格から約 38%の増額変更で、しかも入札前の業者見積を基にして変更契約が行われた。

また、建設工事契約等においては、「変更見込み額が請負代金の 30%を超える場合は、現に施工中の工事と分離して施工することが困難な場合を除き、原則として別契約とする。」とされている。

3 指摘及び意見

(意見)

入札価格に対し比較的多額の増額変更となる場合は、建設工事等の取り決めなどを参考に、別契約とすることも含め慎重に対応することを望む。

建設工事等の取り決めが直接適用されないとしても、県の業務におけるその趣旨に鑑み、重要性のある増額変更ととらえ、新たに複数の業者から見積書をとるなどして追加業務の価格の適正性を検証し別契約とすることも含め、慎重に対処することが望まれる。

(14) 本館他消防用設備等保守点検業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県庁本館、別館、議事堂、委員会室棟、北別館、立体駐輪場、東駐車場、北口大型車庫、里吉別館及び旧あいおいニッセイ同和損保ビルの消防設備の保守点検を行い、当該設備の機能維持・保全を図ることを目的とする委託業務である。

(2) 委託する理由

消防法第17条の3の3の規定に基づき行う保守点検であることから、専門業者による安全かつ迅速な実施が必要なため。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	日星（株）	（株）大沢防災	（有）中村ポンプ工作所
契約期間	6月14日～3月31日	5月30日～3月31日	6月2日～3月31日
契約金額	3,511,200円	3,186,000円	4,104,000円
入札参加者	8者	8者	8者
完了年月日	最終3月31日	最終 3月31日	最終 3月31日
支払日	平成26年4月17日	平成27年4月14日	平成28年4月14日

(4) 本館他消防用設備等保守点検業務委託仕様書について（抜粋）

第4節 提出書類

1-4-1 提出書類

乙は下記の書類を、期日までに甲に提出する。

(1) 履行計画表	契約締結後	7日以内
(2) 主任技術者通知書	契約締結後	7日以内
(3) 業務報告書（写真・図面を含む）	機器点検及び総合点検後	速やかに提出
(4) 業務完了報告書	契約締結後	7日以内
(5) 成果品引渡届	検査終了後	
(6) 打合せ簿	その都度	

その他監督員が指示するもの

※ 提出書類は原則A4サイズとする。（図面はA3サイズとする。）

※ 提出書類は原則1部とする。ただし、別途指示があった場合はこの限りでない。

※ 消防機関へ提出するための資料は必要部数を用意する。

※ 業務報告書は、脱着式ハードカバーのファイルに建物ごとにファイリングすること。

2 検討

(1) 履行確認について

平成28年3月31日に検査を終了したとして成果品引渡届が点検現場写真を添付して提出されている。その点検現場の写真には工事名、場所、工事内容を書き込んだボードが写っている。写真の台紙には、点検の場所などが記載されている。

添付写真イメージ(例)

工事名	消防用設備等保守点
場 所	本館
日 付	
自動火災報知機 受信機 点検中 (有) 中村ポンプ工作所	

← 日付記入なし

山梨県庁 本館
1階
自動火災報知機
受信機点検

(以下省略)

3 指摘及び意見

(意見)

完了報告書で当該業務は完了報告書で点検業務の完了を確認しているが、点検業務が円滑に適切に行われたことを確認するためには、県は、ボードに日付欄を書き込んで写真を撮影するよう業者に指導し、日付欄に記入のある写真で点検業務履行を確認にすること望む。

写真中のボードには、工事名、場所、工事内容が書き込まれており、日付欄も設けられているにもかかわらず記入されていない。県は、ボードに日付欄を書き込んで写真を撮影するよう業者に指導し、その写真の内容で履行確認をより確実に確認することを望む

(15) 県議会議事堂空調設備保守点検業務委託（財産管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県議会議事堂に設置されている空調設備の適性化を期するため、保守点検業務を委託。

(2) 委託する理由

平成 23 年にエアコン等の空調設備を山梨県議会議事堂に設置し、設置後の保守点検は実施していないが、設置後数年が経過したので平成 27 年度から空調設備（ビルトマルチエアコン）の点検業務が必要であるため。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札
委 託 先	大栄設備（株）
契 約 期 間	平成 27 年 5 月 29 日～平成 28 年 3 月 28 日
契 約 金 額	313,200 円
予 定 価 格	2,323,080 円
算 出 価 格	2,151,000 円
積 算 額	2,323,080 円
見積比較価格	2,151,000 円
最低制限価格	な し
落札率（%）	13.5%
入札参加者数	9 者
支出負担行為の起案日	平成 28 年 4 月 8 日
完了年月日	最終 3 月 28 日

(4) 入札結果

入札参加者	第1回入札	判定
	金額：円	
A	690,000	
大栄設備（株）	290,000	落札
B	1,450,000	
C	950,000	
D	辞退	
E	650,000	
F	840,000	
G	1,800,000	
H	350,000	

見積価格において、算出価格を2,151,000円と積算額2,323,080円を比較検討して予定価格2,320,800円を決定し、最低制限価格は設定しないで指名基準の基づき9者を指名して入札を実施している。

その結果、1者が辞退、8者が応札し大栄設備（株）が落札率13%で落札している。

(5) 報告書

点検日	点検報告書	写真の添付
平成27年7月14日	○	○
平成27年7月22日	○	○
平成27年7月23日	○	○
平成27年7月24日	×	○
平成27年9月9日	○	○
平成27年9月10日	○	○
平成27年9月11日	×	○
平成27年11月3日	○	○
平成27年11月22日	○	○
平成28年3月12日	○	○

提出日	完了報告書
平成28年3月28日	○

2 検討

点検報告書は点検日を7月14日、7月22日、7月23日、9月9日、9月10日、11月3日、11月22日、3月12日の日別で提出されている。

その点検報告書の添付写真に点検日以外の写真が添付されている。

3 指摘及び意見

(意見1)

県は、実際に点検を実施した日の報告書に異なる日付の写真が添付されている場合には、業者に実施した日の写真を添付するよう指導して、確実な履行確認を望む。

点検報告書は点検日と点検日とは異なる日の添付写真が添付されていた。

今回は落札率が 13.5%であり実施完了について写真等にて特に留意をもって確認することを望む。

(意見2)

県は、今回の落札率は 13.5%と低額であることから、当初の予算項目・金額と点検実績表の項目を照らしあわせるなどして、予算額が適切であったのか、最低制限価格の設定の有無などを検証することを望む。

委託内容は、ビルトマルチエアコンの保守点検で、「チューブ洗浄薬品、抽気電磁弁、サンプリング補充用溶液、補充用冷媒、インヒビター、ランプ類、ヒューズ類、パッキン類、潤滑油（オイル類）」等の経費の消耗品の交換及び補充を含むものの点検業務の人件費が主要部分である。

(16) 総合的行政文書管理システム運用保守等業務委託（行政経営管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

ア ヘルプデスクの課内への常駐

- ・職員からの問い合わせ（操作方法、システム運用）
- ・小規模な障害の復旧
- ・システム稼働状況監視、報告 等

イ システム運用（ヘルプデスク以外）

- ・大規模な障害の復旧
- ・月 1 回の定例会の開催（県担当者と日本電気（株）甲府支店等）
- ・軽微なシステムの改修 等

(2) 委託する理由

総合的行政文書管理システムは、高度なシステムを使用した基幹系システムであり、トラブルがあった際には職員では対応ができず、当該システム及び I T 全般を知悉した開発業者に委託する必要がある。

また、全職員が利用対象であるため、当該システムに関する問い合わせ等も多く、ヘル

プデスクが常駐のうえ対応する必要があるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	随意契約	随意契約	随意契約
委 託 先	日本電気 (株) 甲府支店	日本電気 (株) 甲府支店	日本電気 (株) 甲府支店
委 託 期 間	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日～ (注)
契 約 金 額	19,230,000 円	19,230,000 円	19,230,000 円
予 定 価 格	19,230,000 円	19,230,000 円	19,230,000 円
落札率 (%)	100%	100%	100%
見積提出者数	1 者	1 者	1 者

(注) 平成 27 年度は「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき長期継続契約を締結した。内容は次のとおりである。

平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 契約金額 57,690,000 円
平成 27 年度、28 年度、29 年度 各 19,230,000 円

2 検討

(1) 随意契約の理由

平成 16 年度に導入された総合的行政文書管理システムは、日本電気 (株) のパッケージソフトである「総合的行政文書管理システム」を基にして、山梨県の文書管理の実態に合わせた仕様に改造 (カスタマイズ) して開発を行ったものである。このパッケージソフトは、日本電気 (株) 固有の知識や技術に基づくものであり、他に公開されているものではない。

よって、当運用保守業務は、日本電気 (株) 以外が行うことは不可能であるためである。

(2) 積算内訳の状況

平成 25 年度から平成 27 年度まで、契約金額は同じ金額である。

また、県の作成した積算内訳は、日本電気 (株) 甲府支店から提出された見積書と同額であった (同見積書の 3 年分を各年に按分)。

【県の積算内訳】

	工数（人月）	単価	金額
ヘルプデスク及びシステム運用	12.0	800,000 円	9,600,000 円
システム運用支援	5.7	1,100,000 円	6,270,000 円
パッケージ保守			3,360,000 円
合 計			19,230,000 円

3 指摘及び意見

（意見）

1 者随意契約にせざるを得ない契約においては、特に委託内容や作業量等を精査し、「業者の言いなり」で契約を行っているとの疑念を抱かせることがないことを望む。また今後の契約では、実際の委託内容や作業量等を参考とするとともに、長期継続契約のメリットも生かし、委託金額の引き下げ交渉などを検討することを望む。

随意契約者の見積額と同一の金額で契約が行われている状況をそのままにせず、委託の内容や作業量等を精査することで、「業者の言いなり」で契約を行っているとの疑念を抱かせることがないようにするとともに、今後の委託金額の引き下げも検討することを望む。

(17) 例規サポートシステムのデータ更新業務委託（行政経営管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県例規サポートシステムのデータについて、内容を最新版にするため、毎年度4回（7月、9月、1月、3月）更新を行っている。

(2) 委託する理由

山梨県例規執務サポートシステムは、(株)ぎょうせい県が県の例規データに合わせて独自に開発したシステムであるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	(株) ぎょうせい	(株) ぎょうせい	(株) ぎょうせい
契約期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	4,949,343円	6,144,011円	6,635,811円(注)
入札参加者	1者	1者	1者

(注) 契約金額は、年4回データ更新を行い、その都度、更新された頁数で請求・検査・支払が行われている。頁単価 1,290 円×更新頁数×1.08 (消費税) で算定。

	更新頁数	頁単価	金額 (税抜)	金額 (税込)
①	2,836 頁	1,290 円	3,658,440 円	
②	598 頁	1,290 円	771,420 円	
③	418 頁	1,290 円	539,220 円	
④	911 頁	1,290 円	1,175,190 円	
合 計	4,763 頁		6,144,270 円	6,635,811 円

2 検討

(1) 随意契約とした理由

山梨県例規サポートシステムのデータ更新業務については、(株) ぎょうせいが県の例規データに合わせて独自に開発したシステムを対象に行うものであり、他社では技術的にデータ更新を行うことができないことから、性質上競争入札に適さないものである。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とした。

(2) 頁単価金額の根拠

平成 27 年度例規サポートシステムのデータ更新業務委託契約金額は、頁単価×更新ページ×1.08 (消費税) で算定されているが、(株) ぎょうせいから提出された見積書には、頁単価金額の根拠が示されていない。

3 指摘及び意見

(意見)

当該システムを山梨県用にカスタマイズする際の単価の積算根拠等を把握すべきである。また、例規サポートシステムを導入している近隣の他県等の頁単価情報等も収集し、頁単価

金額が適正なものであることを確認することが望まれる。

カスタマイズが単価にどのように影響しているか検討することや、単価が適正であるかどうかについて、できる限りの確認をとっておくことで、契約の適正性を表明できる状況にしておくことを望む。

(18) 情報ハイウェイ光ファイバ芯線の割当管理に係る業務委託（情報政策課）

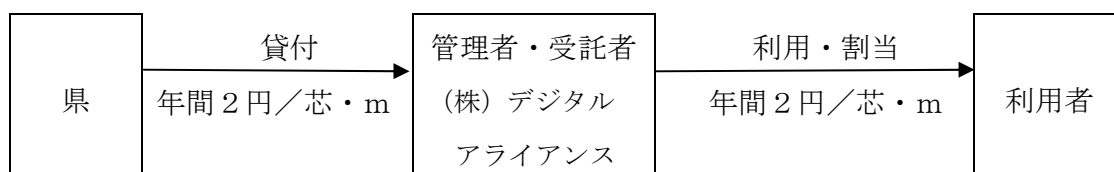
1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

ア 光ファイバ芯線利用に係る割当に関すること（利用計画に基づき計画的割当）

イ 光ファイバ芯線利用に関する情報を管理

（法人名、所在地等の法人に関する情報、利用期間をシステムに登録し、適正に管理）



なお、当該業務は、工事等の物理的作業を要するものではなく、設備の維持管理・監視・障害の除去等の保守管理業務は、別途(株)デジタルアライアンスに委託している。

本業務は、県から貸付を受けたことに伴い(株)デジタルアライアンスが行う割当等の業務に対し、県が別途費用を負担し委託しているものである。

(2) 委託する理由

山梨県情報ハイウェイ管理及び運営要綱により、(株)デジタルアライアンスは利用者から徴収する利用料と県に支払う貸付料が一芯 1 m 当たり年間 2 円と同額であるため、同社は情報ハイウェイ運用に必要な業務を適正に遂行することができない。

そこで県から「利用者からの申込受付・芯線割当・利用情報管理等」の業務を委託する。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)	随意契約 (単独)
委 託 先	(3年間ともに) (株) デジタルアライアンス		
契 約 期 間	(3年間ともに同じ) 4月1日~3月31日		
契 約 金 額	1,328,000 円	1,328,000 円	1,328,000 円
予 定 価 格	1,328,000 円	1,328,000 円	1,328,000 円
落 札 率 (%)	100%	100%	100%

ア 予定価格の積算内訳 (8月、9月の監査時に提供された資料)

	積算内訳	金 額
人件費	15,800 円/日 × (20 日/月 × 1/3) × 12 カ月	1,264,000 円
諸経費	人件費の 5%	64,000 円
合 計		1,328,000 円

業務開始時である平成 18 年の見積合わせ時の価格を 10 年以上見直してない。

イ 予定価格の積算内訳 (12月に提供された資料)

項 目	金 額	
1 定期的管理		
利用者情報管理 (データベース情報保存、管理料)	102,000	
利用者管理事務作業 (利用料請求、芯線管理表の管理)	315,400	417,400 円
2 新規割当管理業務 (年 3 回を想定)		
新規割当作業 (詳細設計他)	768,000	
データ更新作業	37,650	805,650 円
3 一般管理費 (上記費用の 10%)		120,000 円
値引き		△15,050 円
合 計		1,328,000 円

2 検討

業務開始後の年度毎の割当件数及び委託金額は、次のとおりである。

【年度別の割当件数と委託金額】

	割当件数	委託金額	一件当たり単価
平成 18 年度(注)	13 件	996,000 円	76,615 円
平成 19 年度	14 件	1,328,000 円	94,857 円
平成 20 年度	37 件	1,328,000 円	35,892 円
平成 21 年度	4 件	1,328,000 円	332,000 円
平成 22 年度	12 件	1,328,000 円	110,667 円
平成 23 年度	11 件	1,328,000 円	120,727 円
平成 24 年度	13 件	1,328,000 円	102,154 円
平成 25 年度	15 件	1,328,000 円	88,533 円
平成 26 年度	7 件	1,328,000 円	189,714 円
平成 27 年度	13 件	1,328,000 円	102,154 円

(注)平成 18 年度は 7 月からの 9 か月間

委託業務の大半は新規割当に伴い発生するものであるが、割当件数は減少しているにもかかわらず、10 年以上委託金額の見直しがされておらず、毎年度同じ金額で契約が行われている。

3 指摘及び意見

(指摘)

新規割当件数が減少しているにもかかわらず、業務開始後 10 年にわたり委託金額の見直しが行われていない。県として委託すべき業務について見直し、かつ、新規割当件数等の業務量に応じた委託金額の見直しを行う必要がある。

(19) 常駐 S E (情報システムの構築支援等) 業務委託 (情報政策課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

システムエンジニア (以下「S E」という。) 一人を常駐として情報政策課に配置し、以下の業務を行う。

- ア 情報システムに関する構築支援
- イ 共用サーバに関する運用保守等支援

- ウ 情報システム台帳管理システムの運用保守等支援
- エ 統合サーバに関する保守運用等支援
 - 障害原因の切り分け・障害復旧・再起動・連絡等に関する支援等

(2) 委託する理由

専門的知識・経験を有する技術者に常駐してもらい、県職員では実施できない情報システムの構築支援等の業務を行ってもらう必要があるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	(3年間ともに同じ) 日本システムウェア (株)		
契 約 期 間	(3年間ともに同じ) 4月1日～3月31日		
契 約 金 額	7,800,000 円	7,800,000 円	8,400,000 円
入 札 参 加 者	4 者指名 (うち 2 者辞退)	4 者指名 (うち 2 者辞退)	5 者指名 (うち 3 者辞退)

(4) 指名競争入札とした理由

本業務受託業者は、本県に基盤系又は基幹系システムで利用する統合サーバに係る運用支援業務を行うため、各情報システムの構造や具体的な動作環境について把握する必要がある。そのため、現に本県の基盤系又は基幹系システムを構築・運用している実績があり、既に本県における基盤系又は基幹系システムやネットワークの状況について知識を有し、統合サーバの運用支援を円滑に実施できる業者とする。

2 検討

(1) 指名競争入札とした理由の妥当性について

業務の大半は、各部課内で使用する Access 等を用いた小規模システムの構築支援であり、基盤系システム又は基幹系システムの知識がなくてもできる業務とのことである。

ただし、統合サーバ等に問題が生じた場合「障害原因の切り分け・障害復旧・再起動・連絡等に関する支援」という初期対応を行うためには、「本県の基盤系又は基幹系システムの構築もしくは運用に関与している業者である必要がある。」ため、指名競争入札としているとのことである。

(2) 問題点の指摘

統合サーバに問題が生じたケースは平成 27 年度には発生しなかったとのことである。

毎日 30 分程度で行っているバックアップ等の状況確認により統合サーバに異常が発見された事態は過去にあったが、指名競争入札の理由としている「本県の基盤系又は基幹系システムの構築もしくは運用に関与している業者」でなければ、その際に適切な初期対応ができなかったか否かは分からないとのことである。

また、常駐する S E 個人について「本県の情報システムの構築・運用についての実務経験」は条件とされていない。

地方自治法の規定では、最少の経費で事務を処理するため、契約（業者の選定）は一般競争入札によることが原則であり、特別の理由が認められる場合に限り指名競争入札等が許容されている。

委託する業務内容及び過去の障害発生時の対応を調査した結果、指名競争入札とした理由に妥当性はないと考えられる。

【地方自治法第 234 条（契約の締結）】

- 1 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

【地方自治法施行令第 167 条（指名競争入札）】

- 地方自治法第 234 条第 2 項 の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
 - 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
 - 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

3 指摘及び意見

（意見）

業務の大半は小規模システムの構築支援であり、基盤系又は基幹系システムの構築・運用している業者だけに限定した指名競争入札とした理由に妥当性は乏しいと考えられ、一般競争入札により業者を選定することを望む。

(20) 常駐SE（ネットワーク端末のセキュリティ管理等）派遣（情報政策課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

- ア 一人一台パソコンの運用管理
- イ 技術的な情報セキュリティ対策の実施
- ウ 情報システム等の情報セキュリティ内部監査の実施支援
- エ ネットワーク端末等のセキュリティ強化対策の検討

(2) 委託する理由

ネットワーク端末のセキュリティ管理等の業務を行うことは不可欠であり、その業務を行うためには専門的知識・経験をもつ技術者が必要であるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	(株) カルク	(株) カルク	(株) カルク
契 約 期 間	(3年間ともに同じ) 4月1日～3月31日		
契 約 金 額	9,600,000 円	9,600,000 円	9,600,000 円
予 定 価 格	9,600,000 円	9,600,000 円	9,600,000 円
落 札 率 (%)	100%	100%	100%
入 札 参 加 者	2 者	2 者	2 者

ア 予定価格の積算

項 目	金 額	積算根拠
SE一人当たりの月額単価	800,000 円	積算資料 { (一財) 経済調査会発行 } を参考にSEの一般的単価を想定し算定
月 数	12 カ月	契約期間
計	9,600,000 円	

イ 指名競争入札とした理由

本業務の受託業者は、本県のネットワーク及び端末管理等の情報セキュリティ対策の全体を把握することになるため、これらの公開を極力避ける情報セキュリティの観点から、既に本県のネットワーク全体及び端末管理のセキュリティ対策を把握している業者である必要がある。

2 検討（委託金額の妥当性について）

（1）受託会社が公表している労働者派遣事業に係る各種事業

派遣労働者の数	1人
派遣先の数	1件
料金に関する事項	
派遣労働者の賃金の平均額	1日当たり 9,430円
料金の平均額	1日当たり 40,000円
マージン率	76.4%

労働者派遣法による情報提供は派遣労働者の平均額であるが、当業務の受託会社は派遣を1件すなわち山梨県にしか行っていないため、当該派遣業務に従事している社員の賃金額が判明する結果になっている。すなわち、県は受託会社から9,430円/日の賃金の社員の派遣をしてもらう対価として、受託会社に40,000円/日という金額で契約をし、支出を毎年度行っている。

（2）情報政策課の見解

当課の求める業務を遂行できる能力を有する技能者の人件費について積算資料を参考に金額を設定したものであり問題ない、かつ、県が特定の社員の派遣を指定するものではないため（1）で公表された賃金データを把握した後も予定価格の積算その他一連の契約事務を見直していない。

（3）労働者派遣事業の一般的マージン率

【労働者派遣事業の一般的マージン率と当該派遣業務の比較】

	一般的な労働者派遣事業（注）	当該派遣業務
派遣会社が受け取る収入	30,301円	40,000円
派遣労働者に支払われる賃金 （日額、1日8時間当たり）	18,512円	9,430円
派遣会社のマージン （マージン率）	11,789円 (38.9%)	30,570円 (76.4%)

（注）平成26年度労働者派遣事業報告書の集計結果（厚生労働省平成28年3月31日付）より、特定労働者派遣事業（ソフトウェア開発）の金額を記載。

3 指摘及び意見

（指摘）

予定価格の算定に当たり、多くの契約事務に用いられている「積算資料」（（一財）経済調査会発行）を参考としていることから、契約金額については、一定の妥当性はあるものの、

当該契約においては、派遣労働者に支払われる実際の賃金や一般的なマージン率から考えれば、高額な契約額となっている実態があるため、「積算資料」のみに依存した予定価格の算定方法は実情に考慮した方法に見直す必要がある。

派遣事業の一般的マージン率（38.9%）で算定すると、妥当な委託料は1日当たり15,434円 {=9,430円 ÷ (1-38.9%)}、年間約370万円となり、県が支払っている委託料（年間960万円）は約600万円過大と試算できる。

【山梨県会計事務ガイドブック（抜粋）】

予定価格は、契約しようとする価格が適当かどうか検討する基準であり、契約担当者は、取引の実例価格等を考慮し適正な価格であることを確認し契約すべきものである。

(21) ICT人材養成事業（緊急雇用追加）委託（情報政策課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

求職者が、委託先企業の社員として従事しながらITスキルを身に付け、研修終了後に山梨県内企業へ就職することを目指す。

(2) 委託する理由

当該事業は、国の「緊急雇用創出事業」により都道府県に交付・造成された基金を活用して事業を実施するもので、その事業の対象となるものは、民間企業等に対する委託により行う事業とされている（「緊急雇用創出事業等実施要領」）ため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契約方法	随意契約（指名型プロポーザル方式）
委 託 先	（株）シンク情報システム
契約期間	平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
契約金額	3,106,824 円

（注）ICT人材養成事業（緊急雇用追加）は、国の100%助成事業である。

2 検討

(1) 請求書の受理日等

請求書の記載日	平成 28 年 3 月 31 日
請求書が受理された日	平成 28 年 4 月 11 日
支払日	平成 28 年 5 月 10 日

(2) 委託契約書等

委託契約書第 10 条（委託料の支出）において、「請求書を受理した日から 30 日以内に支払わねばならない。」と記載されている。

また、支払時期等については、支払遅延防止法が準用されるため、支払にあたって遅延がないように適正に行う必要がある（支払遅延防止法第 14 条）。

当該委託契約においては、請求書の記載日と請求書受理日（收受印日）との間が 11 日と長期間あった。県によると、「委託先事業者からの請求書発送の連絡があってから数日経過するも、到達が確認できなかつたため、当該事業者の確認・了解を得たうえで、再発送されたが、請求日は当初発送した請求書のままであつたため、結果として乖離が生じた。」とのことであつた。

3 指摘及び意見

(意見)

請求書の受理は、将来、事故発生の場合の争点となり、その立証も考慮し、請求書の請求日等に誤りがあれば訂正を求めることが望まれる。

(22) ICT人材養成事業（緊急雇用追加）委託（情報政策課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

求職者が、委託先企業の社員として従事しながら IT スキルを身につけ、研修終了後に山梨県内企業へ就職することを目指す。

(2) 委託する理由

当該事業は、国の「緊急雇用創出事業」により都道府県に交付・造成された基金を活用

して事業を実施するもので、その事業の対象となるものは、民間企業等に対する委託により行う事業とされている（「緊急雇用創出事業等実施要領」）ため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契約方法	随意契約（指名型プロポーザル方式）
委 託 先	① （株）エムアイエー ② （株）システムインナカゴミ ③ （株）シンク情報システム ④ （株）シー・シー・ダブル
契約期間	①～④ 平成 26 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
契約金額	① 3,576,414 円 ② 6,880,247 円 ③ 3,106,824 円 ④ 8,810,874 円

（注 1） I C T人材養成事業（緊急雇用追加）は、国の 100%助成事業である。

（注 2）平成 27 年度は債務負担行為である。

2 検討

(1) 事業実施状況と継続雇用の状況

4 者の事業実施状況は次のとおりである。

委 託 先	実施報告書提出日	研修生の人数	研修日（延べ）	継続雇用者数
（株）エムアイエー	2 月 29 日	1 人	151 日	0 人
（株）システムイン ナカゴミ	1 月 12 日	2 人	516 日	0 人
（株）シンク情報シ ステム	2 月 26 日	1 人	200 日	1 人
（株）シー・シー・ ダブル	1 月 27 日	2 人	606 日	2 人

このように、委託先 4 者の研修生（雇用者）6 人のうち研修後に継続雇用に結びついた者は 3 人しかいなかった。委託先からの報告書には、研修生と希望雇用先のミスマッチ等があると記載されている。

(2) 研修効果の把握

研修効果の把握は、委託先が提出する個別実績報告書だけである。

3 指摘及び意見

(意見)

事業効果の把握は、委託先だけからの報告書を確認するだけでなく、研修生からのアンケート等の情報収集を行うことで積極的多角的な把握を望む。それにより、研修終了後の県内企業への就職という効果が最大限に発揮されることが重要である。

長期にわたって企業に雇用され研修を受けているならば、その企業に継続雇用される状況となることが一つの望ましい姿である。そのような結果があまり見られないようであれば、研修効果の把握を更に行い、その結果を生かして委託先の選定や研修生の配置などを改善していくことを望む。

(23) 情報ハイウェイ保守管理業務委託（情報政策課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

ア 光ファイバーケーブル監視業務（24時間 365日）

イ 保守点検

障害発見、性能試験、巡回点検、道路の掘削工事の際の現場立会

ウ 関係機関との調整

道路改良工事、電線地中化工事等による光ファイバの移設に関する協議に参加、工事内容の把握、技術的な支援、図面作成

エ 設備故障修理

オ 設備支障移転

(2) 委託する理由

山梨県内全域を対象とした現場巡回及び迅速な対応が求められ、情報ハイウェイを熟知し工事機材及び保守部品を有している業者に業務委託することにより万全な保守及び回線品質を保持する必要があるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	随意契約（単独）	随意契約（単独）	随意契約（単独）
委 託 先	（3年間ともに同じ）（株）デジタルアライアンス		
契 約 期 間	（3年間ともに同じ）4月1日～3月31日		
契 約 金 額	99,765,000 円	99,765,000 円	99,765,000 円
予 定 価 格	99,765,000 円	99,765,000 円	99,765,000 円
落 札 率（％）	100%	100%	100%

ア 実績による精算

委託業務のうち設備支障移転工事については、移転工事の回数により費用が変動するため、工事実績に応じて年度末に精算を行う仕組み。

なお、平成 27 年度は、中富 I C 道路建設に伴う光ファイバーケーブル切替移設工事を変更契約で実施している。

【当初契約額と実績金額】

	当初契約	実績
年間保守費（定額）	81,810,000 円	81,810,000 円
精算対象（設備支障移転分）	17,955,000 円	13,626,371 円
変更契約による追加業務	—	28,750,000 円
合計	99,765,000 円	124,186,371 円

イ 業務の再委託

監視業務については再委託をしていない。それ以外の業務は、山梨県全域において迅速な対応を図るため複数の業者に再委託を行っている。

2 検討

(1) 委託金額の妥当性について

当該業務は平成 18 年度から継続して単年度契約を締結している。

委託契約金額を決定する基準である予定価格については、業務開始前に他県の例を参考に積算して以来、10 年にわたり全く見直しが行われていない。

その結果、実績精算を行う設備支障移転工事以外の保守管理業務は、毎年度、契約の上限額である予定価格のとおり 81,810 千円で契約・支払いが行われている。

県は、委託業務の発注者として適正な価格で契約を行うために、委託して行われている

保守管理業務の方法及び量（仕様）が妥当であるかを毎年度検討すべきであるが、受託業者に保守管理のすべてを委ねているだけで、発注者の責務を果たしていない。

【山梨県会計事務ガイドブック（抜粋）】

予定価格は、契約しようとする価格が適当かどうか検討する基準であり、契約担当者は、取引の実例価格等を考慮し適正な価格であることを確認し契約すべきものである。

(2) 追加の検討—個々の業務の妥当性について

ア 予定価格の積算内訳（10年前の業務開始前に他県の例を参考に作成）

項目	数量	単位	単価	金額（円）
1 伝送路監視業務				
① 伝送路監視（※1）	730	人日	31,500	22,995,000
② 伝送路監視装置設定変更	90	人日	31,500	2,835,000
③ 伝送路監視システム保守	1	式		1,776,000
2 保守点検				
① 回線定期試験（※2）	200	人日	31,500	6,300,000
② 巡回点検	170	人日	31,500	5,355,000
③ 接続等工事立会	90	人日	31,500	2,835,000
④ 凶面等管理				
【中略】				
毎年度定額で契約される金額				81,810,000
5 設備支障移転工事（実績精算）				
【中略】				
合計				99,765,000

全ての業務を詳細に検討することは出来ないため、金額が多額で問題が懸念される 1.

①伝送路監視と 2. ①回線定期試験について以下詳細検討した。

イ 伝送路監視業務（※1）

契約書に添付されている業務要領に「光伝送路監視装置を用いて 24 時間 365 日体制で監視、障害監視、切り分け」と記載されているとおり、伝送路監視業務は人が行うのではなく装置が行う業務であるにもかかわらず、730 人日、約 23,000 千円もの多額の人件費を想定し積算している。もちろん人の関与はゼロではないと思われるが、人手がかかる保守点検等は他社に再委託して実施しているにもかかわらず監視業務だけは再委託していないことから、人の関与は限定的であると考えられ、不要な人件費が積算され支

払われていると考えられる。

ウ 回線定期試験（※2）

対象となる15ルートについて、各々1日、計15日かかるものとして費用を積算しているが、回線定期試験報告書によると15ルートの試験は実際には4日間で終了している。

費用の積算	200人日＝（3人×2班×15日＋準備・報告10日）×年2回
実際	68人日＝（3人×2班×4日＋準備・報告10日）×年2回
過大額	132人日×31,500円＝4,158,000円

エ 情報政策課の回答

伝送路監視業務については、機械測定により収集したデータを基に経験を積んだ技術者が監視業務を行っており、24時間365日体制を条件としている以上、年間730人日の想定は妥当と考えるとのことであった。

しかし、24時間365日体制で技術者が監視のためだけに常駐していることを示す証拠資料、例えば監視作業日報、監視体制人員表等を要求したものの、提示はされなかった。

回線定期試験については、指摘の通り積算が過大であるが、他の業務では想定よりも作業量が多く発生している業務もあり、全体としては当初積算と相違ない。しかし、内訳については、現状と相違が生じているため今後見直すこととしたい。

なお、平成29年1月24日から「山梨県情報ハイウェイ運用に係る検討会」が開催され、情報ハイウェイの利用状況、効果・課題、あり方等についての検討が始められている。

3 指摘及び意見

（指摘）

保守管理業務開始前に想定した業務方法及び業務量に基づく委託費を10年全く見直しておらず、一部の業務では想定よりも実際の業務量が少なく、実態よりも過大な費用を支払っており、委託金額の見直しを行う必要がある。

当初の想定よりも多くの日数を要する業務もあるとのことであるが、現在実施している業務が本当に必要か否かについても検討することが必要である。

(24) 財務会計システム維持管理業務委託（情報政策課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

ア システム運用業務

SE等の指示に基づくマニュアル・チェックシート等による作業
 端末操作方法問い合わせ対応、サーバ運用業務

イ システム運用支援業務

年間を通じたエンドユーザー支援やシステムの環境保持業務等
 運用計画・管理業務、業務運用支援業務

(2) 委託する理由

システムの専門的知識・経験を有する業者に委託することにより、基幹システムである財務会計システムのトラブルのない円滑な運用を行うため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	随意契約（単独）	随意契約（単独）	随意契約（単独）
委 託 先	（3年間ともに同じ）日本電気（株）甲府支店		
契 約 期 間	（3年間ともに同じ）4月1日～3月31日		
契 約 金 額	30,460,000 円	30,460,000 円	30,460,000 円
予 定 価 格	30,460,000 円	30,460,000 円	30,460,000 円
落 札 率（％）	100%	100%	100%

ア 予定価格の積算内訳（平成 27 年度）

項 目	工数	単価	金額
システム運用業務	27.40 人/月 (28.01 人/月)	月 500 千円	13,700,000 円
システム運用支援業務	20.95 人/月 (23.45 人/月)	月 800 千円	16,760,000 円
合 計			30,460,000 円

(注) 括弧書きは前年度（平成 26 年度）作業実績

イ 随意契約の理由

開発業者である日本電気（株）以外の業者に委託する場合、相当な業務習得期間（約1年程度の準備期間）を設ける必要があり、業務に相当な支障が生じることが想定される。

ウ 再委託

以下の3者に再委託することが、4月1日に申請され、同日承認されている。

再委託業者	担当業務
NECソリューションイノベータ(株)	ハードウェア保守、支援業務SE（予算編成）
(株)YSK e-com	運用SE、支援業務SE（執行OL/BT）
(有)ワイズサポート	運用担当（オペレータ）

（再委託の理由）

財務会計システム維持管理経験者を配置すること等により、安全かつ円滑な業務履行を実施するため。

2 検討

（1）契約（業者選定）方法の見直しについて

開発業者以外では支障が大きいという理由で1者随意契約としているが、実際の業務は他の業者に再委託して実施されている。また、1者随意契約の場合、競争原理が働かないため、どうしても委託金額が高くなってしまふことが危惧される。

委託業務のうち作業時間ベースで過半を占めるシステム運用業務は、マニュアル・チェックシート等に基づく作業であり、開発業者以外の業者でも実施することができるのではないかと考えられ、実際に日本電気（株）甲府支店から他の業者に再委託されて実行されている。

委託業務を分割して契約を行い、システム運用業務については一般競争入札を行い、競争原理により委託経費の低減を図ることができるのではないかと考えられる。

（2）情報政策課の見解

マニュアル等に基づくシステム運用業務を分割して契約するとの考え方もある。しかし、業務の習得期間が必要なため、毎年度受託業者が変更される可能性のある一般競争入札では業務執行に重大な支障を招く恐れがあるため、システム運用業務を分割せず1者随意契約で開発業者に維持管理を委ねている。

(3) 更なる検討

他の情報システムの維持管理業務では、単年度契約ではなく期間3年の長期継続契約が締結されており、当該委託業務についても長期継続契約を締結することにより、情報政策課が懸念している受託業者変更時の業務習得期間による支障は軽減することができるのではないかと考える。

3 指摘及び意見

(意見)

1 者随意契約を続けるのではなく、委託業務を分割し、作業時間の過半を占めるマニュアル等に基づくシステム運用業務については、一般競争入札により契約（業者選定）を行い、競争原理により委託経費の低減を図ることを望む。

開発業者に維持管理をすべて委ねるのは安心だと思うが、厳しい財政状況の中、最少の経費で事務を処理するため必要な検討を行うべきである。

(25) 常駐S E（財務会計システム）業務委託（情報政策課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

システムオペレーション業務及びシステム運用業務について総合的に調整を行い、財務会計システム全般を統括し、かつ、他の連携システムとの調整を図る。

ア 業務所管課との連絡調整業務

イ 財務会計システム運用S Eの管理（業務指示、進捗管理）

ウ 関連する他システムとの連携業務

当業務は、平成20年度から行われ、（株）YSK e-comが継続して受託し、かつ、7年間同じS Eの方が派遣され県に常駐している。

(2) 委託する理由

「外部の高度な専門能力やノウハウなどの有効活用」及び「定数減によるコスト削減」の観点から、県職員ではなく外部委託S Eによる対応が望ましいとの判断。

（当該委託業務を開始した平成20年度当初予算要求資料より）

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	(株) Y S K e-com	(株) Y S K e-com	(株) Y S K e-com
契 約 期 間	(3年間ともに同じ) 4月1日～3月31日		
契 約 金 額	9,600,000 円	9,600,000 円	9,600,000 円
予 定 価 格	9,600,000 円	9,600,000 円	9,600,000 円
落 札 率 (%)	100%	100%	100%
入 札 参 加 者	2 者	2 者	2 者

2 検討

(1) 検討の視点

委託は、本来県職員が行うべき業務について委託するのが原則である。当該委託業務の内容を調査把握し、本来県職員が行うべき業務であるのかについて検討をした。

(2) 常駐している S E の業務内容

【委託業務別の作業時間実績（平成 27 年度）作業報告書に基づき算定】

	年間作業時間	割合
業務所管課との連絡調整	606.0 時間	30%
財務会計システム運用 S E の管理	1,337.5 時間	65%
関連する他システムとの連携業務	110.0 時間	5%
合 計	2,053.5 時間	100%

(3) 問題点の指摘

委託の内容は、財務会計システムの運用について総合的調整を行い全般を統括するとされているが、毎月の作業報告書を閲覧し集計した結果、常駐 S E の方が実際に行っている作業のうち、約 2 / 3 に相当する時間は財務会計システムの維持管理及び改修業務を受託している会社の個々の S E の方への業務指示及び進捗管理であった。

しかし、維持管理業務等を受託している会社の個々の S E の方への業務指示及び進捗管理は、維持管理業務等の受託会社の管理者が行うべき業務であり、委託者として発注している県職員が担う業務ではない。

3 指摘及び意見

(指摘)

本来受託会社の管理者が行うべき業務と、県が委託する業務とを明確に区分し、委託業務の内容及び委託金額を見直す必要がある。

常駐SEの方の年間作業時間のうち約2/3は、財務会計システムの維持管理及び改修業務受託会社の個々のSEへの業務指示・進捗管理に費やされているが、これは本来受託会社の管理者が行うべき業務であり、県が別途費用を負担して委託する業務ではない。

受託会社は県の業務の協力者であるが、決して一体の存在ではない。すべてを委ね費用を負担するのではなく、委託者として県が果たすべき役割を認識したうえで、県職員が行うべき業務についてのみ業務を委託し、費用を負担するべきである。

(26) グループウェアシステム Internet Explorer11 対応改修業務委託

(情報政策課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

グループウェアシステムについて Internet Explorer11 (以下「IE11」という。) で正常動作しない部分について、プログラム改修設計を行った後、実際の改修及びテストを行い、本県の環境に導入する。

ア 問題点の抽出

IE11での動作を確認し、画面が正常に表示されない、機能が正常に動作しない、その他正常でない部分等を抽出

イ 対応方針の作成 (議事録等協議記録を作成し確認。)

ウ 改修及びテスト

エ 導入

改修したプログラム等についてグループウェアシステムを本環境に導入し、正常動作を確認し、稼働初日に立会を行うこと。また、異常があった場合の連絡体制の構築。

(2) 委託する理由

グループウェアシステムについて IE11 に対応する必要性が生じ、専門知識・ノウハウを有する業者に改修を委託することにより、正常な動作を確保する必要があるため

(3) 契約方法等

契 約 方 法	随意契約（単独）
委 託 先	日本システムウェア（株）
契 約 期 間	平成 27 年 5 月 20 日～12 月 25 日
契 約 金 額	7,391,000 円
予 定 価 格	7,581,400 円
落 札 率（％）	97.5%

ア 随意契約（単独）とした理由

本システムは、（株）ネオジャパンが開発したグループウェアシステム（desknet's NEO）をベースに日本システムウェア（株）がカスタマイズを行ったうえで構築し、日本システムウェア（株）はその後の保守管理も行っている。本委託業務は、システムの動作を調査し、改修範囲の特定を行うものであり、現状を熟知した同社以外には実施は困難である。

イ 再委託

desknet's NEO 部分の改修についてはパッケージメーカーである（株）ネオジャパンに再委託している。

2 検討

(1) 問題点の指摘（契約の手順について）

本委託業務では、「（1）問題点の抽出（2）対応方針の作成」と「（3）改修及びテスト（4）導入」の業務を一括して契約している。

しかし、「（1）問題点の抽出（2）対応方針の作成」が完了しなければ、「（3）改修及びテスト（4）導入」に要する費用を算定することは出来ないものである。当業務を適正かつ最少の経費で実施するためには、最初に「（1）問題点の抽出（2）対応方針の作成」部分のみ契約し、その結果を踏まえて「（3）改修及びテスト（4）導入」部分の契約を行う、すなわち、契約を2段階に分けて行う必要があったのではないかと考えられる。

(2) 情報政策課の見解

指摘のとおり2段階で契約を行うこともあるが、当業務においては、契約に先立って情報政策課職員が試行し予め改修すべき部分が判明していたため、想定した部分のみを改修することを前提に一括して契約を行った。また、予め想定した部分の他に改修が必要とな

った場合には変更契約を行うことを想定していたが、実際には想定通りであった。

(3) 契約書・仕様書の記載内容の確認

情報政策課の説明のとおりであれば、業務内容・範囲及び責任・費用を明確にすることを目的に作成される契約書・仕様書において、「予め想定していた改修項目が列挙され、他に改修が必要となった場合委託金額の見直しを行う。」との規定があるはずである。

しかし、仕様書には、委託業務として「問題点の抽出及び対応方針の作成」が記載されており、一方、県が「契約前に想定していた」と主張している改修項目についての記載も一切ない。

さらに、仕様書には「対応方針についての協議を入念に行い、双方に誤認識・誤解が生じないよう議事録等協議記録を作成し、確認を行う」との記載もあり、(2)の情報政策課の説明、すなわち、「改修する部分・範囲について予め県と受託業者で共通認識があった」ことは契約書及び仕様書記載の文言から確認することはできなかった。

3 指摘及び意見

(指摘)

desknet' s NEO 部分の改修についてはパッケージメーカーである(株)ネオジャパンに再委託しているが、契約書第9条に規定されている書面による承諾が行われていない。契約条項の遵守を徹底する必要がある。

【契約書第9条、再委託の禁止(抜粋)】

乙(受託者)は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲(県)の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(意見)

適正かつ最少の経費で業務を行うためには、本業務は一括して契約するのではなく、最初に「問題点の抽出・対応方針の作成」部分のみを契約し、その結果を踏まえて「改修・テスト・導入」部分の費用を見積・算定したうえで契約、すなわち2段階で契約するなど、契約の手順についても留意することを望む。

(27) 財務会計システム Internet Explorer11 対応改修業務委託（情報政策課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

県職員が使用する PC の Internet Explorer が 9 から 11 にバージョンアップする予定であるため、バージョンアップ後の環境において財務会計システムを動作させるため、現システムの改修を行う。

- ア 端末環境変更に関する検討・調査・打合せ等
- イ システム改修（財務会計システム基盤）
- ウ 新端末環境動作検証作業
- エ ドキュメント作成

(2) 委託する理由

財務会計システムについて IE11 に対応する必要が生じ、専門知識・ノウハウを有する業者に改修を委託することにより、正常な動作を確保する必要があるため

(3) 契約方法等

契約方法	随意契約（単独）
委託先	日本電気（株）甲府支店
契約期間	平成 27 年 9 月 7 日～11 月 30 日
契約金額	6,481,000 円
予定価格	6,481,000 円
落札率（％）	100％

ア 予定価格の積算

工数×単価による積算内訳はなく、受託業者からの見積書と全く同じ項目・金額で予定価格を積算

イ 随意契約とした理由

受託業者は、財務会計システムの開発に携わり、維持管理業務も受託しており、確実に改修作業を行うことができる。他業者に委託した場合、仕様の把握に膨大な時間がかかり、委託期間が非常に長くなる恐れがあるとともに、今回改修を行う箇所以外

に不具合が生じたときの責任の所在が不明確になるため。

ウ 再委託

以下の3者に再委託することが、契約締結と同時に申請され、同日承認されている。

再委託業者	再委託業務
NECソリューションイノベータ（株）	端末環境変更対応、ActiveX 端末展開支援、システム改修、システム動作検証（基盤、予算編成）
（株）YSK e-com	改修プログラムの現地適用及び本番リリース システム動作検証（予算管理）
（有）ワイズサポート	システム動作検証（執行系OL、BT）

（再委託の理由）

財務会計システムの開発業務及び維持管理経験者を配置すること等により、安全かつ円滑な業務履行を実施するため。

2 検討

（1）情報システムに関する予算検証作業の流れ（情報政策課作成書面より）

ア 業務担当課から提出された業者見積額に対し、情報政策課で専門的見地からの評価額を決定し（情報システム等所見書）、予算編成の参考資料として業務担当課に提供
イ 情報政策課の検証ルールに従った検証額よりも業者見積額が高額である場合、業務担当課に検証額を伝え、業務担当課で業者との協議が行われる。

ウ 対象案件が1者随意契約を前提とする場合、契約が締結できない事態を招くことのないよう、受託業者が検証額では実施不可能な場合は、業者の再見積額を評価額とすることがある。

【当業務における業者見積額と情報政策課のルールに基づく検証額】

当初の業者見積額	業者再見積額	情報政策課の検証額
6,952,000 円	6,481,000 円	4,942,075 円
	減少額 471,000 円	差額 1,538,925 円

当業務では、検証額（4,942,075 円）ではなく業者の再見積額（6,481,000 円）を評価額とする情報システム等所見書が作成されている。

エ 業者の再見積額を検証することは出来ないので、予算措置額及び予定価格の積算は業者の見積書の内容をそのまま使用し、契約の上限額である予定価格も業者の再見積額どおりで決定されている。

(2) 問題点の検討

ア 情報政策課の見積検証力

受託業者と徹底した協議を行ったが、どうしても業者見積額と検証額の差が詰まらず、総合的な最終判断として、契約できない事態を避けるために業者見積額で契約を行うことがあることは、監査人として理解できないものではない。

しかし、専門部署である情報政策課は検証額を業務担当課に伝えるだけで、業者との協議は業務担当課で行われるため、受託業者と徹底した協議が行われた形跡はない。業者見積では13に区分されている様々な作業工程のうち、どこの作業区分で見積額と検証額の差異が生じていたのかも不明とのことである。

また、情報政策課のルールに基づいた検証額よりも業者見積額が高くても、契約できない事態を招くことのないよう情報政策課が状況を汲み取って業者見積額を評価額として決定することは、当業務の他にも財務会計システム改修業務（受託業者は同じ）でも同様に行われており、決してまれな対応ではない。

1者随意契約の場合、競争原理が働かないため、情報政策課の専門部署としての見積金額の検証力を高めることが重要である。

イ 業者の見積額と全く同じ金額で予定価格を決定

予算編成のために業務実施の前年度に提出された受託業者の見積書と1円も変わらない金額で契約の上限額となる予定価格を決定し、同額で契約を締結している。

これは、実質的に予定価格の積算を業者に委ねているのと同じであり、その結果、契約の上限額となる予定価格を受託業者は容易に推察できる状況になっている。

【山梨県会計事務ガイドブック（抜粋）】

予定価格は、地方公共団体が相手方を選定して契約を締結する際の契約金額決定の基準であり、契約当事者があらかじめ作成しておかなければならない。予定価格の決定は公務上の秘密であり、他にもらしてはならない。

随意契約における予定価格は、業者が算定した見積書と対査することにより、契約しようとする価格が適当かどうか検討する基準であり、（以下略）

3 指摘及び意見

(指摘1)

専門部署である情報政策課の検証額よりも高い受託業者の見積額のとりの金額で契約が締結されているが、専門部署として情報政策課の見積検証力を高める必要がある。

(指摘2)

1者随意契約であるにもかかわらず、受託業者の見積額と全く同じ金額で契約の上限額である予定価格を決定し、同額で契約を締結しているが、受託業者が容易に予定価格を推察できないよう、契約担当者は細心の留意を払う必要がある。

(意見)

開発業者以外に委託できないとの理由で1者随意契約としているが、業務は3者に再委託されている。開発業者以外の業者でも行える業務については、委託業務を分割することにより競争環境を確保し、適正かつ最少の経費で委託業務を執行することを望む。

【総務省、地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書（抜粋）】

(3) 民間委託等における競争環境の維持

民間委託等の推進により効率的な行政を実現するためには、公共サービスの提供に競争環境を確保することが必要であり、公共サービス提供の担い手となる民間事業者が定期的に入れ替わる機会が担保されていることが重要である。しかし、特定の民間事業者しか利活用できないシステムの開発が業務内容に含まれている場合や、特殊なノウハウが特定の民間事業者に蓄積される業務などの場合には、委託業務の内容が当該民間事業者にはしか理解できないものとなってしまう（業務内容のブラックボックス化）、契約終了時において、新規の民間事業者が当該業務の入札に参加できない「独占的状況」が発生してしまう懸念がある。

業務のブラックボックス化を防止するためには、委託業務に対する行政のマネジメントが重要となる。例えば、業務実施手順や手法、運営上の留意点など公共サービスの質の維持に欠かせない定型的事項についてはマニュアル化し、契約期間終了にあたり業務の引継ぎを義務化しておくことなどを、あらかじめ契約等において合意しておくことが必要である。また、IT分野など専門的知識が必要な業務を委託する場合には、専門の第三者をアドバイザーとして活用することが考えられる。

(28) 富士の国やまなし誘客促進事業（ふるさと旅行券に係るホームページ作成）
業務委託 **（観光企画課）**

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

富士の国やまなし誘客促進事業（国の交付金を利用した「ふるさと旅行券」の販売委託：平成 27 年 3 月補正予算にて決定）に関連して、県外在住の外国人を誘客するため、県の観光情報公式ホームページ「富士の国やまなし観光ネット」上における多言語版ホームページの作成をする。

(2) 委託する理由

多言語版ホームページの構築という専門性の高い業務であるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契 約 方 法	随意契約
委 託 先	グローバルデザイン（株）
契 約 金 額	33,100,000 円
予 定 価 格	33,144,000 円
落 札 率	99.8%
見積提出者数	1 者

2 検討

(1) 随意契約の理由

県では、県の観光情報公式ホームページの保守管理業者であるグローバルデザイン（株）に、随意契約の方法により、多言語版ホームページの開設・運営業務を委託した。

随意契約の理由について、次のとおりであった。

ア 当該ふるさと旅行券の販売は平成 27 年 8 月 1 日から開始のため、7 月中に多言語版ホームページを開設し早期かつ積極的に PR する必要があるが、入札を行うには時間的余裕がなかった。

イ 県の観光情報公式ホームページの中に、多言語版ホームページを構築して PR することが、最も事業効果がある。

ウ 県の観光情報公式ホームページは、グローバルデザイン（株）独自の技術や知識に基づいて構築・運用されており、特に情報更新の作業を行う際は同者以外にできない。

3 指摘及び意見

(意見)

競争入札が可能な方法にすることも考慮し、委託内容を検討することを望む。

別個に多言語版ホームページを作成し、県の観光情報公式ホームページにリンクを貼る方法も検討されるべきであった。

新規ホームページを作成する方法に不利がなければ、競争入札を採用できる。1者随意契約を前提とした選定ではなく、選択可能な方法を十分に検討することで効果を上げることが重要である。

(29) 富士の国やまなし誘客促進事業（ふるさと旅行券）業務委託（観光企画課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

地域住民生活等緊急支援のための交付金（国）を活用した事業であり、ふるさと旅行券（券面額30%及び50%割引）を受託者（旅行代理店）に発行させ、県内への旅行者に販売し、割引額相当額及びPR費用等を県が負担するものである。

(2) 委託する理由

ふるさと旅行券を発行するに当たり、独自のノウハウを必要とする事業であるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契 約 方 法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委 託 先	(株) J T B 関東 甲府支店
契 約 金 額	517, 076, 170 円
見積提出者数	2 者

2 検討

(1) 提案の審査方法

この契約方法は「公募型プロポーザル方式による随意契約」（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、同施行令第 167 条の 10 の 2、地方自治法施行規則第 12 条の 4）であり、予定価格の範囲内で企画の提案を受け、委託者を選定する。

県では、落札者決定基準により、「富士の国やまなし誘客促進事業業務に係る企画提案審査要領」を制定、学識経験者を含む審査委員 7 名に審査を委嘱した。

審査委員は次のとおりである。

ア 学識経験者（学識者及び民間事業者） 4 名

- ・学識者 山梨県立産業技術短期大学校関係者 1 名
県内市町村の観光所管課関係者 2 名
- ・民間事業者（公社）やまなし観光推進機構（県の外郭団体）関係者 1 名

イ 事業効果等に関連する県職員 3 名

- ・山梨県（本庁）関係者 3 名（観光部 2 名、農政部 1 名）

このように見ると、7 名のうち 6 名が行政職員及びその関係者である。

また、民間事業者として委嘱されている者も県の外郭団体職員であり、当該事業の核となる民間観光業者ではない。

県によれば、県内市町村の所管課関係者を委員（学識者）としたのは、長年観光行政に携わった観光の専門家であるとの観点である。

また、民間事業者として民間観光業者を選ばなかったのは、これらの業者は全て今回の応募者 2 者と事業上の関係があり、むしろ公平な審査がされにくいと判断したとのことである。

3 指摘及び意見

(意見)

プロポーザル方式における審査委員の選定について、民間の意見や客観性をさらに向上させるため、民間の学識経験者（官公庁等行政関係者を除く）をより積極的に登用することを望む。

公募型プロポーザル方式の趣旨は民間の自由なアイデアを広く募った上で、そのアイデアを、学識経験者等、民間の専門家が客観的かつ公正に審査することにあると考える。

学識経験者 3 名のうち 2 名が、当該事業の受益者たる県内市町村の職員であることは、審査の客観性を図る点から、必ずしも望ましいとは考えられない。

行政関係者以外の学識経験者（大学教授、研究機関の研究員等）を最低でも複数名登用し、より客観的な議論を進めるよう検討することを望む。

また、民間の意見の反映、客観性の向上という観点から、民間事業者である県内観光業者を登用することは、会議体として審査する中では公平性を欠くというよりも、メリットの方が高いと考えられ、検討を望む。

(30) 富士の国やまなし館及びレストラン管理運営業務委託

(観光プロモーション課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

「富士の国やまなし館」の管理運営及びレストラン「Y-w i n e」の管理運営。

(2) 委託する理由

首都圏における本県の情報発信拠点として、年間を通して「旬の観光物産情報の発信」を行うとともに、アンテナショップとしての機能強化を図り、本県への誘客促進と県産品の販路拡大に努めるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	随意契約（単独）	随意契約（単独）	随意契約（単独）
委 託 先	(公社) やまなし観光 推進機構	(公社) やまなし観光 推進機構	(公社) やまなし観光 推進機構
契約期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	6,149,220 円	6,012,029 円	17,537,353 円（注）

(注) 平成 27 年度から、再委託契約の経費 10,800,000 円が増加となっている。

随意契約とした理由は、来館者やマスコミ等に対して観光情報を発信し、本県への観光客誘致を促進するためには、市町村や観光関係業界団体等と一体となってPR活動等に取り組むことが重要であるため、その調整が可能な業者に委託することにしたためである。

また、富士の国やまなし館の物販に係る業務については、平成 22 年 6 月 1 日から (株) 電通ワークスに (公社) やまなし観光推進機構から再委託を行っていたが、平成 27 年 3 月

31日の契約期間満了をもって契約を解除することとなった。その後平成27年4月から(株)サンティールと再委託契約を結ぶこととなったが、PR強化を行い、物販機能向上を図るため、再委託料を増額した。

2 検討

(1) 再委託の承認と再委託料について

業務委託契約書第1条第4項により、再委託の場合は県の承認を受けなければならない。国は、再委託等に係る手続の適正化を推進する観点から、委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力等について審査し、承認を行うものとしている。

しかし、平成27年度に再委託先と再委託料が変更になっているにもかかわらず、再委託理由と再委託料の積算根拠等を示した承認申請書は、県に提出されていない。

県によると、「観光プロモーション課と(公社)やまなし観光推進機構は同じフロアにあり、日頃より意見交換、情報交換を定期的に行っており、再委託先は県側の意向を反映して決定したこともあるため、長期にわたる調整をもって承認としている。」との回答であった。

(2) 委託料の一括前金払

当該経費は、山梨県財務規則第76条及び地方自治法施行令第163条第2号の「委託費」に該当し、前払金を支払うことができる。

そして、委託料のうちの再委託料まで含めて4月に一括前金払している。県によれば、(公社)やまなし観光推進機構には自主財源がなく、観光案内業務のための職員人件費等を毎月支払う必要があるためとのことである。

(3) 委託料の精算書の作成

業務委託契約書第5条には、委託期間終了後速やかに委託業務精算調書を作成し、県に提出し、不用額が生じた場合には返納するとされている。

しかし、委託業務契約書第15条の事業報告書の事業収支決算書(業務受託収支決算書)は作成されているが、委託業務精算調書は作成されていない。

3 指摘及び意見

(指摘1)

再委託の内容及び再委託料について、書面で承認を受ける必要がある。

承認を受けたことを証するためには、当然に書面で承認されたことが残されていなければならない。

(指摘2)

委託金額を一括前金払としている理由がなく、見直しが必要である。

委託料を前金払するに当たっては、合理的な理由と最低限の必要額を検討した上で行わなければならない。無駄に業者に金銭を預けることはすべきでない。

(指摘3)

委託業務精算調書を作成する必要がある。

契約書に規定されている書面は、実額精算が確実にできるような方法で必ず作成し、それに基づいて精算をすべきである。

(31) ハローキティ特設ホームページ作成に係る業務委託（観光プロモーション課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

「富士の国やまなし観光ネット」内に平成27年1月に「富士の国やまなし観光ナビゲーター」に任命されたハローキティの特設ホームページを作成する委託業務。

(2) 委託する理由

認知の高いキャラクターを活用したイベント情報等の発信に効果があるため。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成27年度
契 約 方 法	随意契約（単独）
委 託 先	グローバルデザイン（株）
契 約 期 間	4月1日～3月31日
契 約 金 額	920,000円

完了年月日	最終3月25日
請求日	平成28年4月1日
支払日	平成28年4月15日

(4) 単独で随意契約する理由

次の「単独で随意契約する理由」を基に見積合わせを省略して随意契約を締結している。

【単独で随意契約する理由】

「富士の国やまなし観光ネット」内に平成27年1月に「富士の国やまなし観光ナビゲーター」に任命されたハローキティの特設ページを開設しているところだが、山梨県の魅力を継続して情報発信していくことは、ハローキティの知名度の高さから観光ネット自体へのアクセス者数の増加も見込まれるなど、大きな効果が期待できる。

「富士の国やまなし観光ネット」のシステムは、グローバルデザイン（株）独自の技術や知識に基づくものであり、他に公開されるものではないため、本システムの保守業者は、グローバルデザイン（株）以外を行うことは不可能である。また、本システムの後年度の保守料については、「富士の国やまなし観光ネット」の既存保守予算で対応可能であり、経費の面からも有利である。

以上のことから、グローバルデザイン（株）に業務委託することにより効果的、効率的な事業執行が可能となり、また他に業務委託先の適任者はないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）により、グローバルデザイン（株）と随意契約を締結し、山梨県財務規則第137条第1項第3号の規定により見積合わせを省略する。

2 検討

「富士の国やまなし観光ネット」のシステムは、グローバルデザイン（株）独自の技術や知識に基づくものであり、他に公開されるものではないため、本システムの保守業者は、グローバルデザイン（株）以外を行うことは不可能である。また、本システムの後年度の保守料については、「富士の国やまなし観光ネット」の既存保守予算で対応可能であり、経費の面からも有利である。」を理由として、グローバルデザイン（株）に業務委託することにより効果的、効率的な事業執行が可能となり、また他に業務委託先の適任者はないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）により、グローバルデザイン（株）と随意契約を締結し、山梨県財務規則第137条第1項第3号の規定により見積合わせを省略している。

しかし、「ハローキティの特設ホームページ」について競争入札で作成業務委託し、「富士の国やまなし観光ネット」からリンク方式で作成した「ハローキティの特設ホームページ」に移動し情報を見ることができるとも考えられる。

3 指摘及び意見

(意見)

見積合わせを省略しての随意契約ではなく競争入札方式を採用し、競争性により経費の削減、新規参入の機会確保の面から、県は、単独での随意契約ではなく競争入札で業者選定をすることを検討することを望む。

「富士の国やまなし観光ネット」内に作成する場合には、当然として「富士の国やまなし観光ネット」のシステムを運営委託及び保守委託を受託している業者と随意契約することで効果的、効率的な事業執行が可能となることも考えられる。

しかし、「ハローキティの特設ホームページ」について競争入札で作成業務委託し、「富士の国やまなし観光ネット」からリンク方式で作成した「ハローキティの特設ホームページ」に移動し情報を見ることができする方法もある。

リンク方式を採用すれば、競争入札による業者選定も可能となり「富士の国やまなし観光ネット」のシステムを運営委託及び保守委託を受託している業者以外の新規参入の機会が得られ、さらに競争性により経費面も減少することも可能と考えられる。

(32) 富士の国やまなし観光PR強化事業（グリーティング）

(観光プロモーション課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

世界中で人気のあるハローキティを観光ナビゲーターとして起用することで、国内外から本県への更なる誘客促進を図る。

(2) 委託する理由

認知の高いキャラクターを活用し本県のPRを行うことにより県内への誘客や周遊観光促進の効果がある。

(3) 契約方法等

「ハローキティについては（株）サンリオが独占的に権利を有するものであり、着ぐるみを使ったグリーティングについても同様であるため、契約相手方としては株式会社サンリオ以外に存在しない。」ため単独で随意契約した。契約内容は次のとおりである。

【平成27年度における契約内容】（税込）

受託者名	契約種別	委託金額	委託年月日	委託期間	支払年月日
(株)サンリオ	随意契約	336,605円	平成27年6月18日	平成27年7月25日	平成27年8月20日
(株)サンリオ	随意契約	331,441円	平成27年6月18日	平成27年7月19日	平成27年8月20日

(株) サンリオ	随意契約	332,640 円	平成 27 年 7 月 3 日	平成 27 年 7 月 18 日	平成 27 年 8 月 20 日
(株) サンリオ	随意契約	363,985 円	平成 27 年 8 月 14 日	平成 27 年 9 月 5 日	平成 27 年 10 月 16 日
(株) サンリオ	随意契約	335,581 円	平成 27 年 8 月 14 日	平成 27 年 9 月 26 日	平成 27 年 10 月 16 日
(株) サンリオ	随意契約	331,985 円	平成 27 年 8 月 24 日	平成 27 年 9 月 7 日	平成 27 年 10 月 16 日
(株) サンリオ	随意契約	364,385 円	平成 27 年 8 月 24 日	平成 27 年 10 月 18 日	平成 27 年 11 月 9 日
(株) サンリオ	随意契約	356,942 円	平成 28 年 3 月 8 日	平成 28 年 3 月 19 日	平成 28 年 4 月 5 日

2 検討

平成 27 年度は、(株) サンリオと富士の国やまなし観光 P R 強化事業（グリーティング）契約を合計 8 回締結している。

委託内容は、ハローキティの出演料でその請求内訳も出演料が主なもので、各請求で異なる項目は交通費、立会料及び特別衣装代で実費精算的項目となっている。

支払は、数回分まとめて支払っている場合もある。

3 指摘及び意見

（意見）

委託内容の主要な出演料、MC 出演料、出演雑費の単価は同額であり、異なっている項目は実費精算的項目である交通費、立会料及び特別衣装代となっている。このことから、県は、単価契約での契約方法を検討することを望む。

「出演料、MC 出演料、出演雑費」について、単価契約として契約し、交通費、立会料等は実費精算する契約方法を検討することを望む。

（33）富士の国やまなし観光 P R 強化事業業務委託（観光プロモーション課）

1 委託契約の概要

（1）委託の内容

ハローキティを活用して山梨の P R を行う。

- ・東京・大阪・名古屋で実施する県や機構の観光キャンペーンの盛り上げ。
- ・本県の魅力を P R し、県内への誘客及び周遊観光を促進するような企画の実施。

（2）委託する理由

認知の高いキャラクターを活用し本県の P R を行うことにより県内への誘客や周遊観光促進の効果があるため。

(3) 契約方法等

公募型プロポーザル方式は、業務体制や業務の遂行方式なども提案の一部となるが、仕様書に示した機能や事業のシステム構成などをベースに参加業者が独自の機能や業務支援などを新たに提案し、各社の企画力・技術力を競う方法である。また、入札という形態をとっていないため、提案で各社が示した独自のアイデアを反映した新たな機能などを予算の範囲内で追加できる。よって、発注者が示した仕様以上の成果品が期待できる、として公募型プロポーザル方式による随意契約を採用した。

【契約内容（税込）】

契約方式	公募型プロポーザル方式
予定価格	20,000,000円
契約金額	19,999,999円
契約業者名	(株)アサツーディ・ケイ

(4) 審査委員名簿について

「富士の国やまなし観光PR強化事業」業務委託の企画提案実施要領（抜粋）は、次のとおりである。

【企画提案実施要領（抜粋）】

4. 審査及び結果通知

(1) 審査

- ① 本業務におけるプロポーザルに係る審査は、本県職員等から構成される富士の国やまなし観光PR強化事業業務委託に係る企画提案審査会が行う。
- ② 提案内容及び経費等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を最優秀提案者とする。
- ③ 最高得点の者が同点の場合、経費の見積等を総合的に判断、最優秀提案者を選定する。

上記の規定により下記の審査委員が選出されている。

審査委員は次のとおりである。

【審査委員名簿】

No	氏名	区分	所属等
1	A	・観光部次長 ※審査委員長	観光部
2	B	・産業技術短期大学校観光ビジネス科講師 ※観光ビジネス全般に関する知見	学識者
3	C	・やまなし観光推進機構事務局長 ※観光事業者全般に関する知見	民間事業者
4	D	・地域産業振興課長 ※県内の地域産業に関する知見	産業労働部

5	E	・観光振興課長 ※県内の総合的な観光情報に関する知見	観 光 部
6	F	・農産物販売戦略室長 ※農産物の販路拡大に関する知見	農 政 部
7	G	・観光企画・ブランド推進課長 ※審査全体の取りまとめ	観 光 部

2 検討

企画提案実施要領には、「本業務におけるプロポーザルに係る審査は、本県職員等から構成される富士の国やまなし観光PR強化事業業務委託に係る企画提案審査会が行う」と規定され、審査委員は本県職員等から構成されることとなっている。

上記の審査委員名簿のとおり審査委員は7名で県職員が7名中5名を占めており、県職員以外は2名となっている。

3 指摘及び意見

(意見)

「参加事業者の企画提案により、事業者の組織力、先進的なアイデア、業務に対する姿勢や業務遂行体制、契約締結後の柔軟な対応等も含めて評価し事業者を決定する」審査委員に県職員以外の委員が7名中2名ではなく、県独自でできない観光PR強化事業を委託することを考えると、県は、審査委員に県職員以外の者を任命し、民間委員の知見を活用して審査することを望む。

予算額も2,000万円となる公募型プロポーザル方式による随意契約に関する審査委員を県職員が7名中5名を占めているが、県独自でできない観光PR強化事業を委託することを考えると審査委員には、県職員以外の者を半数以上任命し、民間委員の知見を活用して審査することを望む。

(34) やまなしサポーターズ倶楽部交流会の開催業務委託（観光プロモーション課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県の豊かな自然や、フルーツ、ワインをはじめとする県産品などの“やまなしの魅力”を様々な機会を通して情報発信していくため、山梨県出身または山梨県にゆかりのある方たちに「やまなし大使」をお願いし、山梨県のサポーター（個々を「やまなし大使」と呼び、その集合体を「やまなしサポーターズ倶楽部」と称する。）として全国に情報発信していただくことで、山梨のイメージアップを図ることを目的としている。その主要事業として毎年1回、東京都内のホールにおいて、山梨県の魅力を紹介する、やまなしサポー

ターズ倶楽部交流会を開催しており、それに関する業務、その他これに付帯する業務を委託する。

(2) 委託する理由

効果的かつ円滑に実施するためには、イベント企画・実施の専門的なノウハウを持つ事業者へ委託する必要があるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	随意契約（指名型プロポーザル方式）	随意契約（指名型プロポーザル方式）	随意契約（指名型プロポーザル方式）
委 託 先	(株) ユー・ティー・ワイ企画	(株) アドブレーション社	(株) ユー・ティー・ワイ企画
契約期間	7月3日～9月30日	6月30日～9月30日	7月3日～9月30日
契約金額	4,130,000 円	4,130,000 円	4,130,000 円
参 加 者	2 者	2 者	2 者

イベント企画・実施の専門的なノウハウを持つ広告代理店等を対象に、条件に適合する事業者2者を指名し、企画提案のプレゼンテーションを行い、6名の審査員により決定した。

2 検討

(1) 交流会の成果の検証方法

交流会終了後の検証については、各ブース出展者にアンケート調査を実施し、来場者からの質問や意見、ブースへの関心度等を確認するとともに、運営方法等について意見を聞くなどしている。また、「やまなし大使」からの1年間の活動実績等の報告を提出していた。

このようなことを実施し、県によればこれで事業の成果・効果の検証は行っているとのことだが、県として検証した結果をまとめた、県が作成した報告書等の書類はなかった。

3 指摘及び意見

(意見)

交流会の成果・効果を検証した報告書を作成することを望む。

交流会の目的を達成することができたかどうかの整理と、今後の交流会及びやまなしサポ

ーターズ倶楽部全体の活動がより良くなるよう、主催者である県がその事業の成果・効果を検証した報告書を作成することは重要である。

(35) 八ヶ岳地域観光施設維持補修業務委託（観光資源課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

八ヶ岳地域の観光施設維持補修業務委託で、工事場所は北杜市大泉町西井出美し森地内外である。

(2) 委託する理由

県が管理する歩道や園地等の観光施設の維持補修について、業務を委託することにより、緊急時に迅速に対応し、利用者の安全を図る必要があるため。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	(株) 上村建設	長田興業 (株)	(株) 浅川運輸土建
契 約 期 間	4 月 19 日～3 月 31 日	5 月 13 日～3 月 31 日	4 月 1 日～3 月 31 日
契 約 金 額	1, 470, 000 円	1, 818, 213 円	1, 064, 763 円
入札参加者数	5 者	5 者	4 者
完了年月日	最終 3 月 31 日	最終 3 月 31 日	最終 3 月 31 日
支 払 日	平成 26 年 5 月 2 日	平成 27 年 5 月 1 日	平成 28 年 4 月 28 日

(4) 指名競争入札について

今年度から年度初めの 4 月 1 日から契約期間とするため、契約準備行為として平成 27 年 3 月 25 日に 5 者を指名して電子入札を実施した。契約準備行為であるため予定価格は公表していない。

第 1 回目は予定価格をオーバーしたので第 2 回を実施して落札者が決定した。入札状況は次のとおりである。

【入札状況】

業者名	第 1 回	第 2 回	入札状況
A	1, 480, 000 円		辞 退
B	1, 450, 000 円	1, 340, 000 円	参 加

C	1,500,000 円	1,390,000 円	参 加
(株) 浅川運輸土建	1,400,000 円	1,300,000 円	落 札
D	1,470,000 円	1,380,000 円	参 加

(5) 指名業者について

下記条件により公共システム（平成 26 年 4 月 1 日現在）のデータを検出

- ・管内 中北建設事務所峡北支所管内
- ・格付 A B

検出した 25 業者から過去の指名、実績を参考に 5 者指名している。

指名業者及び落札業者の推移は次のとおりである。

【指名業者及び落札業者の推移】

業者名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
A	指名（落札）	指名	指名	指名	指名
B	指名	指名（落札）	指名	指名	指名
C	指名	指名	指名	指名	指名（落札）
D	指名	指名	指名	指名（落札）	指名
E	指名	指名	指名（落札）	指名	指名

山梨県建設工事等指名選定要領（抜粋）は、次のとおりである。

【山梨県建設工事等指名選定要領（抜粋）】

(指名選定業者数)	
第 2 条 工事等の指名選定業者数は、原則的に次の表のとおりとする。なお、表の指名数を 5 割まで増やすことができるものとする。	
附 請 負 額	指 名 数 (人)
1,000 万円未満	5
1,000 万円以上 5,000 万円未満	6
5,000 万円以上 1 億円未満	8
1 億円以上	10

2 検討

平成 23 年度から 5 年間は指名業者が 5 者に限定されており、落札業者も毎年異なり輪番で落札している状況となっている。

3 指摘及び意見

(意見)

指名業者を毎年、同一事業者5者と限定することなく新規参入業者にも入札機会を確保するよう、県は、指名業者数の増加を望む。

平成23年度から5年間は指名業者が5者に限定されており、新規に事業者が参入できない状況となっている。また、落札業者も毎年異なり輪番で落札している状況となっている。

一定の条件で検出した事業者が25者中から「山梨県建設工事等指名選定要領」に規定する5者に限定することなく、なお書きの5割増しの7者を指名し、新規参入の機会を確保するよう指名業者数の増加を望む。

(36) 東海自然歩道管理委託（観光資源課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

八王子と大阪府箕面市を結ぶ1都8県2府に及ぶ全長1697.2kmの東海自然歩道における、山梨県内の歩道、付帯施設及び標識類を管理対象として、その管理を委託する業務

(2) 委託する理由

県が管理している東海自然歩道について、定期的なパトロールや清掃活動、歩道の草刈りや利用者への啓蒙などを、地域の実情に詳しく、住民にとって最も身近な行政主体である、歩道が所在する市町村に委託することにより、効率的かつ円滑に業務を行うため。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先	富士吉田市外8市町村	富士吉田市外8市町村	富士吉田市外8市町村
契約期間	4月1日～3月31日	5月13日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	3,825,150円	3,934,440円	3,934,440円
完了年月日	最終 3月31日	最終 3月31日	最終 3月31日
支払日	平成26年4月28日	平成27年5月8日	平成28年5月26日

(4) 管理状況報告について（抜粋）

管理状況報告（抜粋）は次のとおりである。

【東海自然歩道管理状況（抜粋）】

月 日	パトロール及び草刈対象地域	事務内容	出勤予定人数	備 考
4月10日	籠坂峠→切通峠	歩道及び看板の確認	2人	
4月24日	石割山→大出山	歩道及び看板点検、ごみの回収	2人	
5月15日	ハリモミ→大出山	歩道及び看板点検、ごみの回収	2人	
6月19日	大平山付近	下刈・歩道整備	10人	おもてなしの会
6月19日	大平山付近	下刈・歩道整備	10人	山中青年団
6月19日	大平山付近	下刈・歩道整備	10人	平野旅館民宿組合青年部
(中略)				
合 計	17回		62人	

【東海自然歩道管理状況（抜粋）】

月 日	パトロール及び草刈対象地域	事務内容	出勤予定人数	備 考
4月中旬	スバルライン～本栖地区	歩道状況調査	8人	
5月中旬	スバルライン～三湖台	歩道清掃	8人	
6月中旬	精進地区～本栖地区	歩道清掃	6人	
(中略)				
合 計			102人	

2 検討

富士吉田市外8市町村の実績報告書には、地域を理解し地域と密着した協力的な団体へ再委託ともみられる方法で委託して、富士吉田市外8市町村がそれぞれ独自の管理をおこなっていることが確認できる。

3 指摘及び意見

(意見)

連続している東海自然歩道の管理について、毎年ではなくても、県は、主導して県内の統一した管理業務を行うことも検討することを望む。

富士吉田市外8市町村の実績報告書には、地域を理解し地域と密着した協力的な団体へ再委託ともみられる方法で委託して、富士吉田市外8市町村がそれぞれ独自の管理をおこなっている。

連続している東海自然歩道の管理について、毎年ではなくても県が主導して県内の統一した管理業務を行うことも検討することを望む。

(37) 秩父多摩甲斐地域観光施設維持補修業務委託（観光資源課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

秩父多摩甲斐地域の観光施設維持補修業務の業務委託で、工事場所は山梨市三富上釜口西沢溪谷地内外である。

(2) 委託する理由

県が管理する歩道や園地等の観光施設の維持補修について、業務を委託することにより、緊急時に迅速に対応し、利用者の安全を図る必要があるため。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	(有) 大澤工務店	(有) 大澤工務店	(有) 大澤工務店
契 約 期 間	4 月 19 日～3 月 31 日	5 月 13 日～3 月 31 日	4 月 1 日～3 月 31 日
契 約 金 額	2, 290, 178 円	2, 597, 418 円	1, 236, 346 円 (減額変更後)
入札参加者数	3 者	2 者	2 者
完了年月日	最終 3 月 31 日	最終 3 月 31 日	最終 3 月 31 日
支 払 日	平成 26 年 5 月 2 日	平成 27 年 5 月 1 日	平成 28 年 4 月 28 日

(4) 指名競争入札について

年度初めの 4 月 1 日から契約期間とするため、契約準備行為として平成 27 年 3 月 25 日に 5 者を指名して電子入札を実施した。契約準備行為であるため予定価格は公表していない。5 者のうち 2 者が辞退、1 者が不参加となり、実質 2 者での入札となった。

入札状況は次のとおりである。

【入札状況】

業 者 名	第 1 回	入 札 状 況
(有) 大澤工務店	1, 340, 000 円	落 札
A	1, 387, 000 円	参 加
B		不参加

C		辞 退
D		辞 退

(5) 指名業者について

下記条件により電子入札・公共事業総合管理システム（平成 26. 4. 1 現在）のデータを
検出

- ・管内 峡東建設事務所管内
- ・格付 A B C

検出した 72 業者から過去の指名、実績を参考に 5 者指名している。

指名業者及び落札業者の推移は次のとおりである。

【指名業者及び落札業者の推移】

業者名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
A	辞退				
B	参加	不参加			
C	参加	参加			
D	辞退				
(株) 大澤工務店	落札	落札	落札	落札	落札
E		辞退			
F		辞退			
G			辞退		
H			参加	参加	辞退
I			不参加		
J			参加	不参加	
K				辞退	
L				辞退	
M					参加
N					辞退
O					不参加

(有) 大澤工務店が 5 年連続落札している。

山梨県建設工事等指名選定要領（抜粋）は次のとおりである。

【山梨県建設工事等指名選定要領（抜粋）】

(指名選定業者数)	
第2条 工事等の指名選定業者数は、原則的に次の表のとおりとする。なお、表の指名数を5割まで増やすことができるものとする。	
附 請 負 額	指 名 数 (人)
1,000 万円未満	5
1,000 万円以上 5,000 万円未満	6
5,000 万円以上 1 億円未満	8
1 億円以上	10

(6) 履行確認について

観光施設維持補修業務について、実績報告書には施工前、施工中、施工後の写真が添付されている。それぞれの写真及び添付されており台紙のいずれにも日付の記載がない。

2 検討

過去5年間は指名業者を入れ替える等して5者を指名して入札を行ってきたが、毎年複数者が辞退若しくは不参加となっている。

また、実績報告書の履行確認については、実績報告書に施工前、施工中、施工後の写真が添付され、履行確認はできている。しかし日付による実施日の確認はできなかった。

3 指摘及び意見

(意見1)

指名業者5者のうち2者が辞退、1者が不参加となり、実質2者での入札となっている。県は5者に限定することなく5者増しの7者を指名し、新規参入の機会を確保するよう指名業者数の増加が望まれる。

過去5年間は5者を指名して入札を行ってきたが、毎年複数者が辞退若しくは不参加となっており、指名競争入札が十分機能していない。

一定の条件で検出した事業者が72者中から「山梨県建設工事等指名選定要領」に規定する5者に限定することなく、山梨県建設工事等指名選定要領第2条のなお書きを適用して、5割増しの7者を指名し新規参入の機会を確保するよう指名業者数の増加を望む。

また、指名競争入札にこだわらず、一般競争入札を実施することも検討することを望む。

(意見2)

県は、業務委託の確実な履行確認のため写真若しくは台紙などへ履行日を記載するよう業者に指導し、確実に履行確認することを望む。

実績報告書には施工前、施工中、施工後の写真が添付されている。それぞれの写真及び添付されており台紙のいずれにも日付の記載がない。

危険現場と思われるところもあり写真中のボードによる日付は困難なことも考えられるが、台紙の日付の記載はできると思われる。確実な実績の履行確認のため、台紙等への日付記載を望む。

(38) 山梨百名山標柱作成業務委託（観光資源課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山岳の保護と適正な利用を促進するため、適切な標識の配置やデザインの統一化を図ることにより、利用者の安全と利便性を確保するとともに、秩序ある風致景観を維持及び形成することを目的として「山梨百名山標柱」を作成する業務。

(2) 委託する理由

県産材の調達、円柱への彫り加工及び塗装が可能な業者に委託する必要があるため。

(3) 契約方法等

契約方法	指名競争入札
委託先	ログクラフト事業協同組合
契約金額	4,134,240 円

平成 27 年 6 月、山梨県木材協会（山梨県甲府市徳行 4-11-20 山梨県林業会館内）に、県産材による木材 76 本の調達と、円柱への彫り加工及び塗装が可能な業者を確認したところ、該当業者が 2 者のみの回答があり、その 2 者による指名競争入札を行った。

2 検討

(1) 記録の整備と各作業工程証明書

委託契約書第 11 条（材料の品質及び検査）第 5 項において「乙は当該業務の実施を適切に行ったことを証する見本又は写真等の記録を整備し・・・」とあるが、標柱の加工過程の写真が一部無かった。また、「塗装証明書」、「防腐防虫防蟻処理証明書」はあるが、「加工処理証明書」はない。

(2) 予定価格の積算

予定価格の積算は、見積木材単価に建設積算資料による運搬費計算・梱包費を加算して行っている。

	単価	数量	金額
通常仕様	50,000 円	57 基	2,850,000 円
エコパーク仕様	55,000 円	19 基	1,045,000 円
小 計 (税抜)			3,895,000 円
合 計 (税込)			4,206,600 円

(3) 再委託

防腐防虫防蟻処理を、静岡県浜松市の天竜森林組合に再委託しており、山梨県内ですべて作業が行われているわけではない。

3 指摘及び意見

(意見 1)

写真・証明書等の保存資料を保管整備することを望む。

委託契約書に基づき、保存すべき資料は必ず揃えるべきであり、また各工程の写真や証明書も同様である。

(意見 2)

県外事業者への委託の可能性も視野に入れ、予定価格の積算にあたっては隣接都県の実態も参考にすることを望む。

防腐防虫防蟻処理を、県外事業者に再委託している。県では、県内事業者を優先し、技能の伝承を図っているとの事であった。しかし当事業は20年ぶりとの事であり、一部処理を県外事業者に再委託している実態である。入札が原則であることを考慮すると、効率性の観点からは、県外事業者への委託の可能性も検討する必要がある。よって、予定価格の積算にあたっては、隣接都県の調査を行い参考にすることも必要がある。

(39) 富士山五合目スバルロッジ地質調査等業務委託（観光資源課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

富士山五合目スバルロッジ及び駐車場の地質調査を行うに際し現状の地形状況を把握するため詳細な測量を行う。

(2) 委託する理由

本業務は、スバルロッジ解体にあたり、崩落等の危険がないか、ボーリングにより敷地及び周辺の地質調査を行うものであり、ボーリング及び地質調査という専門技術とノウハウを持つ事業者への業務委託により執行する必要があるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 26 年度
契 約 方 法	指名競争入札
委 託 先	(株) S C C
契 約 期 間	平成 26 年 10 月 10 日～平成 27 年 6 月 30 日
契 約 金 額	5,330,000 円
入 札 参 加 者	5 者
支出負担行為伺い起案日	平成 27 年 6 月 9 日
完了年月日	最終 6 月 23 日
支 払 日	平成 27 年 7 月 24 日

(4) 指名競争入札状況

入札参加者	第 1 回入札	入札状況
(株) S C C	5,330,000 円	落 札
A	5,450,000 円	
B	5,500,000 円	
C	5,570,000 円	
D	5,700,000 円	

(5) 契約変更について

【測量調査業務委託等委託契約の変更状況（税込）】

	当初契約	変更契約	変更契約	変更契約
契約年月日	平成 26 年 10 月 9 日	平成 27 年 3 月 13 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 9 日
契約金額	5,756,400 円	—	6,341,760 円 (585,360 円増)	6,183,000 円 (158,760 円減)
完成年月日	平成 27 年 3 月 13 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 30 日	—

完成年月日を変更するため、申請日付が記入されていない「工期延長願」が 2 枚請負者から提出されている。

1 枚目の工期延長願は次のとおりである。

【工期延長願（抜粋）】

1	契約番号	観光資源課一 14-0005 (中略)
7	完成年月日	平成 27 年 3 月 13 日
工事について、下記により工期延長を申請します。		
記		
1	延長日数	18 日間 完成予定 平成 27 年 3 月 31 日
2	延長理由	富士スバルラインの交通規制により作業日が限られたこと及び 現地作業状況で冬期のため気温が氷点下となり凍結し機械作業 が困難であるため、18 日間の工期延期をお願いします

2 枚目の工期延長願は次のとおりである。

【工期延長願】（抜粋）

1	契約番号	観光資源課一 14-0005 (中略)
7	完成年月日	平成 27 年 3 月 31 日
工事について、下記により工期延長を申請します。		
記		
1	延長日数	91 日間 完成予定 平成 27 年 6 月 30 日
2	延長理由	富士スバルラインの交通規制により作業日が限られたこと及び 現地作業状況で冬期のため気温が氷点下となり凍結し機械作業 が困難であるため、91 日間の工期延期をお願いします。

2 検討

当初の地質調査等業務委託契約書に履行完成日は、冬期中の平成 27 年 3 月 13 日と記載されている。

2 枚の工期延長願の延長理由は、いずれも「富士スバルラインの交通規制により作業日が限られたこと及び現地作業状況で冬期のため気温が氷点下となり凍結し機械作業が困難であるため」となっており延長期間も合計 109 日となっている。

当初契約時の工期は 146 日と比較すると 69%増の工期延長となっている。

3 指摘及び意見

（意見）

履行期間の設定は、期間内に業務委託を完了しその成果物を有効に使用するための重要事項であり、履行期間の変更は緊急事態等のやむを得ない理由の場合に限られる。県は、履行期間の延長変更について必要最低限の範囲にすることを望む。

「富士スバルラインの交通規制により作業日が限られたこと及び現地作業状況で冬期のため気温が氷点下となり凍結し機械作業が困難となる」ことも契約当初に想定される内容である。しかも、2 回で期間も合計 109 日の延長をすることは、当初の履行期間の設定が明らかに見込み違いであった。

履行期間の設定は期間内に業務委託を完了しその成果物を有効に使用するための重要事項であることから、提出日がない工期延長願で短期間に 2 回、かつ、当初の履行期間より 69%も延長することなく、請負者と十分情報を共有し、履行期間内の完成を望む。

(40) 電子入札コアシステム保守業務委託（県土整備総務課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

- ア 電子入札コアシステムに対する技術サポート（質問回答、諸動作確認）
- イ 機能強化した改訂プログラムの提供

(2) 委託する理由

電子入札システムの基盤として（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が開発した電子入札コアシステムを使用しており、平成16年の購入に際しシステム稼働後のサポートサービス（保守）を合わせて受けることとしているため

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	随意契約（単独）	随意契約（単独）	随意契約（単独）
委 託 先	（3年間ともに同じ）（一財）日本建設情報総合センター		
契 約 期 間	（3年間ともに同じ）4月1日～3月31日		
契 約 金 額	2,250,000 円	2,250,000 円	2,250,000 円
予 定 価 格	2,250,000 円	2,250,000 円	2,250,000 円
落 札 率（％）	100%	100%	100%

ア 予定価格の積算及び契約金額

受託業者である J A C I C が定める価格表に基づき決定。山梨県は人口 500 万人未満の都道府県（中小）に該当。

イ 随意契約の理由

電子入札システムの基盤となる電子入札コアシステムは J A C I C が独自に開発したものであり、平成 16 年度の購入に際し、稼働後のサポート・サービスを J A C I C から受けることとしており、「その性質又は目的が競争入札に適しないため」随意契約としている。J A C I C は国土交通省所管の一般財団法人であり、国土交通省の電子入札システム、汎用性の高い電子入札コアシステム等を開発し、政府機関・地方公共団体に提供している。

2 検討

(1) 委託金額の妥当性について

国土交通省所管の一般財団法人である J A C I C が定めた全国共通の価格表に基づいており、実務的には問題ないと考えられる。

しかし、平成 27 年度電子入札コアシステムプログラムサポートサービス報告書によれば平成 27 年度において改訂プログラムの提供はなく、また、山梨県からの問い合わせも行っていないとのことであり、契約書に定められた委託業務のうち、諸動作確認の他には業務がほとんど発生していない。

平成 27 年度に行われた業務からすると委託金額は高額ではないかとも考えられ、引き下げの可能性について質問を行った。

(2) 県土整備総務課からの回答

確かに単年度で見れば、実施された業務が少ない年度もあるが、J A C I C から「改訂プログラムの開発に要する費用は、複数年度で返済する借入金で調達等し年度毎に価格の変動が生じないようにしている」との説明を受けており、特に問題はなく委託金額の引き下げを求めることは困難である。

ただし、J A C I C から電子入札コアシステムの開発・保守に係る費用の具体的開示はないとのことである。

3 指摘及び意見

(意見)

J A C I C に対し、電子入札コアシステムの開発・保守に係る費用の開示を求めることを望む。

電子入札コアシステムは、多くの地方公共団体が共通に導入しているものであり、個々の団体が個別に保守業務を委託しているのではなく、当該委託に要する経費は、実質的には負担金としての性質を有していると考えられる。J A C I C の支出した経費に比べ適正な負担水準であるかを確認するため、J A C I C に対し電子入札コアシステムに係る経費について開示及び説明を求めることが望まれる。

(41) 社会資本整備重点計画策定業務委託（県土整備総務課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県社会資本整備重点計画（第三次）を策定する業務である。

(2) 委託する理由

高度な専門的知識及びノウハウを要するため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 20 年度（第二次）	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	（公財）山梨総合研究所	（株）建設技術研究所
契 約 期 間	平成 20 年 5 月 17 日 ～平成 21 年 3 月 25 日	平成 27 年 7 月 28 日 ～平成 28 年 1 月 31 日
契 約 金 額	3,800,000 円	4,070,000 円
予 定 価 格	4,380,000 円	4,320,000 円
落札率（％）	86.7％	94.2％
入札参加者	5 者（注）	5 者

（注）5 者のうち 1 者入札辞退あり

2 検討

(1) 指名競争入札とした理由

建設コンサルタント業務の入札契約については、27 年度の実施方針において指名競争入札を原則としている。本委託業務はこの原則に基づき指名競争入札を採用している。

(2) 入札における予定価格の公表

指名業者 5 者による電子入札が行われているが、落札業者以外の 4 者が全て予定価格と同額をそのまま入札している。担当者に考えられる要因を聞いてみたところ、今回より電子入札を採用したことで予定価格が事前公表されたため、たまたま 4 者が予定価格で入札したのではないかとのことであった。なお、前回平成 20 年度の入札を確認したところ、辞退した 1 者を除く 4 者の入札金額はバラバラであった。紙による入札であったため、予定価格の事前公表がされていないことが要因のひとつであると考えられる。

3 指摘及び意見

(意見)

指名競争入札の適正な競争性を確保するため、予定価格の事前公表取りやめ等について検討することを望む。

予定価格の事前公表は、情報公開に資することや職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること等のメリットがある一方、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害があることも指摘されている。これについて、総務省は「地方公共団体の入札における予定価格の取扱いについて」という情報をホームページで公表しており、次のとおり記載している。

予定価格の事前公表については、適正な競争が行われにくくなること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害が生じるとされており、総務省では、予定価格の事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとするよう、地方公共団体に対し要請を行っています。

www.soumu.go.jp/main_content/000192482.pdf

よって、指名競争入札の適正な競争性を確保するために、予定価格の事前公表の取りやめについて検討することを望む。

(42) 電子入札・公共事業総合管理システム保守運用業務委託（県土整備総務課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

- ア システムの稼働監視アプリケーションサービス（サービス稼働率の保証）
- イ セキュリティ及びウイルスチェックサービス
- ウ 運用管理サービス（運用状況の管理・報告、サーバデータ・媒体の管理）
- エ 障害故障対応サービス
- オ 業務問合せ（ヘルプデスク）サービス（12 コール／時、同時接続 2 コール）
- カ システム改修サービス

(2) 委託する理由

電子入札・公共事業総合管理システムのサービス稼働率を確保し、応札者・県職員からの問合せ対応のためには、システムを熟知した開発業者による保守管理が必要なため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 27 年度
契 約 方 法	随意契約（単独）	随意契約（単独）
委 託 先	(株) Y S K e-com	(株) Y S K e-com
契 約 期 間	平成 25 年 9 月 1 日～ 平成 27 年 8 月 31 日 (2 年間長期継続契約)	平成 27 年 9 月 1 日～ 平成 30 年 8 月 31 日 (3 年間長期継続契約)
契 約 金 額	月 4,500,000 円 2 年間総額 108,000,000 円	月 4,500,000 円 3 年間総額 162,000,000 円
予 定 価 格	108,000,000 円	162,000,000 円
落 札 率 (%)	100%	100%

(注)「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について(出納局長通知)」では、第 2 号(役務の提供)に規定する契約の契約期間は 3 年とされているが、平成 25 年度は機器のリース契約の終期に併せて 2 年間の契約としている。

2 検討

(1) 委託金額の妥当性について(ヘルプデスク運用 S E について)

【予定価格の積算内訳】

項 目	月当たり工数	月単価	税抜月単価
ヘルプデスク運用 S E	2 人	月 800 千円	1,600 千円
システム運用 S E	1.48 人	月約 810 千円	1,200 千円
改修担当 S E	1 人	月 1,700 千円	1,700 千円
合 計			4,500 千円

このとおり、ヘルプデスク運用 S E について、開発業者の S E の方を想定し一人月 800 千円×2 人分=1,600 千円の人件費を想定・積算している。

しかし、民間企業においては、システムのヘルプデスクの対応をマニュアル化し派遣社員等を活用することにより経費の削減を図っている企業もあり、今後の委託金額の見直しの可能性について検討した。

(2) 県土整備総務課からの回答

ヘルプデスクへの問い合わせ件数は依然として多く、特に公共事業総合管理システムに対する県職員からの問い合わせは複雑な対処が必要な場合も多く、当システムの開発か

ら関与している S Eの方が対応しており、現状では派遣社員に切り替えるのは困難であると考えている。

【ヘルプデスク問合せ件数】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	業者	所属	業者	所属	業者	所属
件数	2,799	3,817	4,240	3,637	1,943	2,809

2年毎の更新があるため、業者からの問合せ件数は2年周期で変動する。

3 指摘及び意見

(意見)

当システムの保守運用業務委託は6年が経過しており、委託業務の見直しも含めて委託金額の引き下げの可能性を検討することを望む。特に、ヘルプデスク運用 S Eについては、民間企業等の経営努力を参考に、派遣社員等のアウトソーシングの活用の可能性について今後も継続的に検討することを望む。

県土整備総務課から提示されたデータでは依然として問い合わせ件数は多く、現状ではヘルプデスク対応を経験豊富な S Eから派遣社員等に切り替え、委託金額の低減を図ることは簡単ではないと考えられる。しかし、長期的な対策、例えば、職員へのシステム操作方法の研修の徹底等の対策を行うことにより、ヘルプデスク担当者（一人月 800 千円×2人分で算定）の経費削減の可能性を今後も様々な角度から検討することが望まれる。

(43) 建設業情報管理システム電算業務委託（県土整備総務課建設業対策室）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

建設業情報管理システム（以下「C I I S」という。）によって、県のパソコンから送信される建設業許可にかかる新規・更新等のデータ及び経営事項審査に係るデータの処理（行政庁間の相互利用を含む）に関するサービスの提供を行う業務である。

(2) 委託する理由

建設業情報管理システム電算処理業務は、一機関が専管する業務であるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契 約 方 法	随意契約
委 託 先	(一財) 建設業情報管理センター
契 約 期 間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
契約金額 (単価契約)	システム基本料 (1 ユーザー I D 当たり・月額) 50,000 円 建設業許可電算処理料 (1 処理当たり) 2,000 円 経営事項審査電算処理料 (1 処理当たり) 639 円
契約期間の委託料	システム基本料 600,000 円 (50,000 円/月×12 月) 建設業許可電算処理料 1,856,000 円 (2,000 円×928 件) 経営事項審査電算処理料 1,278,000 円 (639 円×2,000 件) 計 3,734,000 円

2 検討

(1) 再委託の業務

(一財) 建設業情報管理センター作成「建設業情報管理システム電算処理業務に係る再委託について」において、本委託業務における財団と再委託先の(株)日立ソリューションズが行っている業務に関する説明がある。

ア 財団が行っている業務

- (ア) システム開発・改造
- (イ) システム運用・管理
- (ウ) 問合せ対応
- (エ) その他 (システム研修、システム運営)

イ (株) 日立ソリューションズが行っている業務 (再委託業務)

- (ア) C I I S に係るデータセンター利用及びオペレーション等業務
- (イ) 第 7 期建設業情報管理システム本番・ステージング環境用機器保守
- (ウ) 第 7 期建設業情報管理システム開発環境用機器保守

すなわち再委託業務は、ハウジング業務 ((一財) 建設業情報管理センターが所有するサーバ等を (株) 日立ソリューションズのデータセンター内に設置する場所の提供及び回線利用)、オペレーション業務 (財団作成の運用スケジュールに基づいた処理の実行及びデータのバックアップに係る媒体の交換)、保守業務 (機器故障時の修理交換等) である。

(2) 再委託承諾申請書上の再委託単価

(一財) 建設業情報管理センターと再委託先では再委託額の総額で契約されており、その委託予定総額に対する率(再委託費率)を算出し、変動のない委託単価に乗ずることで次のとおり再委託承諾申請書上の再委託単価が算出されている(平成27年度の例)。委託予定総額とは、国交省及び各都道府県から委託される本件業務にかかる収入総額の見込額である。

ア 再委託費率

97,407,600円(見積もられる再委託額) ÷ 357,819,445円(委託予定総額) = 約27.2%

イ 再委託単価の計算

システム基本料 50,000円 × 27.2% = 13,600円
 建設業許可電算処理料 2,000円 × 27.2% = 544円
 経営事項審査電算処理料 639円 × 27.2% = 174円

(3) 委託単価との比較分析

各年度の委託単価、再委託比率及び再委託承諾申請書上の再委託単価は次のとおりである。

(平成28年度)	委託単価	再委託費率	再委託承諾申請書上の再委託単価
システム基本料	50,000円	21.4%	10,700円
建設業許可電算処理料	2,000円	21.4%	428円
経営事項審査電算処理料	639円	21.4%	137円

(平成27年度)	委託単価	再委託費率	再委託承諾申請書上の再委託単価
システム基本料	50,000円	27.2%	13,600円
建設業許可電算処理料	2,000円	27.2%	544円
経営事項審査電算処理料	639円	27.2%	174円

(平成26年度)	委託単価	再委託費率	再委託承諾申請書上の再委託単価
システム基本料	50,000円	27.2%	13,600円
建設業許可電算処理料	2,000円	27.2%	544円
経営事項審査電算処理料	639円	27.2%	174円
(平成25年度)	委託単価	再委託費率	再委託承諾申請書上の再委託単価
システム基本料	50,000円	27.4%	13,700円

建設業許可電算処理料	2,000 円	27.4%	548 円
経営事項審査電算処理料	639 円	27.4%	176 円

(平成 24 年度)	委託単価	再委託費率	再委託承諾申請書上の再委託単価
システム基本料	50,000 円	18.6%	9,300 円
建設業許可電算処理料	2,000 円	18.6%	372 円
経営事項審査電算処理料	639 円	18.6%	119 円

このように、各年度の委託予定総額とこれに関する再委託契約予定額により、再委託費率は大きく変動する場合があります、結果として再委託承諾申請書上の再委託単価も大きく変動する場合があります。

3 指摘及び意見

(意見)

再委託費率の推移などに留意し、委託単価を見直す行動を検討することを望む。

再委託費率が変動している状況にあるが、委託単価が長らく改定されていない。

一機関が専管する業務における各都道府県共通の価格であること、また（一財）建設業情報管理センター所有のシステムの利用料相当額の把握など難しい面があるため、委託単価の見直しがしにくい状況にある。しかし出損団体である都道府県の職員で構成される（一財）建設業情報管理センターの業務運営委員会は、法人の業務に関する事項について理事長に参考意見を述べることができる。

場合によっては他の出損団体と協議し、業務運営委員会の席上意見を述べるなどして、委託単価の見直しへの行動を検討することを望む。

(44) 建設業若年技能労働者定着促進事業委託（県土整備総務課建設業対策室）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

建設業における若年技能労働者の会社への定着促進を図るため、県内建設業者に勤務する若年技能労働者を対象に、建設現場で求められる技術及び技能を習得するための教育訓練を実施する。

(2) 委託する理由

教育訓練を効果的かつ効率的に実施するために、土木施工管理に関する十分な知識及び各種研修・講習会を実施する能力が必要であるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契約方法	随意契約
委 託 先	(一社) 山梨県建設業協会
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
契約金額	2,982,399 円

2 検討

(1) 随意契約の理由

(一社) 山梨県建設業協会は、山梨県内の建設業者に対する十分な指導力を有していること、また県内建設業者を対象とした各種研修・講習会の実績が十分にあり、最も効果的かつ効率的に本事業を実施できる体制が整っているため。

(2) 再委託

ア 業務委託契約書の条項

業務委託契約書第 11 条に再委託の禁止が設けられている。その条項は次のとおりである。

乙は、当該業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合にはこの限りでない。
--

イ 再委託の状況

この委託業務は、建設業における若年技能労働者の会社への定着促進を図るため、県内建設業者に勤務する若年技能労働者を対象に、建設現場で求められる技術及び技能を習得するための教育訓練の実施である。実施した教育訓練は3つあるが、全て他の機関により行われている。訓練科目と再委託先は次のとおりである。

訓練科目	再委託先
玉掛け技術講習	建設業労働災害防止協会山梨県支部
高所作業車運転技能講習	建設業労働災害防止協会山梨県支部
土木施工管理入職者研修	全国建設産業教育訓練協会

しかし、再委託の承諾に関する書面は作成されていなかった。県に確認したところ、事業の実施にあたり事前に（一社）山梨県建設業協会より提出される計画書の中に研修内容が記載されており、その計画を県が承認することは、包括的に再委託についても承認していると考えられるのではないかと見解であった。しかし、計画書の記載は研修場所として実施機関の名称があるのみである。

3 指摘及び意見

（指摘）

契約書で原則禁止されている再委託を行うのであれば、正式に手続をする必要がある。

講習及び研修の実施を再委託しているにもかかわらず、再委託の承諾に関する書面が作成されていなかった。計画書を見ても研修場所として実施機関の名称があるのみで、それをもって再委託の承諾を県に求め承認を得たとはできない。契約書においてあらかじめ書面により承諾を得ることを定めている以上、計画書とは別に再委託の承諾書面を作成すべきである。

また、県が直接再委託先と契約せず（一社）山梨県建設業協会と随意契約する理由は、講習実施以外の業務、例えば、建設現場で求められている技術や技能の選定、講習カリキュラムの検討、実施要領の作成、受講者の募集（複数受講者の調整含む）、講習中の管理監督、アンケート調査など講習修了後のフォロー等を行う独自のノウハウがあるからである。随意契約及び再委託承諾における理由にはこれらを明記し、今後の効果測定や委託料の見直しに生かすことが重要である。

（意見）

参加しやすい時期など講習日程についての配慮を望む。

玉掛け技能講習は、計画 40 名受講者数 30 名、高所作業車運転技能講習は計画 30 名受講者数 40 名という状況であったのに対し、土木施工管理入職者研修は、計画 20 名受講者数 9 名であった。土木施工管理入職者研修の受講者が少なかった理由を尋ねたところ、日程を 3 月としたことで建設業の繁忙期と重なったことが主な要因とのことであった。事業の実施に当たっては、受講者が参加しやすい日程を選ぶなど受講者への配慮が必要であると思われる。

(45) やまなし建設業応援プロジェクト事業委託（県土整備総務課建設業対策室）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

建設業への若年労働者の確保及び建設業への理解を促進するために行う、次の事業である。

- ア 小中学校出前講座
- イ 建設業インターンシップ
- ウ 建設業広報事業
- エ 新規就労者を対象とした技能研修
- オ 事業承継円滑化対策事業

(2) 委託する理由

実施にあたり、建設現場での研修会等を計画、実施し、研修生のニーズに合った適切な工事現場の提供のほか、建設業者の現状や課題などを熟知し、その解決のためのノウハウを有する必要がある、行政にはないノウハウが求められるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契約方法	随意契約
委 託 先	(一社) 山梨県建設業協会
契約期間	平成 27 年 5 月 12 日～平成 28 年 3 月 31 日
契約金額	18,055,400 円
見積提出者数	見積合わせ省略 県財務規則第 137 条第 3 項の特別の理由に該当
完了年月日	平成 28 年 3 月 31 日
検査年月日	平成 28 年 3 月 31 日

委託する業務の内容が特殊であり、本業務を実施する委託先には公益的な業務として公平性、中立性が求められるとともに、建設業の果たす役割を説明、研修できるノウハウを有すること等が求められる。これらの要件を満たし、本業務を遂行できるのは（一社）山梨県建設業協会のみであるため、随意契約とした。

2 検討

（1）実施された技能研修の対象者

契約書第1条（契約の目的）に「新規就労者を対象とした技能研修」と定められている。この新規就労者について就労から概ね3年以内を目安とすることを委託先と調整したとの説明が、県よりあった。

（2）技能研修の案内文書

実施についての案内文書、表題「やまなし建設業応援プロジェクト事業」新規就労者を対象とした技能研修「小型移動式クレーン運転技能講習の実施について」には、若年技能労働者を対象に教育訓練を実施する旨が記載されており、申込要領の対象者はおおむね45歳未満の技術者等との記載のみであった。この記載を読む限り、講習対象者が新規就労者のみとは読み取れない。その点を県に確認したところ、表題に「新規就労者を対象とした技能研修～」と記載があることで、申込要領の対象者に改めて記載しなくても新規就労者を対象としていることは読み取れるとの回答であった。

（3）研修の参加者

監査時に県から提示された研修の参加者名簿を確認したところ、受講者が新規就労者に該当しているかどうかの記載がなかった。その後（一社）山梨県建設業協会より就労年数及び年齢が記載された参加者名簿が提出されたため、それを確認したところ、参加者30名は全て就労から3年以内であったが、45歳以上の者が5名いた。募集年齢のおおむねとは2割程度の許容範囲を想定しているとのことで、5名の年齢は、46歳、48歳、49歳、50歳、54歳であった。また、申込者の年齢は不明であるが、定員を超えたため参加できない者がいたことを、県の担当者より説明を受けた。

3 指摘及び意見

（指摘）

技能講習受講者の募集は、対象者を明確に表記して周知する必要がある。また、募集条件

に合致する者が受講できるよう適正な募集事務を行う必要がある。

技能研修の受講者には募集要項に記載した対象者に合致しない者が含まれている。おおむね45歳未満の解釈にもよるが、少なくとも50歳代の2名は対象者とは言い難い。また、対象者の条件を満たしながら定員を超えたため参加できなかった者がいる可能性もある。

この技能講習は、県の事業費により参加者の受講費は無料である。募集にあたっては、参加機会の公平性を欠くことの無いよう募集要項に対象者を明確に記載するとともに、適正な募集事務を行うべきである。

(46) CADソフト保守業務委託（技術管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

CADソフトのプログラム保守、操作サポート保守、操作研修業務を行う。

(2) 委託する理由

CADソフトウェア開発元において、基準・要領等の改定等によるバージョンアップや不具合修正がなされた際、その適用作業は情報技術に精通した者でなければ行えないため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契約方法	一般競争入札（注）
委 託 先	リコージャパン（株）山梨支社
契約年月日	平成 27 年 6 月 29 日
契約期間	平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日
契約金額	2,980,800 円 (平成 27 年度分 2,235,600 円 平成 28 年度分 745,200 円)
入札参加者	1 者

(注) 本契約は「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約である。

当CADソフトは、平成21年度から5か年のリース契約を締結し、保守・運用を実施しており、平成27年6月30日にリース期間が満了するが、次期CADソフトの導入は選定に時間を要するため、平成28年7月を予定しており、それまでの保守等を委託するものである。

保守作業は修正プログラムの購入によって履行可能であり、開発元に限定されないため、「山梨県物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者」を対象に一般競争入札により委託先を選定した。

2 検討

(1) 1者入札について

平成27年度に長期継続契約として、一般競争入札を実施したが、1者しか応札がなかった。平成19年3月に策定された山梨県公共調達改革プログラムでは、1,000万円以上の工事及び物品調達について、原則として一般競争入札によることとした。

3 指摘及び意見

(意見)

1者しか応札がなかった理由を分析し、今後競争性が図れるよう契約方法等を考慮されることが望まれる。

(47) 積算基準書改訂業務委託（技術管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

国による改定が平成27年10月頃で予定されていた「土木工事標準積算基準書」（公共工事及び委託業務の予定価格の積算のための基準が記載されたもの）を反映させるため、県で用いる「土木工事標準積算基準書」の内容を改訂するとともに、基準書冊子を改訂して製本し、冊子は県土整備部107部その他機関125部、電子媒体は40部を納入する業務である。

(2) 委託する理由

国による改定を迅速に山梨県で適用される基準書に反映させ、それ以降の山梨県発注工事の積算に使用するために、短時間で業務を完了する必要性があったため（平成27年年末まで）。

(3) 契約方法等

契約方法	随意契約
委託先	(公社) 山梨県建設技術センター
契約期間	平成 27 年 7 月 22 日～平成 27 年 12 月 28 日
契約金額	1,500,000 円

(注) 納入される「土木工事標準積算基準書」は、1次下請と2次下請の両社が実際に製本作業を行った。

(4) 随意契約の理由

山梨県発注の積算業務委託を公益業務として受託した実績もある(公社)山梨県建設技術センターが適任であるとして、随意契約とした(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号等に該当)。

2 検討

(1) 情報セキュリティ対策の状況

この業務委託において取り扱う「土木工事標準積算基準書」は、公共工事及び委託業務の予定価格積算のための基準が記載され、土木設計積算システムで取扱う情報であり、公表までの間は機密性を維持すべきものである。

しかし契約内容には、情報セキュリティ対策の具体的な運用及び1次下請及び2次下請に対するセキュリティ対策の遵守状況の確認などが明示されていない。契約に付随する通常の「特記仕様書」でも同様である。

さらに、委託先と1次下請業者との間で取り交わされている請書において、「当該業務に従事する者に対しては、機密事項たる情報に関する守秘義務・漏洩禁止等の措置を講じる。

(業務に携わる者について情報セキュリティに関する誓約等を行う。)」としているが、実際には情報セキュリティに関する誓約等を書面で行っていない。

加えて、1次下請業者と2次下請業者の間では、上記のような書面上の規定はなく、口頭で留意点を伝えたのみであったとのことであった。

なお山梨県では、情報システム及びネットワークの開発、運用等に関しては、「山梨県情報セキュリティ基本方針」(平成19年6月1日一部改正)が制定され、具体的な対策基準を定めた「山梨県情報セキュリティ対策基準」(平成22年4月1日一部改正)及び「外部委託に係る情報セキュリティ対策基準」(平成20年4月1日一部改正)がある。同対策基準においては、「情報セキュリティに関する特記事項」及び「外部委託先調査シート兼情報

セキュリティ対策実施状況報告書」が用意されている。

3 指摘及び意見

(意見)

情報システム等に関する業務以外の業務委託についても、機密情報管理を確実に行う方法で契約することを望む。

情報資産に該当する情報は、それを委託業者不適切に扱えば県が多大な損失を被る可能性がある。よって、情報システム等に関する業務以外であっても、情報セキュリティ基本方針をはじめとする諸規定による運用に準じた方法で契約することが重要である。

(48) 早川・芦安連絡道路詳細設計業務委託（道路整備課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

(仮称) 早川・芦安連絡道路の道路詳細設計業務の委託である。

(2) 委託する理由

高度な専門技術を要するため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 26 年度（当初契約）	平成 27 年度（変更契約）
契約方法	指名競争入札	
委 託 先	(株) サンポー	
契約期間	平成 26 年 7 月 16 日 ～平成 27 年 3 月 13 日	平成 26 年 7 月 16 日 ～平成 27 年 9 月 30 日
契約金額	43,500,000 円	変更後 56,118,000 円
入札参加者	8 者	
契約の変更		第 1 回変更 平成 27 年 3 月 9 日 第 2 回変更 平成 27 年 9 月 18 日
完了年月日		平成 27 年 9 月 25 日

建設業コンサルタント業務の入札契約については、実施方針において指名競争入札を原

則としている。

2 検討

(1) 契約の変更

この業務は工期の大幅な延長と委託料の増額が生じている。延長日数は201日であり、委託料は12,618,000円の増額である。また、平成26年8月1日に支払われた前払金14,090,000円（消費税1,043,704円含む）を除く46,517,440円（消費税3,445,736円含む）が平成27年度の支出対象となる。経過は次のとおりである。

年月日	契約等	工期	金額
平成26年7月15日	契約	平成26年7月16日 ～平成27年3月13日	43,500,000円
平成27年3月9日	工期延長	7月16日～9月30日 (201日増加)	
(変更理由) 道路予備設計において、道路線形の決定に不測の日数を要したため。また、高盛土を実施するに当たり、関係機関との協議に不測の日数を要したため。			
平成27年9月18日	金額変更		56,118,000円 (12,618,000円増額)
(変更理由) 計画周辺の現地踏査を実施した結果、早川右岸沿いの道路路体部を盛土構造とすることによりリニア建設発生残土を有効活用できることが判明したため、構造や規模等の予備的検討を行うものとし、設計項目を予備設計に変更するものとした。また、これに併せて地質調査を実施し、得られる基礎データを設計に反映させることとした。			

このように、平成27年9月18日の変更で、委託内容が道路詳細設計から道路予備設計に変更されている。

今回の委託業務に測量業務も含まれていたことから、測量のみ事前に発注すべきである旨を指摘したところ、県としては測量と設計を並行して進めることにより作業の手戻りがないケースもあるため、いずれの発注が効率的かは一概に言えず現場ごとに判断しており、今回は並行して進めることが望ましいと判断したとのことであった。

道路設計については、地質や地形上の問題、地権者等利害関係者との調整など予測しづら

い事項が多く工期延長はよくあるとのことである。今回は、踏査調査により地質調査及び河川水利解析業務が増加したことが工期延長と委託料の増加要因である。設計打合せ協議記録簿にはその変更内容が記録されており、変更手続は適正にされている。また、リニアの残土利用など経済合理性の視点も評価できる。しかし、大幅な工期の延長を生じながら、成果物が道路詳細設計から道路予備設計に変更されていることは大きな問題である。

(2) 執行会議の状況

県によれば、委託業務の内容（業務内容、工期、金額など）、契約方法等発注に関する案を作成し、執行会議において承認されるということであったが、議事録は無いとのことであった。また、執行会議に提出した資料は、道路整備の位置図1枚のみであった。

3 指摘及び意見

(指摘)

重要案件を承認する執行会議は、原則として議事録を残す必要がある。

重要案件について、内容の決定過程などは議事録を残すことにより、その後の業務の流れや見直しにおいて問題が生じないようにすることは当然である。

(意見)

予測しづらい事項の発生しやすい道路設計委託については、発注形態の決定をより慎重に検討することを望む。

道路設計については、現場の測量を行わなければ設計で織り込むべき事項が特定できないため設計業務を建設コンサルタントに発注する前に、現場の測量を単独で発注するケースがあるようである。

道路設計の業務委託に当たっては、予定地の地形等を十分に考慮し、事前に別途測量業務を発注する必要があるか等、発注形態の検討をより慎重に行うことが重要である。

(49) 道路整備効果算定業務委託（道路整備課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

社会資本整備総合交付金事業（国土交通省からの交付金を受けて行う事業）を行うに当たり、山梨県内の地域・道路交通課題を整理し整備効果を明確にするため、山梨県が策定

している社会資本総合整備計画（活力創出基盤整備、市街地整備）、広域的地域活性化基盤整備計画の進捗状況の整理、見直し、検討を委託する。

（２）委託する理由

一定の専門性を要する点及び職員の業務負担の点を考慮したため。

（３）契約方法等

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約方法	指名競争入札（６者）	指名競争入札（６者）	指名競争入札（６者）
委 託 先	(株)建設技術研究所	(株)建設技術研究所	(株)建設技術研究所
契約金額	13,700,000 円	15,850,000 円	12,800,000 円

（注）平成 27 年度は業務が未了のため記載していない。

指名選定と見積依頼状況は次のとおりである。

年度	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	指名	見積	指名	見積	指名	見積	指名	見積
(株)建設技術研究所	○	○	○	○	○	○	○	○
A	○	○	○	○	○	○	○	○
B	○		○		○		○	
C	○		○		○		○	○
D	○	○	○	○			○	
E	○		○		○			
F					○	○	○	

この中で、平成 27 年度の見積金額は次のとおりである。

業 者 名	見 積 金 額
(株)建設技術研究所	7,016,475 円
A	7,551,140 円
C	6,689,310 円

2 検討

（１）入札方法と結果

少なくとも平成 24 年度以降、同一業者がいずれも第 1 回入札で落札している。

指名競争入札の方法がとられている。指名競争入札とした理由は、技術管理課作成の「建設コンサルタント業務の入札契約について」に従ったものである。これによると、建設コンサルタント業務における入札契約は、原則として指名競争入札（最低制限価格なし）によるとされている。

県の担当課は、入札方法は別の担当課が作成した「建設コンサルタント業務の入札契約について」に従ったものであり、実施された入札の結果については大きな問題意識をもっていない。

(2) 積算の適正性の検証

3者から見積を取り、これらを参考にして積算をしている。3者は一定の実績のあるコンサルタント会社の中から選定しているが、結果的には例年の落札業者及び例年の指名業者が多く選定されている。

道路整備効果の算定という客観的な成果の見えにくい業務であり、見積が業者の言い値になるおそれがある。また、成果の見えにくい業務ほど見積金額にばらつきが出るのが想定されるが、各見積金額に大きな差がない。この原因としては、例年の落札業者から次年度の見積を取っていることや、それ以外の見積提出者も例年ほぼ固定化していることが考えられる。

県は、3者からの見積を参考にして予定価格の積算をしていること、3者の見積金額に大きな差がなかったことから、これらを参考とした積算に問題はないと認識している。別途、金額の適正性を検証する方策をとったことは少なくともここ数年はない。

3 指摘及び意見

(意見1)

競争性を持たせるための入札方法の検討を望む。

指名競争入札の方法がとられているが、少なくとも平成24年度以降同じ業者が第1回入札で落札している現状をみる限り、十分な競争の結果とは評価し難く、入札の公正にも疑義を生じかねない。このような現状に問題意識をもち、競争性をもたせるための入札方法を検討していくことが重要である。

(意見2)

積算の適正性を十分検証する方法をとることを望む。

道路整備効果の算定という成果の見えにくい業務であり、その積算の適正性については慎

重なる配慮を要すべきであるところ、例年落札している業者及び例年指名されている業者より取った見積を参考とするのみでは、十分に積算の適正が担保されているとは評価し難い。第三者委員会に諮るなど検証の機会を設けることが重要である。

(50) 土木設計マニュアル道路編編集業務委託（道路整備課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

県土整備部が道路を設計するに当たり設計方法の指針となる「土木設計マニュアル道路編」の編集業務を委託する。

(2) 委託する理由

業務の実施にあたり建設コンサルタントの専門知識が不可欠であるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 26 年度（当初契約）	平成 27 年度（変更契約）
契約方法	指名競争入札	
委 託 先	(株) サンポー	
契約期間	平成 27 年 3 月 31 日 ～平成 28 年 3 月 11 日	平成 27 年 3 月 31 日 ～平成 28 年 3 月 25 日
契約金額	3,500,000 円	変更 4,002,000 円
入札参加者	5 者	
契約の変更日		平成 28 年 1 月 18 日
完了年月日		平成 28 年 3 月 22 日
検査年月日		平成 28 年 3 月 23 日

建設コンサルタント業務の入札契約については、実施方針において指名競争入札を原則としている。

2 検討

(1) 契約変更の経緯

本委託業務は、平成 26 年度において「第 3 章 土工」の改訂を予定していたが、平成 26

年度中に「道路土工構造物技術基準」（以下、同基準という。）が策定されるとの情報を入手したため、その通知が出たところで同基準を含めた委託業務を発注する予定であった。

しかし、一向に同基準が通知されない中、当初予定していた「第3章 土工」の改訂を行う必要があったことから、平成26年12月の県議会において繰越明許予算として承認を受け、同基準を考慮せずに平成27年2月下旬に委託業務を発注した。

その後平成27年3月31日に同基準が通知されたことから、関係する箇所のマニュアル改訂業務を本委託業務に含めることとし、工期の延長及び契約額の増加を内容とする業務委託変更増額変更を平成28年1月18日に行った。

同基準の通知を待たず平成27年2月に契約した理由は、改訂基準以外の部分の編纂作業ができること、県職員の新しいマニュアルへの対応準備が早くなることであったとのことである。

増額変更の合理性として、同基準は「第3章 土工」の追記であること、同基準に関する部分のみを別に発注した場合、短期間で2度の改訂が生じマニュアル使用者が混乱する、同基準に関する部分を別発注にするよりも増額契約にする方が作業の手戻りが少なく経済的であるとのことであった。

3 指摘及び意見

（意見）

適正な入札による行政コストの削減の視点から、委託業務の発注時期を検討することを望む。

県の考えるメリットもあると考えられるが、増額502,000円について指名入札の競争性が担保されていないというデメリットが生じる。この部分は既に決定した業者との価格交渉のみで決定されるからである。

また、国土交通省からの通知が出てから適切な業務量を積算することで、より適正な予定価格による入札が可能になるはずであり、一連の手続は、平成26年度予算の事業という前提を維持するためのものである。

早期に契約するメリットだけでなく、適切な業務量に基づく入札から得られる行政コスト削減の視点を含めることが重要である。

(51) 山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）策定業務委託（道路整備課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

富士北麓地域において安全で快適なサイクリングが楽しめる自転車ネットワークを構築するため、道路管理者が異なる各道路において、統一した自転車利用促進計画を定め、自転車利用環境の充実を図る施設の整備に必要な図面・数量計画書等の作成を委託する。

(2) 委託する理由

一定の専門性を要する点及び職員の業務負担の点を考慮したため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契約方法	指名競争入札
入札参加者	5 者
委 託 先	(株) 建設技術研究所
契約金額	6,200,000 円
増額変更	1,241,000 円
増額後の金額	7,441,000 円

指名選定、見積依頼状況及び見積金額は次のとおりである。

	指名	見積書徴取	見積金額
(株) 建設技術研究所	○	○	4,040,150 円
A	○	○	4,620,650 円
B	○	○	3,596,950 円
C	○		-
D	○		-

2 検討

(1) 積算の方法

3者から見積を取り、これらを参考にして積算をしている。3者は一定の実績のあるコンサルタント会社の中から選定している。

自転車利用促進計画の策定という客観的な成果の見えにくい業務であり、見積が業者の言い値になるおそれがある。また、成果の見えにくい業務ほど見積金額にばらつきが出ること

が想定されるが、取りつけた各見積金額に大きな差がない。

県は、3者からの見積を参考にして作成していること、3者のお見積金額に大きな差がなかったことから、これらを参考とした積算に問題はないと認識している。別途、金額の適正性を検証するための方策をとったことは少なくともここ数年はない。

3 指摘及び意見

(意見)

積算の適正性について、見積を参考にするのみでなく、事前に十分検証する方法をとることを望む。

自転車利用促進計画の策定という成果の見えにくい業務であり、その積算の適正については慎重な配慮を要すべきであるところ、業者より取った見積を参考とするのみでは、十分に積算の適正が担保されているとは評価し難い。加えて、当委託業務は単年度限りの業務であり、次年度以降積算を見直すことが不可能である。事前に第三者委員会を設けるなどして積算の適正を検証することが重要である。

(52) 道路交通調査（交通量調査・旅行速度調査）業務委託（道路整備課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

5年に1度の全国調査として、国の調査時期（平日、休日の各1日）に合わせて、山梨県管理道路について次の調査を実施する。

ア 一般交通量調査業務

「平成27年度道路交通調査 一般交通量調査実施要綱（交通量調査編）（平成27年4月国土交通省）」に基づき、交通量調査を実施し、県にデータを提出する。

イ 旅行速度調査

アと同じ要綱に基づき、旅行速度調査を実施し、県にデータを提出する。

(2) 委託する理由

交通量調査は、全県的な事業であり、調査員数確保が必要であるため。

(3) 契約方法等

年度	平成27年度
契約方法	随意契約

委託先	(一社) 山梨県測量設計業協会
契約金額	68,040,000 円 (注)
見積提出者数	1 者

(注) 変更契約 (減額) あり

- ・当初契約年月日 平成 27 年 7 月 29 日
- ・変更契約年月日 平成 28 年 1 月 8 日
- ・変更内容 平日 1 日 12 時間、休日 1 日 12 時間の調査箇所変更
- ・変更後の契約金額 当初の契約金額 68,040,000 円から 7,257,600 円減額となり、60,782,400 円

(4) 随意契約の理由

交通量調査は、決められた調査日において全県で 200 箇所の交通量観測を一斉に実施するものである。また、旅行速度調査は、指定された調査日において、方向別旅行速度（混雑時及び昼間非混雑時）に調査するものである。これらの調査は、全県的な調査員確保が必要であり、その人員は延べ 1,500 人程度に達するため、各地域や本調査に精通している者と契約しなければならない。上記の条件を満たす者は、(一社) 山梨県測量設計業協会のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とした。

2 検討

(1) 再委託契約

平成 27 年度道路交通調査は、5 年に 1 回の全国調査の一環として、平日 1 日、休日 1 日に実施している。

随意契約により、(一社) 山梨県測量設計業協会と「測量調査業務等委託契約書」を締結しているが、委託内容の実施は、同協会員を通して行っている。当該契約書には、再委託の承認申請書の添付がないため、再委託の申請・承諾・通知が必要と考えられる。

3 指摘及び意見

(指摘)

契約書の条項に基づき、再委託の申請・承諾等の手続を行う必要がある。

再委託をする場合は、契約書に基づき、必ず所定の手続を行わなければならない。

(53) 中央自動車道都留インターチェンジの管理業務委託（道路管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

県道都留インター線と高速自動車国道中央自動車道富士吉田線とを連結する区間に設置されている、県が建設した都留インターチェンジの管理に関して、中日本高速道路（株）八王子支社に業務委託をしている。

具体的には、基本協定である「県道都留インター線と高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との連結する区間に設置されている都留インターチェンジの管理に関する協定」に基づき年度契約を締結し、道路保全工事、道路施設保全工事、道路保全点検、道路施設保全点検、交通管理業務、電力料支払業務（実費相当）を行う。中日本高速道路（株）八王子支社から経費精算の明細（精算調書）が提示され、精算払いを行っている。

(2) 委託する理由

高速道路上の施設の管理は、高速道路株式会社法（最終改正：平成 26 年 6 月 27 日）の関連法令で高速道路会社が行うものとされるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委 託 先	中日本高速道路（株） 八王子支社	中日本高速道路（株） 八王子支社	中日本高速道路（株） 八王子支社
契約期間	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日
契約金額	当初 3,477,696 円 精算額 3,448,559 円	当初 3,319,696 円 変更 3,537,407 円 精算額 3,537,407 円	当初 3,319,696 円 精算額 2,537,285 円

(注) 法令の制約上、委託者は自ずと中日本高速道路（株）の管轄支社である八王子支社となり、同支社との随意契約となる。

2 検討

(1) 契約時に把握されている費用の内訳

契約を締結する際に、中日本高速道路（株）八王子支社から維持管理費用の内訳の概要は実施計画書に記載されるが、その明細は記載されておらず、県もそれを求めている。

県に明細が分かる資料提供を依頼したところ、中日本高速道路（株）八王子支社からの「維持管理費算出根拠（平成 27 年度）」が確認できた。

3 指摘及び意見

（意見）

契約締結時点で見積内容の明細を精査し、その上で経費精算について精査する仕組みの構築を望む。

精算払いの際に県で精査は行っているが、そもそも契約締結時点で見積内容の明細を精査し把握していないので、当初予定価格の積算を精算金額が超えない限り、立ち入った検討が事実上行われない状況となっている。

特に、中日本高速道路（株）八王子支社以外に委託先が考えられない業務であるので、実施計画書を策定する段階から管理計画の内容に対して委託側としての検討と要望を加えていくことで、維持管理費用の効率性、妥当性を確保することが重要である。

（54）一般・産業混合廃棄物の運搬処分委託業務（道路管理課）

1 委託契約の概要

（1）委託の内容

- ア 道路清掃によって、収集された混合廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を収集運搬
- イ 中間処理において、一般廃棄物、産業廃棄物に分別
- ウ 分別した一般廃棄物、産業廃棄物をそれぞれ最終処分のため収集運搬
- エ 一般廃棄物、産業廃棄物をそれぞれ最終処分

（2）委託する理由

分別から収集運搬、最終処分までの一連の業務を行うに当たって、免許を持つ業者に委託する必要があるため

（3）契約方法等（税込）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
入札参加者	2 者	2 者	2 者
委 託 先	高野産業（株）	高野産業（株）	高野産業（株）

委託単価	混 31,000 円	一 31,000 円	混 33,000 円
		産 32,000 円	
契約金額	22,785 千円	20,476 千円	28,067 千円

(注1) 混は混合廃棄物、一は一般廃棄物、産は産業廃棄物。

(注2) 産業廃棄物処分業者の内、許可区分が選別、扱う品目に汚泥がある業者、及び一般廃棄物処理施設設置許可業者の内、選別施設を持ち処理する廃棄物に可燃・不燃・粗大ゴミがある業者で両方の許可を持つ県内事業者は2社であるため。

2 検討

(1) 単価上昇について

単価が上昇しているが、平成26年度と平成27年度の公共工事設計労務単価表により、人件費の上昇があるとのことであった。

(2) 混合単価と種類別単価について

平成25年度は単価を混合廃棄物として算出し、平成26年度は一般廃棄物と産業廃棄物に区分して算出し、平成27年度は混合廃棄物として算出している。県によれば、見積仕様の違いとのことであった。

3 指摘及び意見

(意見1)

一般廃棄物単価と産業廃棄物単価を分ける方式の採用の検討を望む。

平成27年度の廃棄物単価を、平成26年度の一般廃棄物単価+1,000円=32,000円とし産業廃棄物単価を平成27年度単価+1,000円=33,000円とそれぞれ1,000円アップした場合、

平成27年度産業廃棄物 441.62 t × 33,000 円 × 1.08 = 15,739 千円

平成27年度一般廃棄物 356.72 t × 32,000 円 × 1.08 = 12,328 千円

合 計 28,067 千円

となり平成27年度支払額の28,452千円より安くなる。平成27年度においてもマニフェストにより一般と産業の廃棄物量は明らかであり、検査調書の添付書類にも記載されている。

よって、次年度以降一般廃棄物単価と産業廃棄物単価を分ける平成26年度方式の採用の検討を望む。

(意見2)

指名業者選定について再検討を望む。

直近3年度における委託先は高野産業（株）となっている。委託事業の原則は一般競争入札であり、平成27年度の混合単価について見積仕様の違いとのことであったが、2者による指名競争入札の弊害の表れとも思われる。

人手不足による人件費の上昇はやむを得ないとしても、労働生産性の向上を図るなどにより単価の抑制は図れるはずであり、現に製造業の現場においては実施されている。事業者の育成や近隣都県の事業者の参入など対策の検討を望む。

(55) 国道137号外県下全域道路清掃業務委託（道路管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

国道137号外県下全域の道路清掃を行う業務。

(2) 委託する理由

山梨県の管理する道路区域の環境を良好に保つため行う道路清掃業務で、年を通じて行う必要があることから、民間業者に委託する必要があるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
委託先	建協クリーンロード（株）	建協クリーンロード（株）	建協クリーンロード（株）
契約金額	194,200,000円	206,640,000円	199,000,000円
予定価格	198,240,000円	210,860,000円	203,090,000円
落札率（%）	97.96%	98.00%	97.99%
入札参加者数	1者	1者	1者

2 検討

(1) 入札の状況

一般競争入札を行っているが、複数年継続して入札参加者と落札業者が1者だけである。また、落札率も比較的高い。

3 指摘及び意見

(意見)

複数の業者による入札が行われるよう、方法の見直し等検討することを望む。

一般競争入札の場合は、競争入札の公共性・透明性・競争性の確保からも、参加しない原因を把握し、入札参加資格、落札資格、清掃業務範囲等を見直すなど行い、また、入札に参加可能と思われる業者に参加を促すことなどが望まれる。

(56) 国道137号外県下全域ロータリ除雪車運転業務委託（道路管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県が保有するロータリ除雪車で山梨県が管理する道路の除雪作業の業務委託。

(2) 委託する理由

県が管理する道路の除雪を支援するための業務であり、降雪状況に応じて速やかに行う必要があることから、民間業者に委託する必要があるため。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	一般競争入札	一般競争入札
委託先	建協クリーンロード（株）	建協クリーンロード（株）
契約期間	12月18日～3月31日	4月1日～3月31日
契約金額	6,355,800円	7,603,200円 (減額3,606,120円)
予定価格	6,512,400円	7,765,200円
落札率（%）	97.59%	97.91%
入札参加者	1者	1者
検査年月日	最終 3月31日	最終 3月31日
支払日	最終支払日平成27年4月30日	最終支払日平成28年4月15日

(4) 委託期間

ロータリ除雪車運転業務委託は、平成26年度から委託を開始したもので、平成26年度の委託期間は平成26年12月18日から平成27年3月31日までの期間となっている。

平成27年度の委託期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間とな

っている。

(5) 貸与車両について

国道 137 号外県下全域ロータリ除雪車運転業務委託特記仕様書（抜粋）は、次のとおりである。

【国道 137 号外県下全域ロータリ除雪車運転業務委託特記仕様書（抜粋）】

(無償貸与車輛)

第 9 条 山梨県（以下「甲」という。）が無償貸与するロータリ除雪車（以下「貸与車輛」という。）をもって業務受託者（以下「乙」という。）は業務を行うものとし、貸与する車輛の名称、型式、数量、使用目的、貸与期間並びに引渡し、返納の日時場所は「別表 2：貸与車輛一覧表」のとおりとする。

2 「貸与車輛」の機能を常に良好な状態で維持するため、またはより使いやすくするために必要な整備または修理については、「甲」が費用を負担し「乙」が行うものとする。この場合、「乙」は「甲」に事前に協議し「甲」の許可を受けてから行うものとする。

3 前項の費用については本業務委託当初契約時に 1,000,000 円を計上するが、業務終了時までに変更契約により精算するものとする。

(車輛の返納)

第 12 条 「甲」は「貸与車輛」を返納させる場合、「別表 2：貸与車輛一覧表」に記載した日時場所において「甲」が指定する職員及び「乙」またはその代理人を立会わせ、「貸与車輛返納時現況確認表」（別紙様式 4）を作成するものとする。

2 「乙」は「車輛返納書」（別紙様式 5）を提出して「貸与車輛」を返納するものとする。

なお、「貸与車輛返納時現況確認表」については、2 部作成し「甲」「乙」とともに保管するものとする。

2 検討

業務受託者は平成 27 年 9 月 11 日に、国道 137 号外県下全域ロータリ除雪車運転業務委託特記仕様書の第 9 条第 2 項の規定により「ロータリ除雪車（富士山 900 系 12）に運転手、レバー操作員、監督員間での作業を円滑及び安全作業遂行には、必要不可欠の為、無線装置を取り付けたく協議して頂きたくお願いいたします。」と事前に協議し県の承諾を受けて、無線機を購入した。

無線機の購入に関しては、領収書の確認及び車両への取り付けも写真で確認でき、業務受託者は無償貸与車両をともに無線機を返却している。その無線機は、県有財産であり、備品台帳に記載する必要がある。しかしながら無線機について備品台帳に記載がない。

3 指摘及び意見

(指摘)

県費で購入した備品は県有財産であり、県は、備品台帳に記載し適切に管理する必要がある。

購入した無線機は、県有財産であり、備品台帳に記載する必要があるが備品台帳に記載がない。今後は、業者が購入した備品は、特に留意をもって備品台帳に記載する必要がある。

(意見)

県は、経験的にロータリ除雪車を運転する必要な時期を検討し、その時期に合わせた委託期間で、契約することを望む。

委託期間について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の 1 年間、ロータリ除雪車を運転する必要性はないと思われる。

なお、平成 28 年度の委託業務における委託期間は平成 28 年 8 月 24 日から平成 29 年 3 月 31 日となっている。

(57) 一般県道小荒間長坂停車場線米山橋耐震補強・補修業務委託（道路管理課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

中央自動車道西宮線と交差する一般県道小荒間長坂停車場線米山橋耐震補強・補修を委託するものであり、中日本高速道路（株）八王子支社と山梨県とで結んでいる基本協定・細目協定に基づき契約した。

(2) 委託する理由

耐震補強・補修を実施するに際して中日本高速道路（株）八王子支社が管轄する高速道路の敷地に立ち入る必要があり、高速道路の敷地における工事作業については、専門性が高いため中日本高速道路（株）八王子支社に委託している。

(3) 契約方法等

ア 契約期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

イ 契約金額の変更と内訳

工事費種別	当初	変更後	変更増額
工事費	49,000,000 円	66,000,000 円	17,000,000 円
施工管理費	8,800,000 円	8,800,000 円	0 円

事務経費	3,410,500円	4,345,500円	935,000円
税抜契約金額	61,210,500円	79,145,500円	17,935,000円
消費税相当額（8%）	4,896,840円	6,331,640円	1,434,800円
合計	66,107,340円	85,477,140円	19,369,800円

2 検討

(1) 不調特命見積協議について

不調特命見積協議とは、中日本高速道路（株）が定めた内規によるものである。当初入札が不成立又は不落の場合、最低価格提示者などを確認協議の相手方として選定し、見積書の内訳について確認協議を行い、契約目安価格を上回った場合においても、契約目安価格を上回った理由を確認するための協議をいう。この協議成立後の価格で契約締結することとなる。

(2) 不調特命見積協議と県の対応

中日本高速道路（株）八王子支社は、施工業者を決定するための指名競争入札を適切に行ったが、震災復興や東京五輪を見込んだインフラ建設工事の増加に伴う人材不足などを背景に応札業者が1者のみとなった。加えて、予定価格の積算を上回る応札額（＝契約変更後の金額）となり、通常の手続であれば入札不成立となるが、不調特命見積協議に基づいて契約することができる旨の説明を受け、当該応札者と工事契約を締結しない場合には工事を施工することができない状況であるため、増額することもやむを得ないと考え、中日本高速道路（株）側が業者との協議を経て県との変更契約を締結した。

このように、随意契約が事実上動かせない中日本高速道路（株）の内規に基づき、その根拠が高速道路株式会社法の関連法令に依拠するため、県では抜本的な対策を実施できない制度上の制約がある。

3 指摘及び意見

(意見)

同種委託業務において不調特命見積協議が適用された場合の対応の検討を望む。

基本協定書及び細目協定書、これらに基づく年度契約書において不調特命見積協議に至る場合は、中日本高速道路（株）八王子支社と応札業者との協議事項について詳細な情報を共有し、県も承知した上で両者間の協議を行うことを明文化するなど検討することを望む。

(58) 山梨県総合河川情報システム改修業務委託（治水課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県総合河川情報システムは、平成 25 年度に集中処理方式で更新され、それに伴い、各建設事務所はテレメータデータ等の配信装置を新設した。一方、建設事務所のテレメータ観測設備及び分散処理を行っている建設事務所サーバは、平成 10 年度前後のシステム構築時の装置を維持している。県庁サーバ機能の追加と中北建設事務所管内の観測局等のソフトウェア機能の追加等を行い、より使いやすいシステムにする業務委託。

(2) 委託する理由

当該業務は、既存の山梨県総合河川情報システムの情報処理機器及び配信装置のソフトウェアを改修するものである。

本システムは、平成 8 年度に日本電気（株）が独自技術で設計・構築したものであり、専門的な知識と技術を持つ同社でなければ実施できない業務であるため。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成 26 年度（繰越明許）
契約方法	随意契約
委 託 先	日本電気（株）甲府支店
契約期間	平成 27 年 3 月 30 日～平成 27 年 8 月 31 日
契約金額	19,440,000 円
予定価格	19,440,000 円
完了年月日	平成 28 年 1 月 29 日
支払命令日	平成 28 年 2 月 26 日

(4) 繰越明許及び変更契約

繰越明許及び完了年月日について次のとおり回答を得ている。

【繰越明許及び履行期間延長の理由】

本業務は、追加設置した雨量計、水位計の観測情報を情報システムで公開すること、アドレス中継局を設置し、欠測のない回線品質機能の向上を図ること、ネットワーク回線の動作状況を監視するソフトウェアを追加することを台風シーズンまでに実施することを目標に、その業務を実施するために必要な期間を考慮して発注したものです。

本業務は、別途工事（下曽根観測局における雨量計及び間門川観測局における間門川樋門水位観測データの取込み）完了後に通信伝送試験及び総合調整を実施する

業務が含まれています。

4月10日の打合せ簿は、別途工事が、甲府市との調整に時間を要し発注が遅れているため、関連機器の設置工事時期が固まった時点で、必要な場合は、工期延期の協議をしたい旨の事前の協議が受注者からあったものです。この時点では、まだ工期延期が必要かどうか分からない状況でしたが、そういう問題があるということをお互いに共有するために協議したものです。

別途工事の契約が8月上旬になり、工期の延期は必至となったため、別途工事の受注者と工程の調整を行い、8月17日の打合せ簿をもって、平成28年1月末まで工期を延期したものです。なお、それ以外の業務については、当初工期内に完了し、運用を開始しております。

平成26年度予算での執行で、平成27年3月30日の日本電気(株)甲府支店と随意契約を締結した。

その後、次のとおり変更が行われている。

【契約の締結状況(税込)】

	当初契約	変更契約
契約年月日	平成27年3月27日	平成27年8月18日
契約金額	19,440,000円	—
完成年月日	平成27年8月31日	平成28年1月29日 (151日増)

2 検討

本委託業務に関する見積合わせは平成26年3月末日までに終了、予算額も決定している。契約も随意契約で締結し、遅くとも平成27年3月31日までの委託業務が完了するものとなっている。

しかしながら、繰越明許及び履行期間延長の理由により、年度末の平成27年3月31日までに完了していない。

随意契約であることから競争入札手続きは必要なく、早期に契約を締結することもでき、その後の諸事情についての打合せ等において、業者も含めて協議することも可能となり、民間のノウハウも活用でき早期の完成を目指したと思われる。

3 指摘及び意見

(意見)

県は、年度末近くの日付で契約を締結することなく、早期の契約締結が望まれる。

随意契約であることから競争入札手続きは必要なく、早期に契約を締結することもでき、その後の諸事情についての打合せ等において、業者も含めて協議することも可能となり、民間のノウハウも活用でき早期の完成を目指したと思われる。

早く委託業務が完了し、雨量計、水位計の観測情報を情報システムで公開すること等の重要な情報が利活用できたと思われるので、早期に業者と契約を締結し、さらに諸機関との打合せにおいても、切れることなく丁寧に根気強く説明し、委託業務が早期に完了し支出した金額が有効に使われることが望まれる。

(59) 河川管理施設維持操作業務委託（治水課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

河川法第 99 条に基づき、施設の所在する甲府市外 5 市町に河川管理施設の維持、操作その他これらに類する河川管理に属する業務。

(2) 委託する理由

協定による委託は、水門、排水機場等の操作を伴うものであるため、河川法施行令第 54 条により地方公共団体と契約しなければならない。また、緊急時には迅速な対応を必要とすることからも、施設所在市町への委託が適当であるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委 託 先	甲府市外 5 市町	甲府市外 5 市町	甲府市外 5 市町
契約期間	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日
契約金額	20,331,825 円	24,241,225 円	23,368,762 円

河川法第 99 条の規定により協定を締結し、その協定に基づき契約を締結している。

2 検討

(1) 契約書の契約金額について

当初の契約書においては前年を基準に上限額を定めた契約を行っているが、1 月に年度末までの経費を見積もり、甲府市外 5 市町と契約額の増減について再度上限額の変更契約を行っている。最終決裁は、再契約の上限額を限度として支払っている。

具体的には、契約書第 3 条第 2 項に、「甲が負担する経費は、〇〇〇〇円を限度とする。」

とあり、第4条第2項に、「精算払は、当該年度終了後において行うものとする。」とされている。平成27年度は、当初の契約書において前年を基準に上限額を定め、1月に年度末までの経費を見積もり、2月16日に支出負担行為変更伺いにより、3月3日に甲府市外5市町と契約金額の増減についての変更契約を行っている。そして、当該年度終了後に、甲府市外5市町からの請求書明細に基づき、変更契約額を限度に精算払いを行っている。つまり、最終の各市町からの請求書が変更限度額以下であれば請求金額、請求金額が限度額を超過していれば限度額を限度として支払っている。

3 指摘及び意見

(意見)

限度額の慎重な査定と当初契約についての見直しを検討することを望む。

この契約方法では、当初の契約において限度額契約をしているのであるから、年度末の見込みで再び限度額変更契約を行う意味は通常はないと考えられる。特に委託先が地方公共団体であることから、当初の予算限度額の見込額、また予測不能な事態発生時の変更契約の限度額は、請求金額の範囲内になるように慎重に査定すること、又は当初の契約方法の見直しを検討することが望まれる。

(60) やまなしの砂防パンフレット作成業務委託（砂防課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県の砂防事業について解説した「やまなしの砂防」と題するパンフレットの平成28年4月版を制作する業務委託であり、平成20年度に作成した山梨県の砂防事業を紹介するパンフレット「やまなしの砂防」の更新を行った。計画準備・資料整理、データ修正、原稿作成、校正、印刷、製本の工程を経てA4版で1,500部を制作した。制作した1,500部は、山梨県下7の建設事務所に各100部配付され、残りの800部は砂防課で管理して有効活用されている。

(2) 委託する理由

計画準備から製本までの一連の工程を専門的知見を有するコンサルタントに委託するため

(3) 契約方法等

契約方法	指名競争入札
委託先	(株) ハヤテ・コンサルタント
契約期間	平成 27 年 11 月 9 日～平成 28 年 3 月 15 日
契約金額	1,900,000 円

(4) 指名競争入札とした理由

砂防事業を紹介するという、一定の専門性を必要とするので、「山梨県建設工事等入札合理化対策要綱」第 5（等級別発注区分）及び「山梨県建設工事等指名選定要領」第 3 条の指名基準に基づき、「山梨県建設工事入札参加有資格者名簿」に掲載された者の中から主に下記の基準で 5 者に絞り込んだ。

- ア 業者業務区分：コンサルタント
- イ コンサルタント許可業種：建設コンサル
- ウ 上記分類の業者の中で平成 26 年度発注実績上位 5 者

2 検討

(1) パンフレット制作タイミングと予算配分

平成 21 年度に砂防行政に関するブロック会議が山梨県で開催され、その際に制作された「やまなしの砂防」の平成 20 年度版を一部更新して平成 27 年版を発行することも考えられたが、この間、「土砂災害防止法の改定」と「砂防新中長期計画の策定」等があるので大幅な全面改訂が必要となり、専門的な内容の取り扱いも含めた委託業務内容で山梨県内の建設コンサルタントに制作を依頼した。前回発行の平成 21 年度と同様に、平成 28 年度に山梨県内で砂防関係の会議が開催されることに合わせて、平成 27 年度予算を用いて制作されている。

山々に囲まれて総面積の 8 割以上が山地で占められている山梨県においては、砂防事業に関する専門的な情報開示は重要であり、必要である。しかし、前回の平成 20 年度版と今回の平成 27 年版は、県内で近隣自治体との砂防関係の会議が開催され、その会議に必要であるという理由で改訂されている。この期間には、次のような関連分野での出来事があった。

- ア 土砂災害防止法関連の改定（注）
- イ 砂防新中長期計画の策定
- ウ 山梨県内を襲った主な土砂災害（平成 23 年 9 月天平沢土石流災害：丹波山村保之瀬、

平成 27 年 7 月八ツ沢の 2 地区がけ崩れ：上野原市八ツ沢、など)

(注) 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」である。

3 指摘及び意見

(意見)

砂防行政に関する専門的な情報開示を適切なタイミングと柔軟な予算配分で実施することを望む。

パンフレットは砂防関係の会議以外にも利用されているが、砂防行政は山梨県民の生活に密接な関わりがある事柄であり、より適切なタイミングで専門的な情報開示が行われることが県民の側から望まれる。適切なタイミングでパンフレットを改訂する予算上の手当てが難しいのならば、ホームページで開示される専門的な情報を充実させる方向に予算を今後は振り向けることも検討すべきである。その場合、次のようなメリットが想定される。

- ア パンフレットよりもタイムリーな情報が開示できる
- イ パンフレットよりも多くの県民が参照できる
- ウ ホームページならば必要な部分の情報を切り取れる
- エ 治水などの関連情報を並行して閲覧できる

また、ホームページを見られない方に対しては、最寄りの行政機関などで該当情報を紙出力して対応できるよう、ホームページの仕様を工夫することも有効である。

砂防行政に関する専門的な情報は一般県民に届きにくい情報なので、適切なタイミングで開示できるよう、砂防関係の会議に合わせた改訂でなく、柔軟な予算配分で実施することを望む。

(61) 都市計画基礎調査業務委託（都市計画課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

「山梨県都市計画基礎調査要領」に基づく調査の処理（調査範囲は大月市）である。

(2) 委託する理由

都市計画法第6条により、おおむね5年ごとの調査が義務付けられている。これらの情報は市町村のまちづくりを行うために必要不可欠であり、市町村の保有情報と調査項目に重複するものが多い。よって、効率よく情報を収集するためには市町村を調査主体にすることが望ましいため。

(3) 契約方法等

県と市町村との協定により、費用については県と市町村で分担するものとして、基本的に県では費用の半分の負担を行うこととしている。

年 度	平成 27 年度	(参考) 平成 27 年度
契約方法	随意契約	随意契約
委 託 先	大月市 再委託は指名競争入札	上野原市 再委託は一般競争入札
契約期間	平成 27 年 6 月 25 日 ～平成 28 年 1 月 29 日	平成 27 年 6 月 25 日 ～平成 28 年 3 月 5 日
契約金額	2,200,000 円 うち県負担額 1,100,000 円	1,840,000 円 うち県負担額 920,000 円
市町村の予定価格	2,526,000 円	2,291,000 円
市町村における 入札時の落札率 (%)	87.1%	80.3%

2 検討

(1) 受託した市町村における調査業務の再委託に関する契約状況

この調査は5年に1度行われ平成27年度の対象市町村は大月市と上野原市であった。

大月市と上野原市は隣接しており、人口は大月市25,634人 上野原市24,277人（いずれも平成28年9月1日時点）で、都市の規模はほぼ同じである。市において行われた委託業務に関する契約を比較すると、大月市が指名競争入札に対し、上野原市は一般競争入札を採用している。その入札における落札率は大月市が87.1%に対し、上野原市は80.3%となっている。

平成26年度に行われた同調査の対象地域は富士北麓地域であった。富士北麓地域における各市町村の契約状況に関する資料を確認すると、次のとおりであった。

自治体名	再委託契約方法	当初県負担額 A	変更後県負担額 B	減額率 B/A
A	指名競争入札	2,686,000 円	2,000,000 円	74.5%
B	随意契約	1,462,500 円	1,428,000 円	97.6%
C	指名競争入札	628,000 円	575,000 円	91.6%
D	随意契約	708,000 円	550,000 円	77.7%
E	随意契約	663,500 円	変更なし	—

3 指摘及び意見

(意見)

委託先である市町村が再委託する業者との契約方法について、県は市町村にその方法の技術的助言を行うなどにより、双方の行政コスト削減を目指すことを望む。

大月市との平成 27 年度都市計画基礎調査実施に関する協定書第 4 条第 2 項において、大月市の実施する調査額にあわせて、県の規定により算定した費用を上限として、甲乙協議に基づき変更するものとする、と定めているのみであり、各市町村の調査業務の委託に関する契約方法について県と市町村との協議事項にはなっていない。ヒアリングにおいて確認したところ、各市町村の契約は市町村独自の規約に基づき行われるものであるとの回答であった。

各市町村の契約は市町村と業者との契約であり、県が関与すべきではないとの考えはある。しかし、上記のとおり各市町村における契約状況の検証を見る限り、一般競争入札あるいは指名競争入札によった契約の方が契約金額を減額しやすい傾向にあると考えられる。

市町村の業務委託契約の方法を県が指定することは難しいであろうが、上記の県負担額への影響を考えれば、市町村が発注する委託業務の契約方法等について県は市町村に技術的助言を行うことは重要である。県からの働きかけによって、県及び市町村の行政コストの削減を図ることの検討を望む。

(62) 流域下水道維持管理等業務委託（都市計画課下水道室）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

ア 県下 4 か所（富士北麓、峡東、釜無川、桂川）の下水道にかかる施設の運転操作及び保守点検

イ 桂川清流センター水質浄化モデル事業の処理・調査・検査設備点検

ウ 県の行う維持管理業務の補助その他付随する業務

(2) 委託する理由

下水道は一時も処理を止めることのできないライフラインであり、慎重な維持管理が必要である。県と流域市町村が1/2ずつ出捐して昭和61年に設立された(公財)山梨県下水道公社は、水質・電気・機械の専門職員が専属的に配置されており、運転管理他の業務を一体的に担わせることが必要であったため。

(3) 契約方法等

契約方法	随意契約(単独)
委託先	(公財)山梨県下水道公社
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
契約金額	2,825,095,000円
予定価格	2,846,410,717円
落札率(%)	99%
精算(実績)額	2,446,472,380円
れい入金額(注)	59,714,658円

(注) 資金計画に基づく前払(年4回)のうえ、精算する仕組み。前金払額よりも精算額の方が少ないので、れい入となっている。

ア 予定価格の積算

各所及び費目毎に価格を積算のうえ、実績及び変動要素を踏まえて決定。

なお、積算の前提となる推計処理水量について各市町村が余裕を見た数字を連絡してくるため契約金額よりも実績金額が少なくなり、年度末にれい入ということになる。

イ 随意契約の理由

(公財)山梨県下水道公社は、一般の民間業者には委ねられない、県が流域下水道管理者として行うべき公権力の行使等の補助業務及び現場の運転管理等の行政補完業務を担い、専門的で優れた下水道施設管理が行える唯一の団体であるため、随意契約を行う。

ウ その他（再委託）

4月1日に（公財）山梨県下水道公社からの再委託協議に基づき、同日に再委託を承認。なお、民間事業者の創意工夫を積極的に促し、一層の効率化やコスト縮減を図るため、運転管理等の業務について「包括委託」の試行導入を行っている。

2 検討

（1）検討の視点

（公財）山梨県下水道公社でも試行導入されている、「包括委託」についてその手続き及び効果について検討を行った。

【事後評価委員会による施行導入評価報告書（平成26年3月）】

- 下水道公社及び受託者の業務は、いずれも十分な効率化が働いたとは言えないが、下水道公社の業務量は峡東Ⅰ期において年間約170時間、富士北麓、釜無川において、それぞれ年間約80時間縮減することができており、わずかながらも効果があったものと評価する。
- 複数年契約及び包括委託によるスケールメリットにより、設計金額においてコスト縮減効果を得ることができており、経費縮減を図ることができたと評価する。

（2）包括委託契約の応募応札者（平成27年度資料より）

浄化センター	峡東	富士北麓	釜無川	桂川
応募応札者	1者	1者	4者	1者

3 指摘及び意見

（意見）

運転管理等の包括委託において、釜無川浄化センター以外の浄化センターでは1者応募1者応札となっているが、民間事業者のノウハウ、創意工夫を積極的に促すためにも、多くの民間事業者の参入が実現するよう県も指導協力することを望む。

包括委託契約を締結するのは（公財）山梨県下水道公社であるが、県の出資法人であり、かつ、県の委託費の低減を図るためにも、県も指導協力することを望む。

(63) 新山梨県営住宅管理システム開発業務委託（建築住宅課住宅対策室）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

新山梨県営住宅管理システムの開発業務。

- ア 新たなハードウェアの変更
- イ コンビニエンスストア収納の導入に向けた機能改善
- ウ 山梨県宛名システムとの連携

(2) 委託する理由

上記（１）委託の内容のア～ウの解決のため、専門的に提案を受け、システムを開発する必要があるため。

(3) 契約方法等

契約方法	公募型プロポーザル方式
委託先	(株) ジーシーシー
契約期間	平成 27 年 3 月 25 日～平成 27 年 7 月 31 日
契約金額	15,800,000 円

(注 1) 当初 3 者が参加資格の認定を受けたが、最終的には同社のみの企画提案となった。

(注 2) (株) ジーシーシーは、旧山梨県住宅管理システムである「公営住宅管理システム at home 2」の開発運業者である。

(4) 随意契約の理由

新県営住宅管理システムの導入に当たっては、運用管理や将来の拡張性、より最適なハードウェア構成などについて、各社独自の技術提案の中から最も優れたシステムを採用することが重要であるため、業者選定においては公募型プロポーザル方式を適用し、選定した業者と契約を締結することが県にとって最も有利となるため。

2 検討

(1) スケジュール

ハードウェアがリース期間満了となり、新県営住宅管理システムの導入時期が平成 27 年 8 月 1 日という中で、公募型プロポーザル導入から委託契約までの流れは次のとおりである。

年月日	委託契約までの流れ
平成 27 年 2 月 27 日	新山梨県住宅管理システム開発業務委託企画提案審査会設置 新山梨県住宅管理システム開発業務「公募型プロポーザル」公告
平成 27 年 3 月 5 日	(株) ジーシーシーが提案参加資格確認申請書を山梨県に提出
平成 27 年 3 月 9 日	A、B が提案参加資格確認申請書を山梨県に提出
平成 27 年 3 月 13 日	山梨県が上記 3 者に対して「新山梨県住宅管理システム開発業務に係る参加資格の審査結果について」を通知し、参加資格を認定
平成 27 年 3 月 17 日	B が企画提案不参加表明書を山梨県に提出
平成 27 年 3 月 18 日	A が企画提案不参加表明書を山梨県に提出 (株) ジーシーシーが企画提案書を山梨県に提出
平成 27 年 3 月 23 日	審査委員会において (株) ジーシーシーが優先交渉権者であることを全委員合意
平成 27 年 3 月 24 日	(株) ジーシーシーと山梨県で委託契約締結

さらに県では、新システム導入時期が既に決定していることから、開発に充てられる期間が 4～5 ヶ月となり、開発の遅延が絶対に許されないと認識していたとのことである。

3 指摘及び意見

(意見)

公募型プロポーザル方式を採用するなら、そのメリットを十分に生かせる方法をとれるよう検討することを望む。

県にとって最も有利であるとの見地に立って、公募型プロポーザル方式が採用されたわけであるが、このメリットを十分に生かせない結果となった。

参加業者が 1 者となり県にとって選択の余地がなくなったこと、開発期間に余裕のないスケジュール設定となってしまったこと、委託先が旧山梨県住宅管理システムの開発運業者であり、ここに委託すれば旧システム上のデータを新システムに効率的に移行することが可能なため費用が抑えられやすいこと、などがその原因と言える。

その他、関係業者に公募型プロポーザル方式にて行うことを周知する努力を県が積極的に行うことも重要である。

このような点に留意して、公募型プロポーザル方式の採用の検討、採用した場合の方法の検討を十分行うことで、最大の効果を生む契約をすることを望む。

(64) 山梨県営住宅管理システム個人番号制度対応改修業務委託

(建築住宅課住宅対策室)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県営住宅管理システムの個人番号制度対応改修業務である。

(2) 委託する理由

現在導入している住宅管理システムの設計及び開発を、既に委託しているため。

(3) 契約方法等

契約方法	公募型プロポーザル方式
委託先	(株) ジーシーシー
契約期間	平成 28 年 2 月 8 日～平成 28 年 3 月 31 日
契約金額	8,450,000 円

2 検討

(1) 委託先の経歴

委託先である(株)ジーシーシーは、当該県営住宅管理システムである新山梨県営住宅管理システムの設計、開発を既に受けており、その契約内容等は次のとおりである。

契約方法	公募型プロポーザル方式
委託先	(株) ジーシーシー
契約期間	平成 27 年 3 月 25 日～平成 27 年 7 月 31 日
契約金額	15,800,000 円

業務委託内容に、「行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用に向け

た山梨県宛名管理システム（平成 27 年度構築）との連携を図るため、新山梨県営住宅管理システムの開発を委託する」の記載がある。

(2) タイミングによる見積価格の積算の相違

	単価	工数	金額
予算計上時 (平成 27 年 3 月以前)	50,000 円	181 人日	9,050,000 円
契約時 (平成 27 年 12 月 22 日)	50,000 円	169 人日	8,450,000 円

県によれば、181 人日から 169 人日の減少は、新山梨県営住宅管理システムの開発を(株)ジーシーシーに委託していたことにより、委託費を抑えられたとのことであった。新山梨県県営住宅管理システムはシステム開発業務であり、契約金額は 15,800,000 円であるのに対し、当委託事業はシステム改修業務であり、契約金額は 8,450,000 円である。システム開発業務の費用に対する改修業務の費用の割合は 53.5%にもなっている。

(3) 単独随意契約の理由

県営住宅管理システムは、県営住宅等における入居者管理、駐車場管理、滞納管理等の一連の管理業務を遂行するための重要なシステムである。社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、このシステムにおいても個人番号を保有・管理し、他の行政機関と情報連携ができるよう改修する必要があるが、現行システムはマイナンバーに対応した仕様になっていない。新山梨県県営住宅管理システムの設計及び開発は(株)ジーシーシーが行ったため同社が当該システムの知的所有権を有しており、同業他社が当該システムの改修業務を行うことは、技術的に不可能であるため、単独随意契約となっている。

3 指摘及び意見

(意見)

システムを開発した業者が単独随意契約で行うシステム改修業務に関しては、同一事業として業者選定を行うことも検討し、企業努力を導き出せる仕組み作りを望む。

(株)ジーシーシーが行ったシステム開発業務費用に対する当委託業務である改修業務費用の割合は 53.5%にもなっており、マイナンバー制度の導入が分っている状況を考えると、この比率は高いと言わざるを得ない。

システム開発業務を（株）ジーシーシーが行っていることで、当委託業務である改修業務は同社しか行うことができないのであれば、そもそもこれら業務を同一事業として、公募型プロポーザル方式で業者選定を行うことができたのではないか。県によれば、マイナンバー制度が始まるということは周知の事実であったが、国からシステム仕様が出て来たのは平成27年9月以降であり、平成27年3月のシステム開発の契約時にはマイナンバー改修の仕様は不明であったため、契約を分けたとのことである。しかし、当改修業務の予算計上時（平成27年3月以前）に、（株）ジーシーシーから9,050,000円の見積金額が提示されており、実際の契約金額は8,450,000円と大きな違いは生じてなく、適正な積算はできていると判断される。

状況に応じ、企業努力を導き出すことを優先して契約方法などを検討することを望む。

（65）富士山世界遺産センター（仮称）建設工事監理業務委託（営繕課）

1 委託契約の概要

（1）委託の内容

富士山世界遺産センター（仮称）建設工事の監理業務である。

（2）委託する理由

高度な専門的技術によるきめ細やかな工事監理が必要なため。

（3）契約方法等

年 度	平成26年度（継続）	平成27年度
契約方法	1者随意契約（単独）	
委 託 先	（有）竜巳一級建築設計事務所	
契 約 日	平成26年12月15日	変更契約 平成28年3月4日
契約期間	平成26年12月16日 ～平成28年3月15日	92日間延長 平成28年6月15日
契約金額	13,980,000円	変更なし

2 検討

(1) 当初1者随意契約とした理由

平成26年11月7日支出負担行為決裁書類に添付されている随意契約理由書によると、「本建物の工事を円滑に進めるには、設計の趣旨や自然公園法に基づく諸基準や設計趣旨さらには関係機関との協議経過を十分理解するとともに、建築設計における設計の経過や展示設計の内容を十分に理解している必要があり、施工過程での材料の選定、工法の確認、展示工事との調整などきめ細やかな工事監理が要求される。これらの条件のもとで、本工事を適切かつ円滑に実施するためには、山梨県の入札資格を有する一級建築士事務所であり、設計業務を行ったことから設計内容を最も熟知した上記業者に委託することが最適である。」としてあり、平成25年度に設計業務を公募型指名競争入札で落札した業者に、他の業者から見積書を徴せず、工事監理業務を委託した（1者随意契約）。

しかし、設計業務を行った業者以外には当工事監理業務ができないとの具体的な説明は県から得られなかった。

山梨県財務規則第137条第3項には、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されており、これに関する「山梨県財務規則運用通知 第137条関係・・・随意契約について」の例示を見ると、見積書及び見積合せの省略ができるものは「特定原稿の執筆依頼等相手方に依頼する場合で、契約の内容、目的から相手方が特定されているもの」となっている。

これに照らし合わせると、随意契約理由書で「最適である。」とは言っているが、特別の理由でこの業者以外に当工事監理業務ができないというまでの記述はされていないと判断される。

(2) 随意契約理由書の内容の修正と支出負担行為決裁のタイミング

支出負担行為決裁が行われた後、平成26年11月14日に開催された当委託契約に関する入札執行会議にて、支出負担行為決裁時に添付されていた随意契約理由書の理由の記述では1者随意契約とすることは問題であり、理由の修正を要すると判断があった。これを受けて、担当による理由書の修正が行われた。その修正後の理由書によれば、「本施行の工事を円滑に進めるには、設計の趣旨や自然公園法に基づく諸基準、関係機関との協議経過の熟知と共に、設計における経過や展示設計内容の十分な理解が必要であり、施工過程での材料の選定や工法の確認、展示工事との調整等においてきめ細やかな工事監理が要求される。これらの条件のもとで、本工事を適切かつ円滑に実施するためには、本施設の設計を行ったことから、その特殊性に精通した上記の者に工事監理を委託する必要がある。」とあ

り、内容はほぼ当初の理由書と同様であるが、最後の締めの記事が「上記の者に工事監理を委託する必要がある。」となっている。

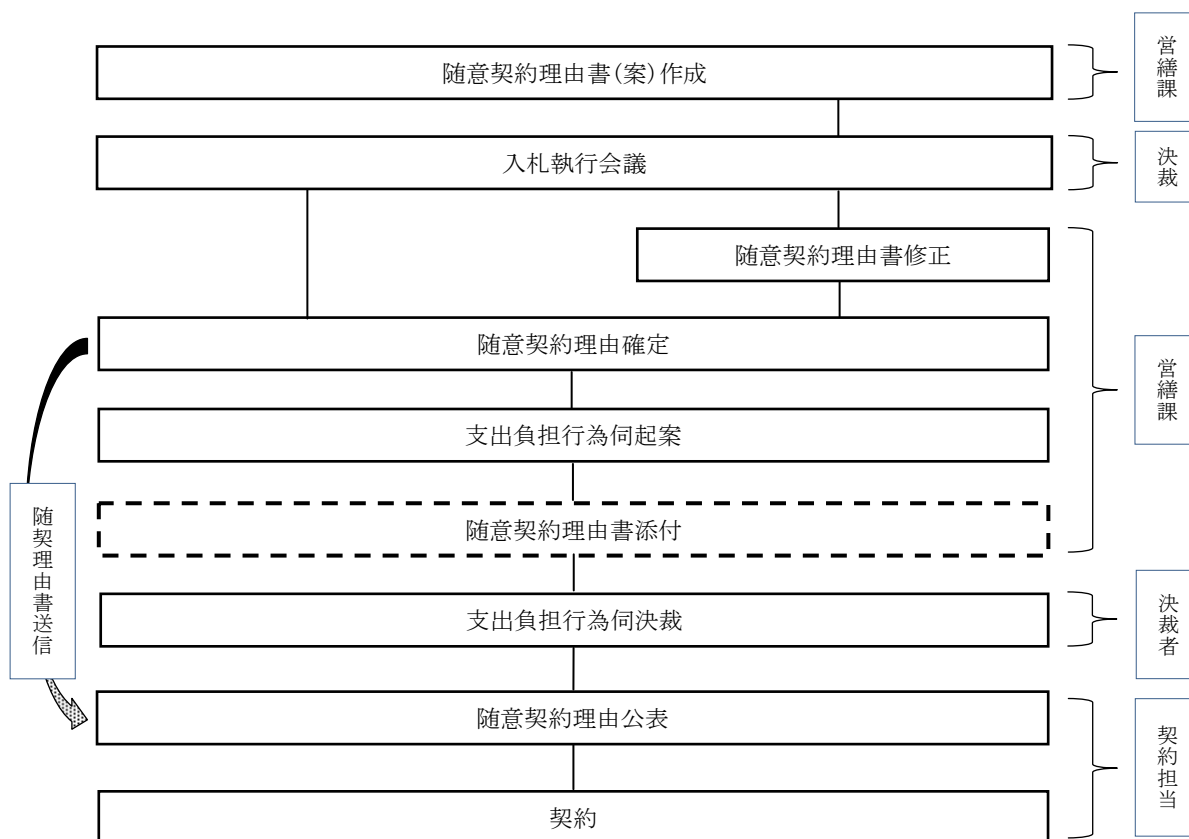
当初の随意契約理由書の文末の記事が少々変更になっているだけで、他の業者にはこの業務はできない、というまでの変更とは認められない。

また、この随意契約理由書は県のホームページで公開されたが、支出負担行為決裁がこの新たな随意契約理由書をもって再度決裁されていない。

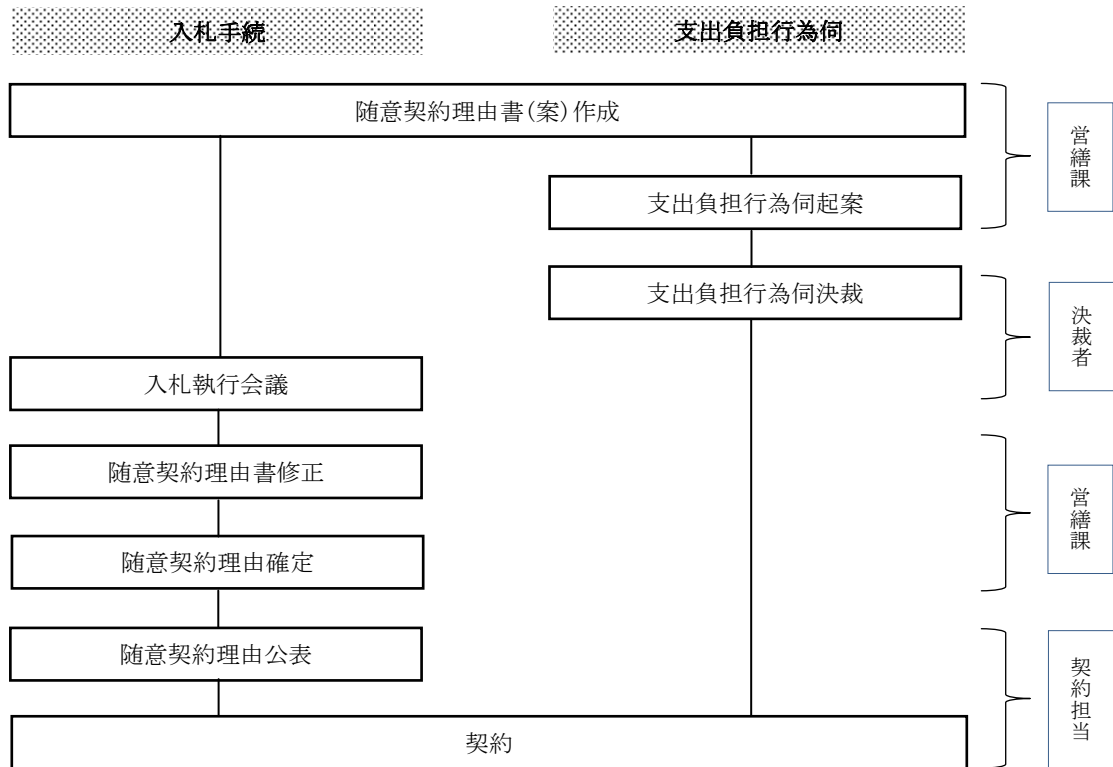
入札執行会議後に支出負担行為決裁を行うことが本来の流れである。しかしこの契約については事務処理の流れが逆になっており、更にそれを是正するために再度支出負担行為決裁を行うこともされていないので、結果として新しい随意契約理由書の理由をもって決裁はされていないことになる。

随意契約理由書に入札執行会議で修正が入った場合において、本来の事務処理の流れと今回の事務処理の流れを上から下への時系列にてフロー図にすると次のとおりである。なお、入札執行会議は指名業者の選考及び入札参加資格の審査を行うことを目的とし、構成員は、県土整備部長、次長、技監、総括技術審査監、県土整備総務課長、技術管理課長及び県土整備部長が会議開催の都度指名する職員である。

【本来の事務処理フロー】



【今回の事務処理フロー】



3 指摘及び意見

(指摘1)

複数から見積書を取らない1者随意契約であるなら、委託業者以外に業務ができない理由を第三者が見ても明確になるよう随意契約理由書に記載する必要があり、それができないのであれば、複数から見積書をとる必要がある。

随意契約理由書の記載について修正前と修正後で文末の表現を少し変えた程度で、他の業者から見積書を取らなくてよいということにはならない。監査時においても県が客観的かつ合理的な随意契約理由を説明できない状態であったことは問題である。

(指摘2)

随意契約の事務処理の流れが本来の流れになっておらず、最終的に確定したはずの随意契約理由書をもって支出負担行為決裁がなされていない。

当該委託契約については、入札執行会議において最終的に確定したはずの随意契約理由書をもって支出負担行為決裁がされていないまま、契約が締結されていることになる。

(66) 県営住宅富士見団地改築工事地質調査業務委託

県営住宅東山梨団地地質調査業務委託

富士北麓公園屋内練習走路他建設工事地質調査業務委託（営繕課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

各工事実施に当たっての地質調査業務を行う。

(2) 委託の理由

設計に必要な地耐力等を調査するためには、専門業者による地質調査が必要なため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 27 年度
委託業務名称	県営住宅富士見団地改築工事	県営住宅東山梨団地	富士北麓公園屋内練習走路他建設工事
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	(株) 山梨地質	(株) プレーンズ	(株) S C C
履行期間	平成 27 年 6 月 4 日 ～平成 27 年 9 月 15 日	平成 27 年 9 月 4 日 ～平成 27 年 11 月 16 日	平成 28 年 3 月 31 日 ～平成 28 年 7 月 15 日
契約金額	3,550,000 円	2,650,000 円	5,450,000 円
予定価格	3,720,000 円	2,920,000 円	5,940,000 円
落 札 率	95.40%	90.75%	91.75%
入札参加者数	5 者	5 者	5 者
支出負担行為 伺い起案日	平成 27 年 4 月 20 日	平成 27 年 7 月 29 日	平成 28 年 3 月 4 日
変更契約金額 (変更差額)	4,609,000 円 (1,059,000 円増額)	2,404,000 円 (246,000 円 減額)	4,101,000 円 (1,349,000 円 減額)
変更契約締結日	平成 27 年 9 月 14 日	平成 27 年 11 月 13 日	平成 28 年 7 月 13 日
完了年月日	平成 27 年 9 月 14 日	平成 27 年 11 月 13 日	平成 28 年 7 月 13 日
検査年月日	平成 27 年 9 月 15 日	平成 27 年 11 月 16 日	平成 28 年 7 月 14 日
(支払期限)	平成 27 年 10 月 9 日	平成 27 年 12 月 10 日	平成 28 年 8 月 10 日

2 検討

(1) 契約内容の変更状況

ア 県営住宅富士見団地改築工事地質調査業務委託

(ア) 平成 27 年 9 月 9 日 委託業務変更協議書

地質調査を実施したところ、設計深度では建物の支持基盤として必要な数値に満たなかったため、必要な深度までのボーリング及び標準貫入試験回数の変更を行う。また、調査結果から土質構成の変更を行う。

調査の結果、液状化のおそれがあること、また、杭基礎となる可能性があることが判明したことから、液状化の判定、杭基礎の検討に必要となる土質試験を追加する。

(イ) 平成 27 年 9 月 14 日 工事請負（委託）契約の変更について（通知）

上記（ア）の変更協議を受けて、受注者に対して変更契約締結のための変更契約書作成・提出の依頼通知を発行している。

イ 県営住宅東山梨団地地質調査業務委託

(ア) 平成 27 年 10 月 16 日 工事打合せ簿（協議）

機械ボーリングの進捗状況の報告から、掘止め深さ及び検尺の予定についての協議を行う。協議の結果、掘止めとし、平成 27 年 10 月 19 日に検尺を行うこととした。

(イ) 平成 27 年 11 月 6 日 工事打合せ簿（協議）

地質調査（ボーリング調査）の実施数量についての協議を行う。
ボーリング調査の実施数量が当初設計数量と差異がある。実施数量に基づき、実施金額の算出を行い、契約変更（減額）を行うこととした。

(ウ) 日付記載なし 工事変更協議書（伺い）

調査結果から土質構成の変更を行い、内容変更に伴う業務委託料の減について変更契約を行う旨の協議を行った。また、各決裁者の決裁印が押されているが、当該協議書に日付の記載がない。

ウ 富士北麓公園屋内練習走路他建設工事地質調査業務委託

(ア) 平成 28 年 5 月 27 日 工事打合せ簿（指示）

発注者から地質調査位置についての指示。あわせて、富士・東部建設事務所都市計画・建築課からの透水試験不要との指示を受けて、透水試験の取止めの指示を行う。

これらの指示は「当該業務の作業数量の減少となり、減額対象となる」との記録あり。

(イ) 平成 28 年 6 月 22 日 工事打合せ簿（協議）

当初設計数量と相違があることについての協議を行う。岩盤ボーリング工数減少のため減額対象とする。

(ウ) 平成 28 年 7 月 日（日付空欄） 工事請負（委託）契約の変更について（通知）
通知の内容は、次のとおりである。

- ・現地踏査の結果、場内小運搬及び安全対策（仮囲い）を追加する。
- ・雨水処理計画の変更により、透水試験を取止める。
- ・調査の結果、土質区分、掘削深度に差異が生じたため変更する。

当該通知の発行日の日付が空欄の状態である。なお、当該業務の契約変更についての工事執行並びに支出負担行為伺いの起案日は平成 28 年 7 月 11 日とある。

(2) 施工記録写真

ア 県営住宅富士見団地改築工事地質調査業務委託

行政文書ファイルに保存されている当該業務の施工記録写真に、作業実施日付が記載されていない。

3 指摘及び意見

(意見 1)

変更契約書の締結を当該地質調査業務完了日よりも前に行うことを望む。（3 業務委託共通）

上記 3 件の業務委託における契約変更手続は、当該業務が終了した日付に行われている。地質調査という業務の性質上、追加工事等の全体数量等の内容がその着工前の時点では確定できない等の理由があるとしても、契約変更等の手続については、追加工事等の内容が最終確定した時点で遅滞なく行うことが望ましい。

(意見 2)

施工記録写真に当該業務の作業実施日付を明記することを望む。（県営住宅富士見団地改築工事地質調査業務委託）

施工記録写真の作業実施日付の記載があることで、地質調査作業の工程のなかで追加工事等の変更が必要となった時点が明らかになる。委託業務については施工記録写真の添付は義務ではないが、契約変更手続の時期の適正性を確保するために、施工記録写真において作業日付を明記することが望ましい。

(67) 富士吉田警察署建設工事設計業務委託（明許）（営繕課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

富士吉田警察署建設に係る基本設計及び実施設計。

(2) 委託する理由

設計業務には高度な専門的技術が必要なため。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成 27 年度
契約方法	公募型指名競争入札
委 託 先	竜巳一級建築設計事務所・利根川康夫・溝呂木構造設計室 J V
契約期間	平成 27 年 10 月 26 日～平成 29 年 1 月 31 日
契約金額	87,197,040 円
予定価格	113,022,000 円

(4) 公募型指名競争入札について

次の参加資格を基に設計業の競争入札参加資格の認定を既に受けている者から、入札参加希望者を公募した。

【業務委託公募型指名競争入札公告個別事項（抜粋）】

業務名	富士吉田警察署建設工事設計業務委託（明許）			
事業名	警察本部庁舎等整備費			
工事番号	営繕課 - 15 - 0119			
業務場所	富士吉田市旭 1 丁目 9 1 1 - 1 他			
委託概要	（省略）			
参加資格	次に掲げる条件を満たす任意の 3 者を構成員とする自主結成の特定設計業務共同企業体（以下「企業体」という。）			
		代表構成員	構成員 1	構成員 2
	1	本店所在地	県内	県内
	2	競争入札参加資格	山梨県における設計業に係る入札参加資格を有する者で、建築士法第 23 条の 3 第 1 項の規定により一級建築士事務所登録された者。 一級建築士又は二級建築士が 3 名以上所属していること。	
3	出資比率	構成員中最大	20%以上	20%以上

	4	業務実績	元請けとして、平成12年4月1日以降に完成引き渡し済みの設計業務で、次の実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限る。 ・用途 CORINS分類の用途種別における教育文化施設、福祉施設、民生施設、行政施設又は公営住宅の新築、増築又は改築 ・構造、規模 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積2,000㎡以上 (増築の場合は増築した部分の面積をいい、改築の場合は改築した部分の面積をいう。)		
	5	配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者	一級建築士を管理技術者として配置できること。	一級建築士を担当技術者として配置できること。	一級建築士を担当技術者として配置できること。
	以下(省略)				

2 検討

公募型指名競争入札の参加条件の一部である「山梨県における設計業に係る入札参加資格を有する者で、建築士法第23条の3第1項の規定により一級建築士事務所登録された者」は61者で、さらに「一級建築士又は二級建築士が3名以上所属していること」の条件で絞り込むと21者になる。

「山梨県における設計業に係る入札参加資格を有する者で、建築士法第23条の3第1項の規定により一級建築士事務所登録された者」に「不信用、不誠実な者が入札に参加して、公正な競争の執行を妨害されるおそれがある場合を想定」される業者がいる可能性を常に考慮して入札をし、かつ、公募型指名競争入札を採用することにより、「公正な競争の執行を妨害されるおそれ」を排除することができる具体的根拠を入札段階で見つけることはできない。

「不信用、不誠実な者が入札に参加した」時には、その入札段階で入札を中止することにより排除できる。また、過去に「不信用、不誠実な者が入札に参加した」入札があれば、その入札を参考に対応することも可能と考える。

県の説明によると「不信用、不誠実な者が入札に参加して、公正な競争の執行を妨害されるおそれがある場合を想定し、このような場合に対処するために、公募型指名競争入札を採用している。」とのことである。

3 指摘及び意見

(意見)

富士吉田警察署建設工事設計業務委託の公募型指名競争入札の参加条件は、一般競争入札の参加条件にすることができる条件であり、県は、公募型に限定することなく一般競争入札で落札者を決定することもできると考える。

ただし、警察署、消防署等の特に機密性がある建物などの場合で、「不信用、不誠実な者が入札に参加して、公正な競争の執行を妨害されるおそれがあること」と判断し、限定的に公募型にする必要があると認めた場合には、県は、募集要項に「不信用、不誠実な者が入札し、公正な競争の執行を妨害されるおそれがある場合には、入札できない」旨を記載することが望まれる。

(68) 小瀬スポーツ公園アイスアリーナ中央監視設備改修他工事設計業務委託

(営繕課)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

小瀬スポーツ公園アイスアリーナ中央監視設備改修工事設計業務並びに県営住宅旭団地下水道接続工事設計業務である。

(2) 委託する理由

設計業務は高度な専門的技術が必要なため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契約方法	指名競争入札
委 託 先	三森建築設計事務所
入札結果決定日	平成 27 年 8 月 3 日
契約期間	平成 27 年 8 月 7 日～平成 27 年 10 月 30 日
契約金額	2,443,000 円
予定価格	2,491,000 円
落札率 (%)	98.07%

【入札結果】

業者	入札金額	結果
三森建築設計事務所	2,443,000 円	落札
A	2,491,000 円	予定価格入札
B		辞退
C		辞退
D		辞退

(注) 予定価格は事前公表されている。

2 検討

(1) 指名人選定理由と方法について

「山梨県建設工事等入札合理化対策要綱」第5及び「山梨県建設工事等指名選定要領」第3条の指名基準に基づき、「山梨県建設工事入札参加有資格者名簿」に登載された者の中から条件を設定し、5者を選定している。

3 指摘及び意見

(意見)

指名競争入札においては、実質的に応札者が1者となることのないよう、指名人選定の方法等の工夫が望まれる。

指名競争入札では、発注者側で選定した業者しか参加できないことから、実際の応札者が1者のみの場合には、十分な競争性が確保されているとはいえないので、入札不成立となる。

入札結果を見ると、指名業者5者のうち3者が辞退し1者が予定価格である。事前公開されている予定価格で入札していることは、落札する意思よりも指名されたことに対する義務感によるものと推定され、実質的な辞退と考えられる。

指名業者の選定方法として、「山梨県建設工事入札参加有資格者名簿」にある設計業務等を行う業者約65者の中から、過去の経緯・地理的条件を加味するなど特定の業者に偏らないように配慮し、5者を選定している。平成26年度、平成27年度の各業者の設計業務等委託回数を検証しても、業者間において平均的に機会を与え、指名が偏らないように努力していることが伺える。しかし、入札結果からみると指名基準に問題があったと見える。契約の原則である公正性、経済性、適正履行の確保するために、指名人選定について工夫を求める。

**(69) 県営住宅牧原団地 2 号館風呂釜・浴槽取替工事他工事監理業務委託
 県営住宅増穂団地 2 号館外壁改修工事他工事監理業務委託
 県営住宅福祉村団地 A・D 号館外装改修工事他工事監理業務委託 (営繕課)**

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

県営住宅の修繕及び改修工事（風呂釜・浴槽取替、天井改修、太陽熱温水設備更新、給湯器取替、屋上防水、外壁改修、受水槽改修）の監理業務である。

(2) 委託する理由

工事を設計図書に基づき適切に実施し、工期内に完成させるためには、専門技術者によるきめ細やかな工事監理が必要なため。

(3) 契約方法等（税込）

年 度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 27 年度
業務名称	県営住宅牧原団地 2 号館 風呂釜・浴槽取替工事他	県営住宅増穂団地 2 号館 外壁改修工事他	県営住宅福祉村団地 A・D 号館外装改修工事他
契約方法	随意契約（単独）	随意契約（単独）	随意契約（単独）
委 託 先	(公社) 山梨県住宅供給公社	(公社) 山梨県住宅供給公社	(公社) 山梨県住宅供給公社
契約期間	平成 27 年 7 月 3 日～ 平成 28 年 1 月 15 日	平成 28 年 3 月 25 日～ 平成 28 年 8 月 19 日	平成 27 年 7 月 3 日～ 平成 28 年 1 月 15 日
契約金額	2,053,080 円	1,375,920 円	1,440,720 円

(4) 随意契約の理由（全工事監理業務委託共通）

次の「随意契約理由書」を基に見積合わせを省略して随意契約を締結している。

【随意契約理由書（抜粋）】

対象工事は、入居者が居住しながら行う外壁等の修繕・改修等の工事であり、適切な工程管理や安全確保、居住者への配慮が必要となる。

山梨県住宅供給公社は、現在、県営住宅の管理代行業務を行っており、守秘義務を確保した情報管理ができ、各団地の状況や事情を熟知し入居者からの信頼もあるただ一つの団体である。

このことから、入居者とのきめ細かな調整が可能である山梨県住宅供給公社と随意契約を行うものである。

(適用条文) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項

第 2 号 随意契約の性質又は目的が競争入札に適しないこと

随意契約理由には、山梨県住宅供給公社は本来業務である「管理委託業務」を適切に行っていることを記載されている。通常の管理人としての業務についての記載となっている。

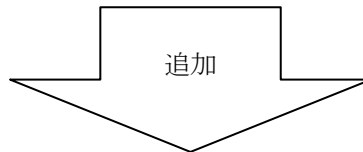
過去の実績、評価、建築士の有無、人数などの工事監理業務についての記述は一切ない。

(5) 変更契約について(県営住宅福祉村団地A・D号館外装改修工事他工事監理業務委託)

平成27年11月30日に、本件監理業務委託に「県営住宅塩山団地2号館外構改修工事」及び「県営住宅塩山団地2号館屋上防水工事」(第14回発注)の工事監理業務委託の追加の協議を実施し、平成28年3月23日に変更契約を締結している。

変更内容は次のとおりとなっている。

事業名	工事名
県営住宅 改修事業費	福祉村団地A・D号館外装改修工事
	豊団地2号館外壁改修工事
	小淵沢団地1号館外壁改修工事
	福祉村団地A・D号館屋上防水改修工事
	豊団地2号館屋上防水改修工事
	小淵沢団地1号館屋上防水改修工事



事業名	工事名
県営住宅 改修事業費	福祉村団地A・D号館外装改修工事
	豊団地2号館外壁改修工事
	小淵沢団地1号館外壁改修工事
	塩山団地2号館外壁改修工事
	豊団地2号館屋上防水改修工事
	小淵沢団地1号館屋上防水改修工事
	塩山団地2号館屋上防水改修工事

変更後には、新たな工事名で「県営住宅塩山団地2号館外構改修工事」及び「県営住宅塩山団地2号館屋上防水工事」が追加されている。

- (6) 工程表について(県営住宅福祉村団地A・D号館外装改修工事他工事監理業務委託)
工程表については、監理対象工事の工期が一部確定していないものもあったため、契約時に工程表の提出は求めている。

2 検討

- (1) 随意契約について(全工事監理業務委託共通)

「対象工事は、入居者が居住しながら行う改修等工事であり、適切な工程管理や安全確保、居住者への配慮が必要となる。」旨の内容は、本体工事の業者選定について必要な理由である。

工程管理や安全確保が重要であり、特に居住者との調整が不可欠である本体工事を、入居者とのきめ細かな調整が可能である山梨県住宅供給公社が受託することは、一定の理解をすることができる。

しかしながら、設計書に基づき適正な仕様と品質を確保するために行う「工事監理」と、入居者の調整等を行う「管理」は、分離して発注することも可能であり、「工事監理」に民間の競争原理を働かせることにより、現在よりも安価な工事監理委託料となる可能性も否定できない。

- (2) 変更契約について(県営住宅福祉村団地A・D号館外装改修工事他工事監理業務委託)

随意契約理由には、「本業務は、福祉村団地2棟の外装改修工事、豊団地他1団地の外壁改修工事、豊団地他1団地の屋上防水改修工事に係る工事監理業務である。」と記載されており、他の業務についての記載はない。

担当者によれば変更契約した理由として「塩山団地については同一事業であることから、別途監理業務委託を締結するのではなく、変更契約の方式をとっている。」とのことであるが、同一事業については予算執行上の処理で、契約上の処理とは関係なく、個別に契約する必要がある。

さらに同一事業であっても、その業務が随意契約に該当するかどうかを個別に検討し、随意契約に該当する旨を記載した「随意契約理由」を残す必要がある。

- (3) 工程表について(県営住宅福祉村団地A・D号館外装改修工事他工事監理業務委託)

随意契約理由に記載のとおり「より工程管理や安全確保が重要である」ことを考慮すれば、監理対象工事の工期が一部確定していないものがあっても、契約時に工程表の提出が必要である。

3 指摘及び意見

(指摘)

県は、当初の監理委託業務と関係がない新たな工事名の監理委託業務は、変更契約ではなく、新たに委託業者と監理委託業務を締結する必要がある。

当初の5工事の監理業務委託とは、無関係な監理業務を、改修工事であるというだけで、他の監理業務委託に追加することは、同様な工事内容であれば常に追加できることになる。

当初の工事名に関連するものであれば変更・追加は可能であっても、当初の工事名に無関係な工事名の追加は、変更契約ではなく新規で締結する必要がある。

(意見1)

県は、山梨県住宅供給公社との随意契約による監理業務委託については、民間業者による競争入札で行うことの検討を望む。

本委託業務は、県営住宅の改修等工事の監理業務であり、管理業務で構築した「守秘義務を確保した情報管理ができ、各団地の状況や事情を熟知し入居者からの信頼もある」ノウハウは、監理業者が監理するときに、管理人の立場で活用することができる。

工事監理と入居者調整等を行う管理とは、分離することも可能である。分離発注した場合、工事監理と入居者管理の相互調整が必要となるなどの業務増加面もあるものの、工事監理に民間の競争原理を働かせることにより、管理を別途に発注した金額を考慮に入れたとしても、結果として、現在よりも安価な工事監理委託料となる可能性も否定できない。

こうしたことから、県営住宅の改修等工事監理業務委託について、民間業者による競争入札で行うことについての検討を望む。

(意見2)

工程表は、随意契約理由に記載のとおり「より工程管理や安全確保が重要であり」ということを重視すれば、工事施工者が作成する工程表が提出されていない段階においても、県は、契約時に想定可能な範囲での工程表を提出するようを業者に指導することを望む。

(70) 農林・都留・北杜高校屋内運動場他天井耐震化工事設計業務委託（営繕課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

屋内運動場の天井耐震化工事に係る実施設計並びに吊り天井の撤去、照明器具等の落下防止対策に係る設計を行う。（対象の高校は違うが業務委託内容は同じである。）

(2) 委託する理由

設計業務は高度な専門的技術が必要なため。

(3) 契約方法等（3業務委託共通）

ア 契約方法 指名競争入札

イ 入札結果決定日 平成 27 年 10 月 29 日

ウ 履行期間 平成 27 年 11 月 5 日～平成 28 年 2 月 26 日

(4) 入札結果

委託業務名	農林高校屋内運動場他（A）	都留高校屋内運動場他（B）	北杜高校屋内運動場他（C）
予定価格	2,319,000 円	3,619,080 円	2,944,000 円
A（落札者）	2,186,000 円	2,350,000 円	2,932,000 円
B	2,310,000 円	2,650,000 円	予定価格
C	予定価格	2,953,500 円	予定価格
D	予定価格	3,190,000 円	予定価格
E	辞退	3,350,000 円	予定価格
落札率	94.26%	70.12%	99.59%

（注）予定価格は事前公表されている。

2 検討

(1) 入札状況

3つの業務委託は、委託の内容及び契約期間も同じで、入札も同時期に行われた指名競争入札である。入札結果を見ると、（B）契約は、指名業者の入札価格も様々で落札率も70.12%となっており競争性が確保されたと伺える。しかし、（C）契約では、落札者以外すべて予定価格で入札を行っており、落札率も99.5%と非常に高くなっている。（A）契

約では、予定価格入札者と辞退者を除くと2者応募だが1者はほぼ予定価格という結果になっている。

3 指摘及び意見

(意見)

指名競争入札の指名基準や指名数を、競争性を確保できるよう検討することを望む。

事前公表されている予定価格で入札することは、落札する意思よりも指名されたことに対する義務感によると言える。指名人選定理由書によると、「山梨県建設工事入札参加有資格者名簿」に登載された設計業務等を行う業者約65者の中から、過去の経緯・地理的条件を加味するなど特定の業者に偏らないように配慮し、5者を選定している。平成26年度、平成27年度の設計業務等委託回数を検証しても、業者間において平均的に機会を与え、指名が偏らないように努力していることが伺える。しかし、同じ委託内容でも指名業者の選定の仕方により、結果が異なっていることが認められた。

指名競争入札では、発注者側で選定した業者しか参加できないことから、競争性が確保されるような指名基準の見直しを検討する必要がある。県の指名選定要領では、附請負額による原則指名数を5割まで増やすことができるとしているので、指名業者数を増やすなどして、辞退者及び予定価格入札者を少なくし、入札参加期待者には入札の機会を与え、競争性を確保することが望ましい。

(71) わかば支援学校二期外構設計積算業務委託（営繕課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

南アルプス市にあるわかば支援学校改築二期外構設計積算業務を委託する。

(2) 委託の理由

工事の予定価格を作成するためには専門技術者による積算業務が必要なため。

(3) 契約方法等

契約方法	随意契約
委託先	(公社) 山梨県建設技術センター
契約期間	着手 平成 27 年 11 月 5 日 完成 平成 28 年 1 月 15 日
契約金額	1,209,600 円
完了年月日	平成 28 年 1 月 15 日
検査年月日	平成 28 年 1 月 19 日
支払日	平成 28 年 2 月 5 日

2 検討

(1) 前払金の支払い

ア 当委託業務における前払金の状況

山梨県の土木契約約款には、前払金を支払うことができるという条項がある。当契約においても、360,000 円の前払金が支払われている。担当者へのヒアリングによると、契約の相手方の申し出があればその理由を問わず約款の条項に従って前払いしているとのことであった。

イ 当該委託契約の経費内容

当該委託契約は設計積算業務であり、建設工事のように業務開始時において多額の建設材料手配を必要としない。また、工事人工代として多額の人件費（外注費含む）が発生するものではない。

3 指摘及び意見

(意見)

支出事務の効率化・行政コストの削減のために、安易な前払金の支払いを避けることを望む。

当該業務は、必ずしも前払いの必要がない委託内容である。契約約款に記載されているとはいえ、比較的少額な契約については特に、前払いについて適正な検討をし、支払回数集約化・支出事務の効率化を図ることが望まれる。

(72) 富士北麓公園屋内練習走路他建設工事設計業務委託（営繕課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

富士北麓公園屋内練習走路、フリーウエイトトレーニング室、夜間照明設備、外構工事の設計業務（基本設計と実施設計）である。

(2) 委託する理由

高度な専門的技術が必要なため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度	摘 要
契約方法	公募型指名競争入札	明許
委 託 先	(株) 三宅建築設計事務所	
入札結果決定日	平成 28 年 3 月 24 日	
契 約 日	平成 28 年 3 月 29 日	
契約期間	平成 28 年 3 月 30 日 ～平成 28 年 10 月 31 日	平成 28 年 10 月 31 日 変更契約（約 5 月延期） 平成 29 年 3 月 24 日
契約金額	27,545,000 円	増額 2,096,000 円
予定価格	35,372,000 円	
最低制限価格	27,476,688 円	予定価格の 77.68%
落札率 (%)	77.87%	

【入札状況】

(株) 三宅建築設計事務所	27,545,000 円	落札
A	28,133,000 円	
B	27,272,000 円	制限未満
C	27,278,000 円	制限未満
D	27,310,000 円	制限未満
E	27,346,100 円	制限未満
F	27,348,000 円	制限未満
G	27,366,000 円	制限未満

(注) 8 者入札、6 者が最低制限価格未満となっている。

2 検討

(1) 繰越明許費となる事業委託

東京オリンピック・パラリンピック大会事前合宿等の誘致に向け、ラグビー及び陸上の競技団体が定める施設基準に合致するために、年度内の契約及び着工が必要とされたことにより、繰越明許費とした。

(2) 公募型指名競争入札と最低制限価格制限

部内の取り決めとして、1,000万円以上の工事等設計業務委託については公募型指名競争入札とし、最低制限価格を採用している。

3 指摘及び意見

(指摘)

繰越明許費とした事業委託契約は、事業内容を十分検討して事業計画を立てる必要がある。

スポーツ健康課から、年度内において建築設計業務の契約・着工を要望され工事設計業務契約を締結したものであるが、業務内容の見直しにより履行期間延長と増額変更となった。原因は、主要構造を「鉄骨造」から「CLTを用いた木造」に変更し、フリーウエイトトレーニング室の計画面積を変更したことにある。スポーツ健康課からの依頼により入札を行い、平成28年3月29日に契約を行ったが、平成28年4月12日に構造設計の延期が申し出られている。その後正式に、スポーツ健康課から変更依頼（平成28年7月27日）があり、業務委託変更協議書（伺い）（平成28年10月25日）を経て契約変更を行った。

無駄のない予算の適正な執行のためにも、事業内容を十分検討して事業計画を立てる必要があった。

(意見)

公募型指名競争入札における最低制限価格制度採用についての検討を望む。

公募型指名競争入札試行要領において最低制限価格制度を採用することとなっていることから、当委託契約に際し採用したところ、入札参加業者のうち6者が最低制限未満となって除外されている。最低制限価格制度は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定によると、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときにはできる。」とされている。原則として一般競争入札における規定であり、公募型指名競争入札では、その試行要領からも業務の内容・業務実績等を考慮しているものと判断できるので、契約の内容により適切な契約の履行の確保がなされる場合においては、最低制限価格を設定しないことも検討することを望む。

(73) 峡東流域下水道峡東浄化センター環境対策施設管理業務委託

(流域下水道事務所)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

処理場、ポンプ場及び管渠の維持修繕・応急修理などの工事、処理場内の除草等の業務である。

(2) 委託する理由

業務量が多く、かつ、専門性・緊急性の高い業務を含むため、

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委 託 先	(有) 須田造園	(株) 芦沢組土木	(株) 日工建設
契約金額	2,620,000 円	2,590,000 円	2,370,000 円
予定価格	2,850,000 円	2,760,000 円	2,750,000 円
落 札 率	91.92%	93.84%	86.18%
入札参加者	5 者	5 者	5 者

(注) 平成 27 年度は、2,757,000 円に増額変更されている。

2 検討

(1) 委託費とした理由

当契約に係る予定価格算定の基礎となる「特記仕様書」には、個々の業務内容は記載されているものの、委託費とすべき理由は特に記されていない。

確認したところ、これらの業務は、現地の調査、施工方法の提案も含めて行われるもので、緊急を要する業務（近隣住民からの苦情対応等）もあることから、それぞれの案件について役務費としての契約を締結することは困難なものであり、業務項目及び実施箇所が多いなどの理由で一定の期間継続して行う必要があるため、委託契約を締結しているとのことである。

3 指摘及び意見

(意見)

委託契約に先立って作成される「特記仕様書」に、委託費とすべき理由を明記するよう望む。

当委託業務は、継続的な業務として委託契約を結んで行われるべきものであり、委託契約に先立って作成される「特記仕様書」には、委託費とすべき理由を明記するよう望む。

(74) 桂川流域下水道桂川2-1号幹線管きょ測量設計業務委託

(流域下水道事務所)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

山梨県上野原市新田地内外について、下水道施設の各種の調査・設計・検討を行うことを目的とした、「桂川流域下水道桂川2-1号幹線管きょ」の測量設計の業務である。

(2) 委託する理由

地形・地質・環境等の自然条件や地元・関係機関との協議等を考慮の上、安全性・経済性を追求し、最適な構造物を建設するためには、技術力のあるコンサルタントへ委託する必要があるため。

(3) 契約方法等 (税込)

年 度	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札
委 託 先	セントラルコンサルタント (株)
契約期間 (当初)	平成 27 年 5 月 28 日～平成 28 年 2 月 29 日
契約金額 (当初)	14,256,000 円
予 定 価 格	15,908,400 円
落 札 率 (%)	89.61%
入 札 参 加 者	6 者
支出命令書起案日	平成 28 年 3 月 24 日
完 了 年 月 日	平成 28 年 3 月 16 日
検 査 年 月 日	平成 28 年 3 月 18 日
支 払 日	最終 平成 28 年 4 月 1 日

(4) 契約変更について

当初の土木設計業務委託等委託契約書が平成 27 年 5 月 27 日付で締結され、平成 28 年 2 月 9 日付で履行期限を平成 28 年 3 月 25 日とする業務委託変更契約書が締結され、さらに平成 28 年 2 月 17 日付で業務委託料を 3,135,240 円（税込）増額する業務委託変更契約書が締結されている。

【契約の締結状況（税込）】

	当初契約	変更契約	変更契約
契約年月日	平成 27 年 5 月 27 日	平成 28 年 2 月 9 日	平成 28 年 2 月 17 日
契約金額	14,256,000 円	14,256,000 円	17,391,240 円 (3,135,240 円増)
完成年月日	平成 28 年 2 月 29 日	平成 28 年 3 月 25 日	平成 28 年 3 月 25 日

2 検討

変更契約が 2 回行われており、平成 28 年 2 月 9 日の 1 回目は履行期間を 25 日延長する内容で、平成 28 年 2 月 17 日の 2 回目は契約金額を 3,135,240 円増額する内容でそれぞれ契約を締結している。

3 指摘及び意見

(意見)

変更内容が確定すれば、金額と期間も一体的に確定すると考えられるため、県は 8 日間に 2 回の変更契約を行うことなく 1 回の変更契約で完結することが可能である。1 回の契約で締結すれば、印紙税の負担軽減にもつながる。

したがって、県は短期間での複数変更契約をすることなく、1 回の変更契約で完結することを望む。

(75) 富士北麓・峡東・釜無川流域下水道総合地震対策計画策定業務委託

(流域下水道事務所)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

平成 22 年度に策定した「下水道総合地震対策計画」の内容と平成 23 年度から平成 27 年度までにおける整備計画の進捗状況を把握したうえで、平成 28 年度から平成 32 年度までにおける次期「下水道総合地震対策計画」を策定するものである。

(2) 委託する理由

地震時の被害予測、施設毎の重要度・老朽度、及びこれまでの耐震化状況を踏まえて地震対策計画を策定するためには、下水道の地震対策分野において技術力のあるコンサルタントへ委託する必要があるため。

(3) 契約方法等

委託業務名称	富士北麓流域下水道	峡東流域下水道総合	釜無川流域下水道
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先	(株) 日水コン	(株) 日水コン	(株) 日水コン
履行期間	平成 27 年 7 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 15 日	平成 27 年 7 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 15 日	平成 27 年 7 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 15 日
契約金額	2,180,000 円	4,190,000 円	5,080,000 円
予定価格	2,570,000 円	4,290,000 円	5,190,000 円
落札率 (%)	84.82%	97.67%	97.88%
入札参加者数	5 者	5 者	5 者

【入札状況】

委託業務名称	富士北麓流域下水道	峡東流域下水道総合	釜無川流域下水道
(株) 日水コン (落札)	2,180,000 円	4,190,000 円	5,080,000 円
A	2,570,000 円	4,290,000 円	5,190,000 円
B	2,570,000 円	4,290,000 円	5,190,000 円
C	2,570,000 円	4,290,000 円	5,190,000 円
D	2,570,000 円	4,290,000 円	5,190,000 円

(注) 予定価格は事前公表されている。

2 検討

(1) 指名人選定理由と選定方法

「山梨県建設工事等入札合理化対策要綱」第 5 (等級別発注区分) 及び「山梨県建設工事等指名選定要領」第 3 条の指名基準に基づき、「山梨県建設工事入札参加有資格者名簿」に登載された者の中で、工種及び格付に該当する資格を有する業者から選定を行なっている。具体的な選定手段として、技術力に信頼のおける企業選定を行うために、コリンズ・テクリスを利用している。企業条件を設定した結果、18 者が該当したが、そのうち受注実績上位 3 者と受注機会の拡大のため 2 者を選定し、5 者を指名業者としている。

3 指摘又は意見

(意見)

指名競争入札において、更なる競争性を確保する努力を望む。

指名競争入札の結果を見ると、落札業者以外の4指名業者の入札価格が全て事前公表された予定価格をもって入札価格としている。落札者以外の指名参加業者の入札価格が全て予定価格で入札することは、業者が入札によって競争した結果、委託を受けようとするならば、不自然である。

県では、電子入札を行う委託業務（新公共事業総合管理システムで管理する業務）については、平成19年4月から全ての業務で予定価格の事前公表を実施している。指名競争入札において、選定された業者が予定価格を入札価格とする理由としては、落札する意思よりも指名されたことに対する義務感によるものと思われる。予定価格の事前公表は、メリット・デメリットも指摘されているところである。

指名競争入札では、発注者側で選定した業者しか参加できないことから、公募型指名競争入札を含め、指名業者の選定方法、指名業者の数についても検討を行い、指名競争入札の競争性の確保の更なる努力が望まれる。

(76) 釜無川流域下水道釜無川浄化センター水処理施設建設建設残土運搬業務委託

(流域下水道事務所)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

計画当初は、釜無川流域下水道釜無川浄化センター水処理施設（南巨摩郡富士川町長澤地内1工区）で発生して仮置していた建設残土2,650 m³を峡東浄化センター（甲府市白井町地内）内の残土置場に運搬する（運搬距離15.5km）という建設残土（＝建設副産物）の運搬業務委託であった（契約締結日：平成27年9月24日）。その後、平成27年11月24日時点でコンクリート殻（＝建設廃棄物）を搬出する指示が受託者になされたことにより、建設残土の搬出、コンクリート殻の収集運搬が平成27年11月27日以降に実施され、コンクリート殻は収集運搬後に中間処理場へ全量搬入して処理されている。

(2) 委託する理由

建設残土を運搬するに当たり、専門の業者に委託する必要があるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度		
契約方法	指名競争入札		
入札参加者	6 者		
委 託 先	(有) 手塚建材興業		
契約期間	平成 27 年 9 月 25 日～平成 28 年 3 月 15 日		
契約金額	残土運搬	2,650 m ³	8,800,000 円
	建設廃棄物収集運搬	47.8 m ³	224,000 円

(注 1) 建設廃棄物処理委託契約：コンクリート殻の処理委託契約書

収集運搬会社：(有) 手塚建材興業 許可番号 01901052633 号

中間処理会社： A 社 許可番号 XXXXXXXXXXXX 号

(注 2) 本委託業務は、「山梨県建設工事等入札合理化対策要綱」第 5 (等級別発注区分) 及び「山梨県建設工事等指名選定要領」第 3 条の指名基準に基づき、「山梨県建設工事入札参加有資格者名簿」に記載された者の中から選定する必要がある。実績等を考慮して指名を 6 者に絞り込んだ。

(注 3) 建設廃棄物収集運搬について、県の組織内決裁において契約金額の変更(増額処理)で対応している。委託の相手先については、委託業務に必要な許可を適切な形で保持している。平成 28 年 2 月 5 日付の「検査調書」において工期内に完了したことが確認できた。

2 検討

(1) 適切な契約管理の必要性

「土木施設等管理業務委託契約書」を建設残土の運搬業務委託契約書として(有)手塚建材興業を相手先で平成 27 年 9 月 24 日に締結している。その後、平成 27 年 11 月 24 日時点でコンクリート殻を廃棄物として搬出する指示が受託者になされ、平成 27 年 11 月 27 日以降にコンクリート殻は収集運搬されて中間処理場へ全量搬入して処理されている。その際には、「建設廃棄物処理委託契約書」をコンクリート殻の処理委託契約書として収集運搬会社(有)手塚建材興業が中間処理会社 A 社を相手先で平成 27 年 11 月 30 日に締結している。ここでコンクリート殻の処理実績と「建設廃棄物処理委託契約書」に記載されている日付にズレが生じている。コンクリート殻の処理実績としては、建設用廃棄物マニフェスト(産業廃棄物管理票)に基づき A 社が作成した「マニフェスト小計表」で、平成 27 年 11 月 27 日以降にコンクリート殻が中間処理場へ全量搬入されて処理されていることが

次の表のように確認できた。しかし、コンクリート殻の「建設廃棄物処理委託契約書」は平成 27 年 11 月 30 日の日付で締結されていた。

【A社作成の「マニフェスト小計表」によるコンクリート殻の処理実績と契約日】

平成 27 年 11 月 27 日	38.83t (約 16.5234 m ³ : 比重 2.35 で換算)
平成 27 年 11 月 28 日	68.84t (約 29.2936 m ³ : 比重 2.35 で換算)
平成 27 年 11 月 30 日	コンクリート殻の処理を委託契約した締結日
平成 27 年 12 月 17 日	4.74t (約 2.0170 m ³ : 比重 2.35 で換算)
合計	112.41t (約 47.8 m ³ : 比重 2.35 で換算)

3 指摘及び意見

(意見)

残土 (=建設副産物) の利用促進と適正な運搬業務に必要な契約管理を望む。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」では、建設副産物である建設残土の有効利用を謳っている。また、運搬段階における地域環境への影響を低減するために「山梨県土砂運搬適正化指導要綱」(最終施行平成 27 年 4 月)が定められ、関連事務取扱要領や基本的基準も整備され、残土等のリサイクルを促進するために「建設副産物処理基準 再生資材利用基準」(平成 27 年 11 月一部改定)も整備されている。

本委託業務では、上記に従い受託者は産業廃棄物の処理状況を、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)により報告し、発注者は産業廃棄物が適正に処理されたことを確認していた。

しかしながら、コンクリート殻の処理実態と「建設廃棄物処理委託契約書」の記載内容にはズレが生じていた。「建設業廃棄物処理委託契約書」の契約管理は受託者(=収集運搬会社)と処理会社双方の責任において行われるものであるが、発注者がこうした矛盾点に気付いた場合は、受託者に対して指導するなど、山梨県の組織内決裁においても留意すべきである。

また、本委託業務では適正に処理されていたが、廃棄物との混載などの汚染が疑われる状態をできるだけ排除するために、適切な業務運用と契約管理の両方を確実に実施し、比較的小規模な案件でも環境汚染が起こらない万全な体制を望む。

(77) 釜無川流域下水道釜無川浄化センター汚泥処理基本計画業務委託
(流域下水道事務所)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

釜無川流域下水道釜無川浄化センター汚泥処理基本計画策定業務である。

(2) 委託する理由

釜無川浄化センターにおいて、下水汚泥量・処理処分状況を把握した上で、将来の汚泥発生量を予測し、汚泥処理計画を策定するためには、下水道の汚泥処理分野において技術力のあるコンサルタントへ委託する必要があるため。

(3) 契約方法等 (税込)

年 度	平成 27 年度
契 約 方 法	指名競争入札
委 託 先	(株) N J S
契 約 期 間	平成 27 年 10 月 8 日～平成 28 年 3 月 15 日
契 約 金 額	5,724,000 円
予 定 価 格	6,480,000 円
落 札 率 (%)	88.33%
入札参加者又は見積提出者数	5 者
完 了 年 月 日	最終 3 月 10 日
予 定 価 格 の 公 表	事前公表
支 払 日	平成 28 年 4 月 15 日

(4) 指名競争入札

No	入札業者名	第 1 回入札	判定
1	(株) N J S	5,300,000 円	落 札
2	A	6,000,000 円	
3	B	6,000,000 円	
4	C	6,000,000 円	
5	D	6,000,000 円	

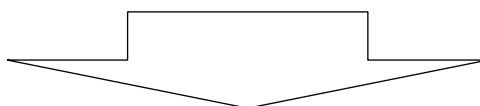
(5) 見積業者

No	見積業者	判定
1	(株) N J S	落札
2	A	
4	C	

(6) 支出区分について

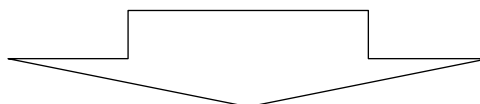
① 当初 (税込)

番号	事業名	年度	現年・繰越	設計額	請負額 (支払額)	支払済み額	備考
1	釜無川流域下水道建設費	H27	現年	4,095,280 円	3,339,280 円		社会資本 (低率)
2	釜無川流域下水道建設費	H27	繰越	2,384,720 円	2,384,720 円		社会資本 (低率)
	合計			6,480,000 円	5,724,000 円		



② 変更 (税込)

番号	事業名	年度	現年・繰越	設計額	請負額 (支払額)	支払済み額	備考
1	釜無川流域下水道建設費	H27	現年	6,480,000 円	5,724,000 円		社会資本 (低率)
	合計			6,480,000 円	5,724,000 円		



③ 最終 (税込)

番号	事業名	年度	現年・繰越	設計額	請負額 (支払額)	支払済み額	備考
1	釜無川流域下水道建設費	H27	現年	3,772,360 円	3,772,360 円		社会資本 (低率)
2	釜無川流域下水道建設費	H27	繰越	2,707,640 円	1,951,640 円		社会資本 (低率)
	合計			6,480,000 円	5,724,000 円		

2 検討

当初は、前年の繰越明許額 2,384,720 円と現年予算額 3,339,280 円を合わせた、5,724,000 円で契約している。(①参照)

その後、一時的に予算内訳を全て現年予算額に変更している。(②参照)

そして最終的に、予算内訳を前年の繰越明許額 1,951,640 円と現年予算額 3,772,360 円に変更している。なお、委託内容及び請負金額の変更はなかった。(③参照)

繰越明許額が変わる理由を県に確認したところ、繰越明許額は「社会資本整備総合交付金事業」の枠で繰越し、同一事業内での複数業務の進捗割合等を勘案して繰越明許の金額を割り当てているとのことであった。

3 指摘及び意見

(意見)

繰越明許した金額は業務ごとに処理することが望ましく、県は、現年予算と繰越明許した金額を大きく変えることなく処理することを望む。

釜無川流域下水道釜無川浄化センター汚泥処理基本計画業務委託の予算内訳を変更している行為においては、県は、現年予算と繰越明許した金額を大きく変えることなく処理することが望まれる。

(78) 桂川流域下水道桂川 2 号幹線管きょ詳細設計業務委託 (流域下水道事務所)

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

桂川流域下水道桂川 2 号幹線の N o 97 排泥弁室における仕切弁及び幹線内の空気弁取替工事等を行うための調査・設計・検討を行う。

(2) 委託する理由

仕切弁・空気弁については、劣化により汚水漏れが懸念されており、早急に取替工事を施工する必要があるとともに、当該工事の円滑な着工をするためには、早急にコンサルタントに調査・設計・検討を委託する必要がある。

(3) 契約方法等

年 度	平成 27 年度
契約方法	指名競争入札
委 託 先	セントラルコンサルタント (株)
契約金額	8,500,000 円
予定価格	9,380,000 円
落 札 率	90.61%
入札参加者	6 者

(4) 予定価格の積算

設計書を基に、測量業務費及び設計業務費その他の原価を積算して業務原価を算定し、これに一般管理費等を加算し予定価格としている。

2 検討

繰越明許の経緯

当該業務委託に係る仕切弁・空気弁の取替工事（平成 29 年度施工予定）については、その円滑な施工のため、当該流域下水道に接続する公共下水道の管理者と綿密な計画協議を行う必要があった。しかし、当該工事施工個所の上流部に流入する公共下水道の協議に遅れが生じたため、当該設計業務の発注が平成 27 年度末にずれ込んだ。

このため設計業務の年度内完成は不可能となり、繰越明許の承認を得て、3 月に指名競争入札を行った。

3 指摘及び意見

(意見)

関係市町村との協議を計画的かつ円滑に進むよう工夫し、予算の年度内執行に努めることを望む。

当該業務委託は、平成 29 年度に施工予定の仕切弁・空気弁等の更新工事のための調査・設計業務である。

当該流域下水道の上流部に流入する公共下水道の協議に遅れが生じたが、早急に更新工事を行う必要があり、平成 27 年度予算を繰越明許とし、3 月に指名競争入札を行っている。

しかし、地方公共団体の予算執行は単年度執行が原則であり、繰越については必要最低限であるべきことを鑑みると、関係市町村との協議を計画的かつ円滑に進むよう工夫し、予算の年度内執行に努めることを望む。

(79) 幼児教育テレビ番組放映業務委託（社会教育課）

1 委託契約の概要

(1) 委託の内容

幼児教育テレビ番組の制作及び放映する業務。

(2) 委託する理由

本事業は、テレビを媒体として県民に子育てに関する情報等を提供する番組を制作し放映するものであり、番組の制作及び放映に必要な機材が整備され、テレビ放送の許可を有しているのは放送事業者に委託する必要があるため。

(3) 契約方法等

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委 託 先	(株) 山梨放送	(株) 山梨放送	(株) 山梨放送
契約期間	平成 25 年 6 月 3 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 6 月 16 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 5 月 29 日 ～平成 28 年 3 月 31 日
契約金額	8,350,020 円	8,589,000 円	8,589,000 円
見積書提出者	1 者	2 者	1 者

(注) 平成 26 年度から仕様書及び委託料の上限を提示し、2 年毎にプロポーザル方式により委託先を決定しており、その翌年度である平成 27 年度は視聴者に対する継続性・安定性を確保するため、単独随意契約により前年度選定業者に業務を委託した。

2 検討

(1) 契約金額

平成 27 年 5 月 29 日付で (株) 山梨放送から見積書が提出され、県はこの見積書を審査した結果、見積額と同額で委託契約を締結した。

【見積書】

経 費	18,372,000 円
値 引	10,419,222 円
小 計	7,952,778 円

消費税	636,222 円
合 計	8,589,000 円

値引額は、経費の 56.7%に相当するが、見積書には値引の具体的項目や理由の記載がない。

(2) 放送実施時間の確認方法

平成 27 年度「幼児教育テレビ番組放送事業」実施要領では、「放送時間はブレイクタイムを含め 15 分以上とする。」とされており、この放送時間の確認のために、(株)山梨放送から関連会社である A 社あてに「フルタイム放送確認書」が提出されている。

3 指摘及び意見

(意見 1) 見積書等に値引項目とその理由を適切に記載し、契約することを望む。

(意見 2) 事業完了検査等の書類に放送時間を記載することを望む。

(80) 労働者派遣事業にあたる疑いがある委託業務

1 労働者派遣事業に該当する疑いがある業務

- ① (10) 県庁舎及び構内維持補修業務委託 (財産管理課)
- ② (19) 常駐 S E (情報システムの構築支援等) 業務委託 (情報政策課)
- ③ (25) 常駐 S E (財務会計システム) 業務委託 (情報政策課)

2 検討 (【第 4 章 3 請負 (委託) と労働者派遣について】を参照)

(1) 37 号告示第 2 条 1 号該当性

	1 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること			
	イ 業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うこと	ロ 労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うこと	ハ 企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うこと	
			(1) 労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと	(2) 労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと
①	受託者又はその管	県職員の勤務時間、休		下請の禁止 (契

	理技術者は業務に関する甲の指示に従わなければならない（契約書5条）	日及び休暇に関する条例に準ずる（仕様書3）		約書2条） 常駐のSE1名を配置（仕様書4）
②		県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に準ずるが、業務遂行上県が必要と認めた場合は県が指示・管理する（仕様書3）		下請の禁止（契約書8条） 常駐のSE1名を配置（仕様書3）
③	補修業務の遂行は基本的に県の指示に従ってなす（仕様書5）	県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に準ずる（仕様書3）	従事者は県民全体の奉仕者である県職員に準ずる自覚をもつ（仕様書2）	従事者の増員は県が要請する（仕様書9） 下請の禁止（仕様書5）

(2) 37号告示第2条2号該当性

	2 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること			
	イ 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達・支弁	ロ 業務の処理について事業主としてのすべての責任を負う	ハ 次のいずれかに該当するものであって単に肉体的な労働力を提供するものでないこと (1) 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備・器材又は材料・資材により、業務を処理すること	(2) 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること
①		受託者が責任を負う（契約書12条等）	受託者が用意（仕様書4）	情報システムの構築についての実務経験に基づき業務を行う（仕様書4）
②		受託者が責任を負う（契約書14条等）		
②			補修に必要とされる材料及び道具類は県が支給（仕様書5）	高度な専門知識や特殊技術を必要とする設備の保守点検を含まない（仕様書4）

(3) 各業務についての検討

①財産管理課 山梨県庁舎及び構内維持補修業務

ア 業務の遂行に関する指示

補修業務の遂行は基本的に県の指示に従ってなすものとされており、県から従事者に対する直接の指示が原則とされている。

イ 労働時間等に関する指示

県の職員に準ずる形であらかじめ定められており、受託者が自ら指示・管理しているとは思われない。

ウ 労働者の服務上の規律

従事者は県職員に準じるものとして扱われており、県の指示・管理下にあることが窺われる。

エ 労働者の配置等の決定及び変更

増員が県の指示によること、下請（再委託）が禁止されていることから、従事者の配置について受託者が自ら行うことはできない。

オ 機械、設備・器材又は材料・資材の調達

主たる業務である補修に必要とされる材料及び道具類は県が支給することとなっており、受託者自ら行っていない。

カ 専門的な技術若しくは経験に基づく業務処理

高度な専門知識や特殊技術を必要とする業務が除外されており、単純な労働に近い業務であることが窺われる。

キ 小括

形式的には請負の形式をとっているが、実質的には県の直接の指示によって行うものであり、業務の独立性もない。よって、労働者派遣事業に該当する疑い、すなわち法ないし 37 号告示に抵触する疑いがある。

②情報政策課 常駐 S E（情報システムの構築支援等）業務委託

ア 業務の遂行に関する指示

受託者において管理技術者を定めたうえで、この管理技術者が県からの指示・連絡を受け、常駐の S E に指示をするものとされており、県から従事者に対する直接の指示はしない建て付けである。しかし、積算をみると、1 月当たり 1 人分のみ、すなわち常駐 S E 1 名分のみしか計上されていない（予定価格調書）。このことから、管理技術者が実質的に稼働することは想定されておらず、形式的に置かれているにすぎない。

いことが窺われる。

イ 労働時間等に関する指示

県の職員に準ずる形であらかじめ定められており、受託者が自ら指示・管理しているとは思われない。

ウ 労働者の配置等の決定及び変更

常駐のS Eを1名配置することがあらかじめ定められていること、下請（再委託）が原則として禁止されていることから、従事者の配置について受託者が自ら行うことはできない。

エ 小括

形式的には「技術S E業務委託」と題されて請負の形式をとっており、受託者は情報システムに関する構築等支援業務を行うものとされているが、契約書及び仕様書全体を俯瞰すれば、実質的には常駐のS Eを1名配置することに尽きるものである。管理技術者を置くこととされているが、常駐のS Eが県の直接の指示を受けることにならないように形式上配置されているにすぎない。よって、労働者派遣事業に該当する疑い、すなわち法ないし37号告示に抵触する疑いがある。

③情報政策課 常駐S E（財務会計システム）業務委託

②について述べたところとほぼ同様であり、労働者派遣事業に該当する疑い、すなわち法ないし37号告示に抵触する疑いがある。

4 指摘及び意見

（意見）

労働者派遣事業に該当する可能性のある委託契約があるので、監督官庁の助言を仰ぎ、必要に応じてあるべき契約方法に変更することを望む。

労働者派遣事業に該当するか否かは、契約書・仕様書等の形式にかかわらず、事業ごとに個別具体的に判断される。県の業務として行う以上、法ないし37号告示に抵触する疑いは確実に払拭しておくことが必須である。

【参考資料】

地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書(平成19年1月)の「Ⅰ 民間委託等に関する基本的な考え方」を参考とした。

1 民間委託等推進の理念

少子高齢化の進展や厳しい財政状況の下で、地方公共団体が中心となって、住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が進められている。このような中、地域においてNPOや住民団体、民間企業等の多様な主体が公共サービスの提供を担っていく必要があり、民間委託等の推進は、このための重要な手法として位置付けられる。

また、民間委託等の推進は、地方公共団体が公共部門の生産性向上を実現するとともに、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政を実現する手法としても有用である。

さらに、民間委託等は、民間の能力やノウハウを積極的に活用するとともに、公共サービスの分野に競争環境を導入することによって、より効率的、効果的に公共サービスを提供することや、効率化及び公共サービスの質向上に向けた公務員の意識啓発にもつながりうるものである。

以上のように、民間委託等の推進は、地方公共団体の今後のあるべき行政のために必要かつ有益であるが、その推進や具体的実施(契約等)にあたっては、行政目的の達成や行政サービスの公益性の確保の観点から諸種の考慮すべき事項があることにも留意する必要がある。それら考慮事項は、以下順次述べていくこととするが、まず、地方公共団体が公共サービスの提供について民間委託等を行う場合、地方公共団体は、行政目的も踏まえ、委託先等との適切なパートナーシップの関係の下で公共サービスの質の向上及び効率化という目標を達成していくという側面があることに留意が必要である。なお、この場合も行政目的を遂行するため特別な取り扱いが必要となる事項については、あらかじめ契約等において合意しておくなどが必要である。

2 民間委託等の効果が発揮される環境の整備

地方公共団体において、民間委託等の推進により上記の理念を達成するためには、各団体において、民間委託等の対象となる業務を適切に選定するとともに、民間委託等の効果が十分に発揮されるような環境を整える必要があると考えられる。

このため、地方公共団体が民間委託等を検討し、実施するにあたり、その前提として考慮すべき事項について整理を行った。

(1) 業務改革を前提とした民間委託等の必要性

地方公共団体が自ら行っていた業務を民間委託等する場合、既存業務の見直しを行わないまま従来の業務執行方法を前提として民間委託等を行うと、業務の標準化が図られていないことなどにより、処理手続きが複雑化したり、民間のノウハウが十分に発揮されなく

なるなど、効率化・サービスの質向上といった効果が発揮されないことがある。

特に、業務の標準化が不十分な場合、民間事業者は個々の地方公共団体に対してオーダーメイド型の業務を提供せざるを得ず、ノウハウの蓄積による効率化や規模の経済性の発揮などが困難となり、業務受託に対する民間事業者の意欲が低下することになる。

民間委託等は業務効率化のひとつの契機でもあることから、部門横断的に既存業務の標準化やコスト分析などを行い、業務執行方法を積極的に見直していく必要がある。その際、BPRやABC分析の手法などを用いて組織、人員や様々な業務処理プロセスのスリム化に取り組むことや、権限移譲、目標管理により継続的に効率化できる仕組みを構築することなどが必要である。ただし、BPRやABC分析などの手法の活用については、その手法の活用自体に一定の時間と費用の負担を要することから、業務の目的や内容、特性、規模なども考慮して判断する必要がある。

また、引き続き行政が行うこととした業務についても、民間委託等により効率化された状況を参考として、組織、人員や様々な業務処理プロセスのスリム化などの改革に継続的に取り組むことが必要である。

(2) 業務の包括化・共通化

民間委託等にあたっては、複数の業務・施設を包括することによって、より大きな効果を期待することのできる魅力的な事業とすることができる。

例えば、業務を断片的な形で委託しても民間事業者による創意工夫の余地が少ないため、連続する複数の業務についてまとまりを持った形で委託することが考えられる。また、規模の小さい業務は民間事業者にとって魅力が小さいため、類似の業務や施設を包括して、民間事業者の参入意欲を引き出すことも考えられる。さらに、現在いくつかの地方公共団体において取り組みが進められているコールセンターやバックオフィス業務の統合のように、部門共通の業務を集約して民間委託を行う方法も考えられる。

この場合、共通化の前提として、業務の見直しを行うことが必要となるが、一度に全体の共通化を推し進めるのではなく、段階的に共通化を図ることで適用範囲を広げていくことも、有効かつ現実的と考えられる。

しかし一方で、業務や施設を包括化したことにより事業規模が大きくなり過ぎたり、事業リスクが複雑化・広範囲化することによって、公共サービス提供の担い手が限定され、競争が阻害されてしまうことも考えられる。そのため、包括化することによるプラスの側面と競争性の低下によるマイナスの側面について、両者のバランスを勘案することが必要である。

業務や施設の包括化にあたっては、競争が阻害されないよう、事前に複数の民間事業者に対して事業の適正規模や事業リスク、業務の組み合わせなどについてマーケティング調査を実施することが有効である。

(3) 民間委託等における競争環境の維持

民間委託等の推進により効率的な行政を実現するためには、公共サービスの提供に競争

環境を確保することが必要であり、公共サービス提供の担い手となる民間事業者が定期的に入れ替わる機会が担保されていることが重要である。

しかし、特定の民間事業者しか活用できないシステムの開発が業務内容に含まれている場合や、特殊なノウハウが特定の民間事業者に蓄積される業務などの場合には、委託業務の内容が当該民間事業者にしか理解できないものとなってしまう（業務内容のブラックボックス化）、契約終了時において、新規の民間事業者が当該業務の入札に参加できない「独占的状況」が発生してしまう懸念がある。

業務のブラックボックス化を防止するためには、委託業務に対する行政のマネジメントが重要となる。例えば、業務実施手順や手法、運営上の留意点など公共サービスの質の維持に欠かせない定型的事項についてはマニュアル化し、契約期間終了にあたり業務の引継ぎを義務化しておくことなどを、あらかじめ契約等において合意しておくことが必要である。また、IT分野など専門的知識が必要な業務を委託する場合には、専門の第三者をアドバイザーとして活用することなども考えられる。

これ以外にも、地方公共団体が、民間委託等した業務についての知識・ノウハウを失ってしまうことにより適切に監督し得ない状態が生じないよう、民間委託等を実施した後も、職員が当該業務に関する管理監督能力を保持するよう研修等に努める必要がある。

また、競争環境を維持するためには、競争に参入する民間事業者にとって魅力のある環境を創出することが必要であり、民間事業者にマーケティング調査を行い、民間事業者の意見を仕様や募集要件に反映させることも、有効であると考えられる。

(4) 民間委託等による効果の事前測定

民間委託等は、それによって効率的・効果的に公共サービスの提供が可能になると考えられる場合に積極的に活用すべき手法である。その際、民間委託等を実施すべき業務の選定にあたっては、事前に適切な官民コスト比較を行うことが有用である。

行政側のコスト算定にあたっては、イニシャル・コストからランニング・コストまでを含めたライフサイクル・コストの視点から算定を行うことが必要である。官民コスト比較を精緻化するためには時間と費用がかかることから、対象とする業務の規模等に応じコスト比較を精緻化することによる費用対効果なども勘案する必要がある。

3 公共サービスの民間委託の範囲について

地方公共団体が提供している公共サービスには、民間が効率的・効果的に実施できる場合に民間委託を推進することが法令上可能な業務と、行政自らが執行することとなっている業務（法令上民間委託が不可能な業務）が存在する。また、法令上は民間委託が不可能とはいえない業務であっても、業務の性質などから民間委託に適さないと考えられる業務も存在する。

しかしながら、これらの業務の境界については必ずしも明確な整理がなされていない状況にあり、地方公共団体においては、具体的にどのような業務について民間委託を活用することが適当なのかといった点について、少なからず戸惑いがあるように思われる。

そこで本研究会では、今後、地方公共団体において民間委託を推進するにあたり、民間委託に適する公共サービスの範囲を判断するうえで留意すべき視点等について整理を試みた。

(1) 法令の規定について

公共サービスには、上述のとおり法令により、公務員が実施すべきとされている業務がある。これは、当該業務が公益に与える影響やその公平性等に鑑み、公務員の全体の奉仕者としての位置付けや守秘義務等の服務規律、贈収賄罪・公務執行妨害罪の適用などから、公務員としての身分を持つ者がこれを行うべきとされているものと考えられる。

しかしながら、公共サービス改革法のように、従来は行政が自ら実施すべきものと考えられてきた業務について、委託先の従事者に関する守秘義務やみなし公務員の規定を置いたうえで、一定の手続きを経た場合については、民間事業者が当該業務を実施することができることとする立法例もあり、民間委託を行うことができる範囲については、今後も様々な議論が展開される可能性がある。

ただし、地方公共団体が法令に違反して事務処理を行うことができない以上、法令に照らし、行政が自ら実行すべきものとされている業務について、民間委託はできないということには留意が必要である。

(2) 相当程度の裁量を行使することが必要な業務

一般的に、「定型的・機械的」業務については、民間委託に適しているとされる一方、「裁量的・判断的」要素を相当程度含む業務については、法令上民間委託が可能であっても必ずしも民間委託に適さないものと考えられる。なお、その場合でも、委託先が行う「裁量」や「判断」の範囲・基準を事前に明確かつ客観的な内容として契約で定めるなどの工夫をして、民間委託の対象とすることは考えられる。

(3) 地方公共団体の行う統治作用に深く関わる業務

ア 公の意思の形成に深く関わる業務

住民の権利義務について定めたり、又は地方公共団体の重要な施策に関する決定を行うなど、住民の生活に直接間接に重大な関わりを有するような公の意思の形成に深く関わる業務は、民間委託に適さない場合がありうるものと考えられる。公の意思の形成に深く関わる業務については、その執行が特定の利益を擁護するものであってはならず、全体の奉仕者として憲法上位置付けられ、守秘義務や政治的行為の制限、営利企業等の従事制限など様々な身分上の制約が課されている公務員が行うことを要する行為があるものと考えられる。

例えば、条例や予算の議会への議案提出及び議会による審議・議決、補助金交付先の決定、地方公共団体の財産の取得・使用・処分に対する最終的な権利行使などは、議会による民主的コントロールのもとで、様々な身分上の制約が課せられている公務員が判断し、当該行為を行うことが要請されていると考えられる。

このように、公の意思の形成への関与の度合いは、民間委託の適否を判断するうえで留

意すべき点であると考えられる。

イ 住民の権利義務に深く関わる業務

住民の権利を具体的に制限したり、住民に義務を課したり、住民の身体や財産への直接的な実力行使（相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売等の強制処分、即時強制など）を行ったりするなどといった住民の権利義務に深く関わる業務は、公による権力的な性格が強い業務として、従来は民間委託ができないとされてきた。しかし、近年、これら業務の一部について民間委託が行われている。例えば、行刑施設の管理運営業務については、当該業務を「権限行為」、「準備行為」、「事実行為」、「サービス業務」に区分し、「準備行為」及び「事実行為」について構造改革特別区域法に基づき民間委託を行っている。

このように、業務全体で見れば住民の権利義務に深く関わる業務であることから法令上民間委託が不可能とされていた業務であっても、その中心となる「権限行為」の前後に位置する「準備行為」や「事実行為」のように住民の権利義務への関与が相対的に低く民間委託に適していると考えられる業務を切り分け、守秘義務やみなし公務員規定などの必要な措置を講じることで法令上民間委託が可能とされる例もある。

なお、このような場合にあっても、民間委託が可能となる業務については、法令上の観点も含め慎重な検討が行われたものであることに留意する必要がある。

ウ 利害対立が激しく、公平な審査・判断が必要とされる業務

法令に基づいて、国や地方公共団体が政策として労使関係を安定させる目的で行うこととしている労働関係の調査や審査、土地収用等に係る審理や裁決などのように、利害関係が激しく公平な審査・判断が必要とされる行為には、民間委託に適さないものと考えられる。

これらの業務に付随して行われる情報の収集、調査、事前準備などといった補助的業務については、民間委託を行いうるものが存在する可能性はあるが、補助的業務が公平・中立なものとなっているかをいかに確保するのかといった課題などがあるものと考えられる。

4 請負・準委任契約と労働者派遣契約との相違について

地方公共団体においては、近年、労働者派遣契約を積極的に活用しようとする例が見られる。労働者派遣は、請負契約とするほどの業務のまとまりがない場合や、定型業務ではあるが当該業務に関するノウハウを持つ民間委託先がない場合などにおいて、業務が一つのまとまりとなったり、ノウハウを有する民間委託先が見つかるまでの間、活用されているものと考えられる。

しかし、労働者派遣契約と、民間委託の契約形式である請負や準委任契約は、法的な性質を異にするものであり、制度の趣旨や法令上の留意点を十分に理解したうえで、地方公共団体の関与（指揮命令等）の必要性の程度や、危険負担、経費負担、民間ノウハウの発揮の余地などにつき、対象となる業務の特性に応じて適切な選択を行う必要がある。

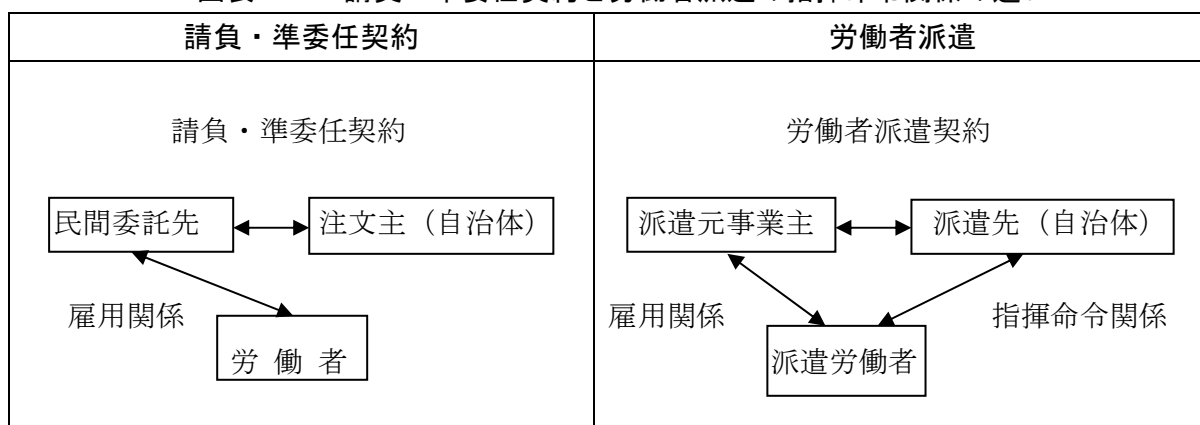
以下では、労働者派遣契約と請負・準委任契約の相違点と、労働者派遣契約を活用する場合の留意点について整理を行った。

(1) 請負・準委任契約と労働者派遣の違い

請負・準委任契約と労働者派遣契約は、注文主（派遣先）となる地方公共団体の指揮命令権や危険負担、経費負担、民間ノウハウの発揮などに違いがある。

指揮命令関係については、請負・準委任契約が、ある業務の執行・完成を約することを契約し当該業務に従事する労働者を注文主の指揮命令下におくことはないのに対し、労働者派遣は派遣先が派遣労働者を直接指揮命令し労働に従事させるものであるという違いがある。そのため、請負・準委任契約においては、委託先職員を行政職員の指揮命令下に置くことはできない（公務員が委託先職員に対して指揮命令している場合、契約形態にかかわらず労働者派遣事業となる）など、労働者派遣法等の制約があることに留意する必要がある（図表1）。

図表1 請負・準委任契約と労働者派遣の指揮命令関係の違い



また、請負・準委任契約は、業務執行や業務の完成に至るまでのさまざまな危険を、業務を受託して実施する事業者（以下「請負業者」という。）が負担するものであり、業務執行に係る経費については、請負業者が負担するものに対し、労働者派遣は業務執行や業務の完成に至るまでのさまざまな危険負担を派遣先が負担するものであり、業務執行に係る経費も派遣先が負担することになる。

さらに、地方公共団体が民間委託等を行う目的のひとつとなっている民間ノウハウの発揮という観点から捉えれば、請負・準委任契約、労働者派遣のいずれにおいても、地方公共団体がもっていない民間のノウハウを活用することが可能であるが、労働者派遣は、派遣先である地方公共団体が指揮命令を行うことから、業務の執行方法などについて地方公共団体の意向を反映させやすいという側面を有すると同時に、地方公共団体が業務執行等に対して十分な知識を有していることが必要である。一方、請負・準委任契約においては、業務執行に対して労働者派遣で行う場合ほどの知識を有することは必要としないものの、求める成果の仕様を請負・準委任契約において詳細・明確に示すことができなければ、労働者派遣と異なり指揮命令ができないことから、十分な成果を得られないことがあることに留意する必要がある。

なお、請負・準委任契約と労働者派遣の違いについては、厚生労働省より「労働者派遣

事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和 61 年 4 月 17 日労働省告示第 37 号) が示されているので、詳細については、具体的な事例ごとに、この基準に照らして検討する必要がある。

(2) 労働者派遣契約を活用する際の留意点

労働者派遣契約については、請負・準委任契約とするほどの業務のまとまりがない場合や、派遣労働者が公務員の指揮命令のもとで業務に従事する必要がある場合等に活用されている。

ただし、労働者派遣契約を活用する場合、次の点に留意する必要がある。

- ① 業務の種類等に応じ、派遣受入可能期間の制限がある。
- ② 一定の場合には派遣先は雇用契約の申し込み義務が生じる。
- ③ 派遣労働者を直接指揮命令する者は、労働者派遣契約の内容に違反することとなる業務上の指示を行ってはならない(労働者派遣契約外の業務をさせてはならない。)
- ④ 派遣先責任者の選任、派遣先管理台帳の作成等、労働者派遣法第 3 章第 3 節の派遣先の講ずべき措置の義務を果たすこと。

特に、上記①、②については、派遣労働者を受け入れる業務によって制限及び義務に違いがあることに留意して、これを活用することが必要である。業務による違いについては、それぞれ、以下のア及びイのようになっている。

ア いわゆる「26 業務」以外の業務における派遣受入可能期間と雇用契約申し込み義務

いわゆる「26 業務」以外の業務における派遣受入可能期間は、最長 3 年とされている。ただし、1 年を超え 3 年以内の派遣受入期間を定める場合には、派遣先において労働者の過半数代表の意見聴取が必要とされており、当該意見聴取を得ていない場合は最長 1 年が派遣受入可能期間となる。

地方公共団体が、派遣受入可能期間の制限(最長 3 年)となる日以降も派遣労働者を使用しようとする場合には、地方公共団体は当該制限となる日の前日までに派遣労働者に対して雇用契約の申し込みをしなければならない点になっていることに留意が必要である。この場合、途中、3 か月を超える期間において労働者派遣契約を締結していない期間が存在する場合を除き、派遣元事業主や派遣労働者が変更されても期間を通算して雇用契約申し込み義務が生じることとなる。つまり、当該雇用契約申し込み義務は、派遣労働者個人の派遣期間に着目した概念ではなく、地方公共団体が派遣労働者を受け入れている期間に着目した概念であり、途中で派遣元事業主や派遣労働者を変更しても(同一の派遣労働者でなくても)派遣受入可能期間の算定は通算してなされる点に留意が必要である。

ここで、地方公共団体において常勤職員を採用する場合には、競争試験や選考を経る必要があるため、派遣受入可能期間経過後に、いわゆる臨時・非常勤職員として採用の申し込みをすることしかできないが、この場合でも、業務の終了が予定されている等の事情のない限り、臨時的任用はされにくいことに留意が必要であるとともに、地方公務

員については、職と身分は一体であることから、新たに当該臨時・非常勤職員として採用するには新たにその職を創設することが必要になる。

雇用契約申込義務の対象となる業務（職）が常勤職員をあてる必要があるものである場合には、雇用契約申込義務が生じない期間に限って派遣労働者を受け入れるのでなければ、労働者派遣契約を活用すべきではないと考えられる。

なお、同一の業務に1年以上継続して労働者派遣の役務の提供を受けた場合であって、かつ、当該同一の業務に派遣実施期間継続して従事した派遣労働者がいる場合に、同一の業務について、労働者を雇い入れようとするときには、当該派遣労働者を雇い入れるよう努める必要があることにも留意が必要である。

イ いわゆる「26 業務」における派遣受入可能期間と雇用契約申し込み義務

いわゆる「26 業務」については、派遣受入可能期間の制限なく派遣労働者を受け入れることが可能となっている。しかし、3年を超える期間継続して同一の派遣労働者を受け入れている場合において、当該同一の業務に労働者を従事させるために、新たに労働者を雇い入れようとするときは、その派遣労働者に対して雇用契約の申し込みをする義務が生じることとなる。雇用契約申し込み義務に伴う採用についての留意点は、「26 業務」以外の場合と同様になる。

ウ その他の留意すべき事項

地方公共団体に派遣されている派遣労働者が、故意または過失によって違法に他人に損害を加えた場合、国家賠償法第1条により当該地方公共団体がこれを賠償することになる。

一方、派遣労働者は刑法上の「公務員」とはされないことから、公務員に課せられる職権濫用や収賄の対象とはならない。また、業務上知り得た秘密の保持についても、契約において担保することが必要となる。労働者派遣契約の活用については、このような点も踏まえ、十分な検討を行うことが必要である。